

第5次平田村総合計画 後期基本計画

自然に包まれ

健康でおだやかな暮らしのできる

高原のむら

令和3年3月

平 田 村

村長あいさつ



本村では、平成 28 年 3 月に「第 5 次総合計画」を策定し、「自然に包まれ健康でおだやかな暮らしのできる高原のむら」を将来像に掲げ、これまで「前期基本計画」に基づき各施策を展開してきたところです。

この間、ひらた清風中学校の校舎新築をはじめ、こども園の統合及び園舎の新築、ジュピアランドひらたの「世界のあじさい園・ゆり園」の開園のほか、住民の福祉向上施策に積極的に取り組み、本村が目指す将来像の実現に向けて着実な成果を上げて参りました。

一方で、少子高齢化や人口減少の加速化、高度情報化社会の進展など本村を取り巻く状況は日々変化しております。さらに、近年は全国で頻発する大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症の蔓延など、社会経済や医療面にも大きな影響が生じており、村民の生活を守るために新たな課題にも迅速に対応していく必要があります。

こうした状況のもと、今後の本村のむらづくりの基本的な方向性と将来の目標を村民とともに共有し、村民が安心して暮らせるむらづくりをさらに推進していくため、このたび令和 7 年度を目標年度とした「後期期基本計画」を策定しました。また本計画は、国のまち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少から生じる諸課題を克服するための具体的な施策をまとめた「第 2 期平田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に策定しました。

今後、本計画をむらづくりの行動指針として、持続可能なむらづくりの実現のため全力で村政運営に取り組んで参りますので、村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、慎重なご審議を賜りました村総合開発審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査などで数多くの貴重なご意見をいただきました村民の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

平田村長 澤村 和 明

目次

I. 総論	1
1. 策定の趣旨	1
2. 策定の基本的視点	1
(1) 現行基本構想に沿った計画	1
(2) 分かりやすく実効性のある計画	1
(3) 持続可能な行財政運営を推進する計画	1
(4) 協働のむらづくりの推進	1
(5) 総合戦略と一体的な計画	2
3. 総合計画の構成等	2
(1) 構成・計画期間	2
(2) 評価・検証	2
4. 本村の概要	3
(1) 位置と地勢及び人口	3
(2) 村民ニーズ（アンケート調査結果）	6
5. 本村を取り巻く時代の潮流	11
(1) 人口減少・超少子高齢社会の到来	11
(2) 大規模な自然災害等の発現率の高まり	11
(3) 地方分権時代の到来	11
(4) 産業構造や雇用形態の変化	11
(5) 地域コミュニティの希薄化	11
6. 本村の課題	12
(1) 人口減少問題	12
(2) 産業振興分野	12
(3) 保健・医療・福祉分野	12
(4) 教育・文化分野	12
(5) 生活環境分野	13
(6) 住民との協働分野	13
II. 基本構想	15
1. 将来像	15
2. むらづくりの基本目標	15
3. 将来人口目標	16
4. 政策の体系	17
5. 政策の大綱	18
基本目標① 心やすらぐ あんしん快適の平田村	18
基本目標② 心おどる にぎわい交流の平田村	20
基本目標③ 心つながる ふれあい協働の平田村	22

Ⅲ. 後期基本計画	23
基本目標① 心やすらぐ あんしん快適の平田村	23
政策 1 健やかに暮らせる環境づくり	23
政策 2 子育てをしやすい環境づくり	31
政策 3 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり	34
政策 4 環境に配慮した循環型社会の形成	42
政策 5 自然と調和した生活環境づくり	48
政策 6 安心して暮らせる環境の整備	52
基本目標② 心おどる にぎわい交流の平田村	62
政策 7 快適な都市空間の形成	62
政策 8 産業の振興・経済の活性化	70
政策 9 魅力あふれる観光の振興	81
政策 10 豊かな心を育てる教育の充実	83
政策 11 生涯学習社会の形成	90
政策 12 地域に根ざした文化芸術の創造と振興	96
基本目標③ 心つながる ふれあい協働の平田村	98
政策 13 多様な交流の促進	98
政策 14 コミュニティを軸とした協働のむらづくり	100
政策 15 多様性を認める社会の確立	105
政策 16 時代の要請に対応した行財政運営	107
Ⅳ. 人口ビジョン	113
1. 人口の現状分析	113
(1) 人口の推移	113
(2) 人口の自然増減	116
(3) 人口の社会増減	119
(4) 産業別就業者の状況	126
2. 将来人口推計	129
(1) 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計	129
(2) 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度	131
3. 人口の将来展望	132
(1) 現状と課題の整理	132
(2) 目指すべき将来の方向	134
(3) 人口の将来展望	136
Ⅴ. 総合戦略	139
1. 基本的な考え方	139
(1) 策定の趣旨	139
(2) 総合戦略の位置づけ	139
(3) 計画期間	140
(4) 効果検証等を踏まえた取組の充実・強化	140

(5) S D G s を踏まえた地方創生の推進	141
2. 総合戦略の効果的推進	142
(1) 政策5原則を踏まえた施策の推進	142
(2) 総合戦略の推進体制	142
3. 本村の現状と課題	143
(1) 人口	143
(2) 村民アンケート結果	148
(3) 中学生アンケート結果	152
(4) 人口減少対策を実施する上での課題	154
4. 基本目標と重点事業	155
基本目標① 安心して働けるむらづくり	157
基本目標② ひとが賑わうむらづくり	160
基本目標③ 結婚・出産・子育てに優しいむらづくり	164
基本目標④ 未来へつなぐむらづくり	167
VI. 附属資料	171
1. 計画策定の経過	171
2. 平田村総合開発審議会	173
3. 平田村振興計画策定委員会	173
4. 平田村振興計画策定幹事会（ふるさとづくり推進プロジェクト会議）	173

I. 総論

1. 策定の趣旨

本村では、平成 28 年 3 月に「自然に包まれ健康でおだやかな暮らしのできる高原のむら」を将来像に第 5 次平田村総合計画を策定し、「基本構想」と「前期基本計画」に基づく村政運営を行ってきました。この前期基本計画は、各分野別に取り組む施策を体系的に位置づけた 5 年間の計画であり、令和 2 年度をもってその計画期間が満了しました。

この間、全国的な人口減少や少子高齢化の進行、情報化社会の進展、大規模自然災害の多発、新たな感染症の発生など迅速な対応が迫られ、今後も持続可能な村づくりを進めるにあたり、これまでの成果と今後の課題を踏まえ、第 5 次平田村総合計画後期基本計画を策定しました。

なお、本計画には「第 2 期平田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含する計画とします。

2. 策定の基本的視点

(1) 現行基本構想に沿った計画

基本構想は、前期 5 年が経過することから、本村を取り巻く社会経済情勢の変化に合わせて内容を検証しますが、村づくりの将来像や基本目標については、現行の基本構想を維持することとしました。

(2) 分かりやすく実効性のある計画

前期基本計画の各施策の評価結果を踏まえるとともに、各種統計資料や他市町村との比較、村民アンケート調査等を実施し、各施策の達成状況等を評価するために目標指標を見直しました。

(3) 持続可能な行財政運営を推進する計画

急激な人口減少や厳しい財政状況を踏まえながら、限られた財源を有効に活用し、長期に安定した行財政運営が図られるよう、より効率的で実現性の高い計画の策定を目指しました。

(4) 協働のむらづくりの推進

村民のための計画であることを念頭に、村民や各種団体等と連携して実施していく必要がある施策を計画に盛り込み、「協働のむらづくり」をより一層推進していくこととしました。

(5) 総合戦略と一体的な計画

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は総合計画と密接に関係することから、第2期総合戦略を後期基本計画と一体化し、総合戦略と基本計画の計画期間を合わせることで、それぞれの計画の実現性を高めます。

3. 総合計画の構成等

(1) 構成・計画期間

本計画は「基本構想」と「基本計画」で構成されており、その内容及び計画期間は以下のとおりです。

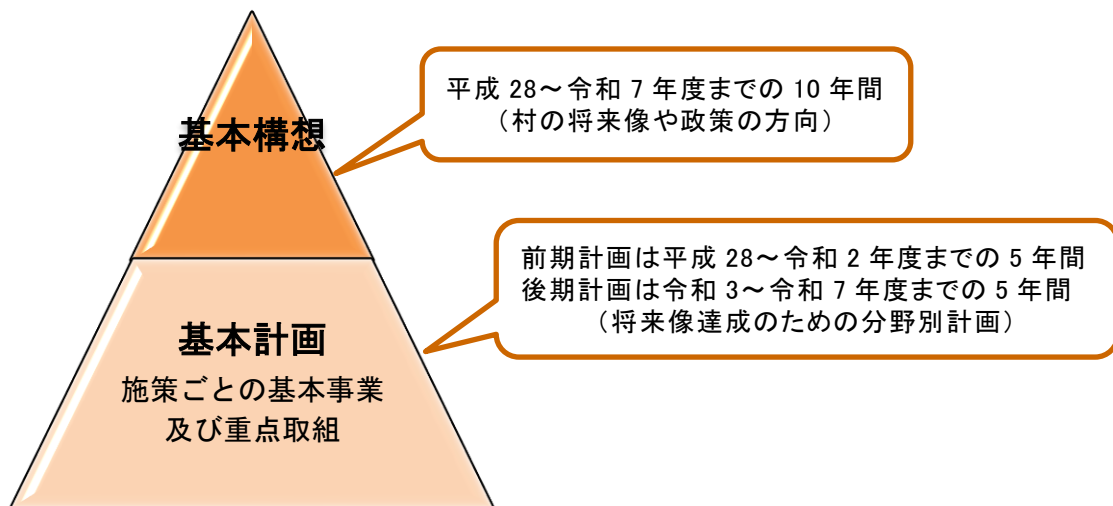
■基本構想

基本構想は、本村の特性、住民のニーズ、時代の潮流、本村の置かれている位置や直面する課題等を検討し、将来像や基本目標、そして、それを実現するための施策の体系等を示すものであり、平成28年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする10か年の長期構想です。

■基本計画（前期・後期）

基本計画は、基本構想の施策の体系に基づき、本計画期間において取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。

計画期間は、前期計画を平成28年度から令和2年度までの5年間とし、後期計画は令和3年度から令和7年度までの5年間としています。



(2) 評価・検証

基本計画が計画通り進捗しているかを確認するため、毎年基本事業及び重点取組の評価を行い、PDCAサイクルに基づいた検証に努めます。

4. 本村の概要

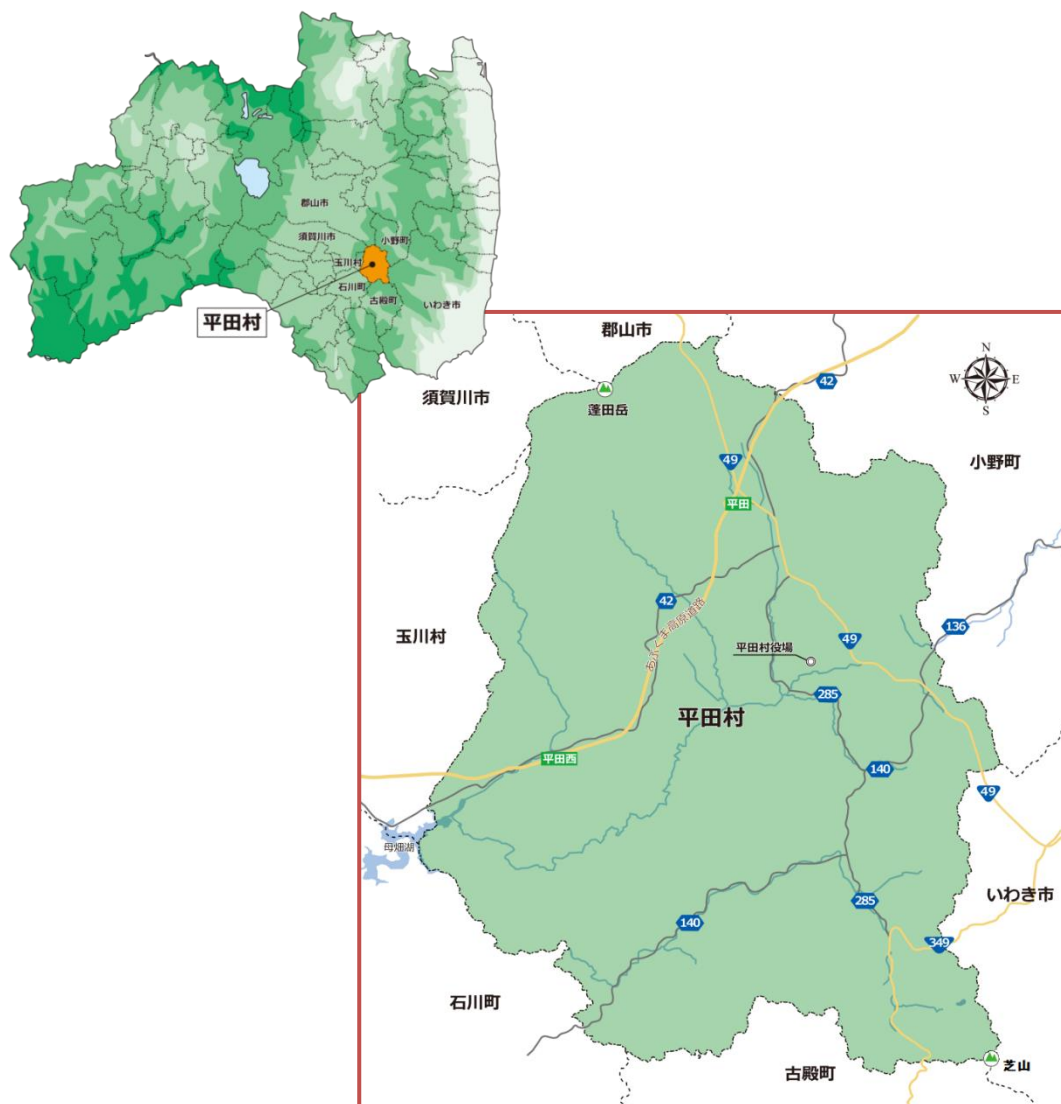
(1) 位置と地勢及び人口

① 位置と地勢

本村は、福島県の南部、石川郡の北東部に位置し、93.42 km²の面積を有する阿武隈高原の豊かな自然に恵まれた村です。

周囲を山に囲まれ、村内の最も標高が高いところは村のシンボルである蓬田岳（標高 952.23m）となっており、高原性の気温特性を有しています。

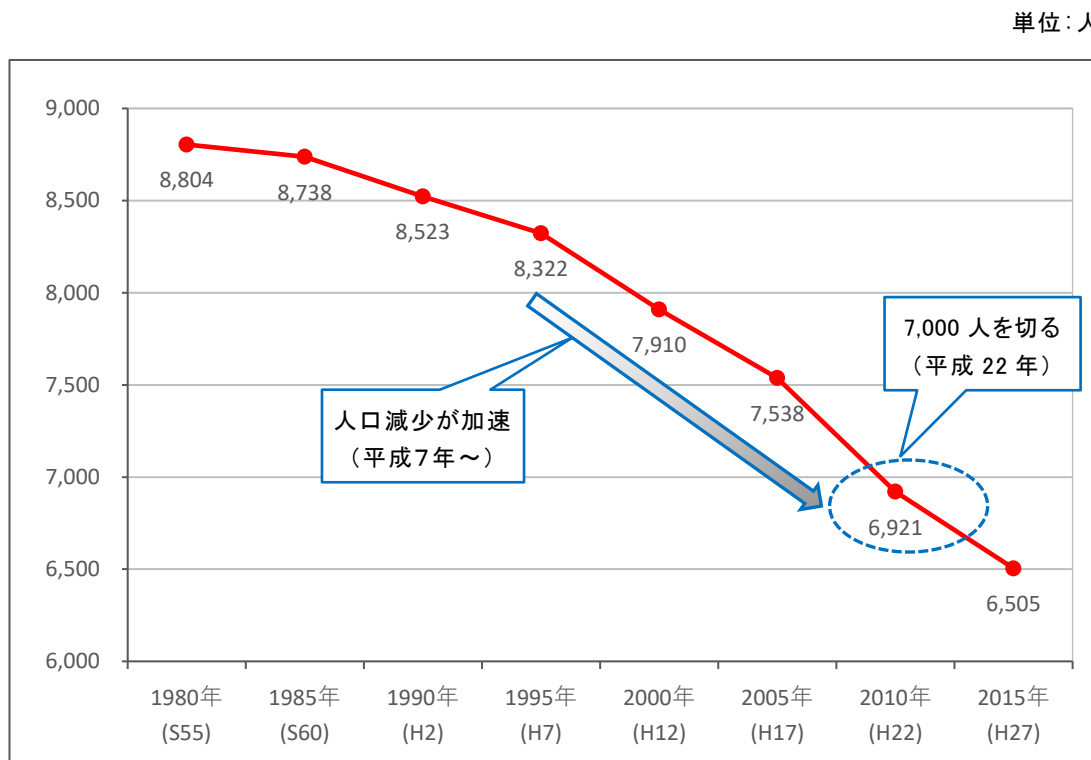
村内には、鉄道は走っていませんが、国道 49 号が村の北東部を貫き、国道 349 号が村の南東部を通っており、また、あぶくま高原道路が村のほぼ中心を東西に横切っています。これら主要幹線道路を中心に、県道や村道などが交通の骨格を形成しています。



② 人口の推移

人口の推移をみると、昭和 55 年には既に人口減少段階に入っています。昭和 60 年までは微減で推移していたものの、平成 7 年から人口減少が一気に加速し、平成 22 年には 7,000 人を割り込みました。

平成 27 年には 6,505 人と、この 30 年間で 2,233 人減少したことになり、昭和 60 年と比較すると減少率は 25.6%となっています。

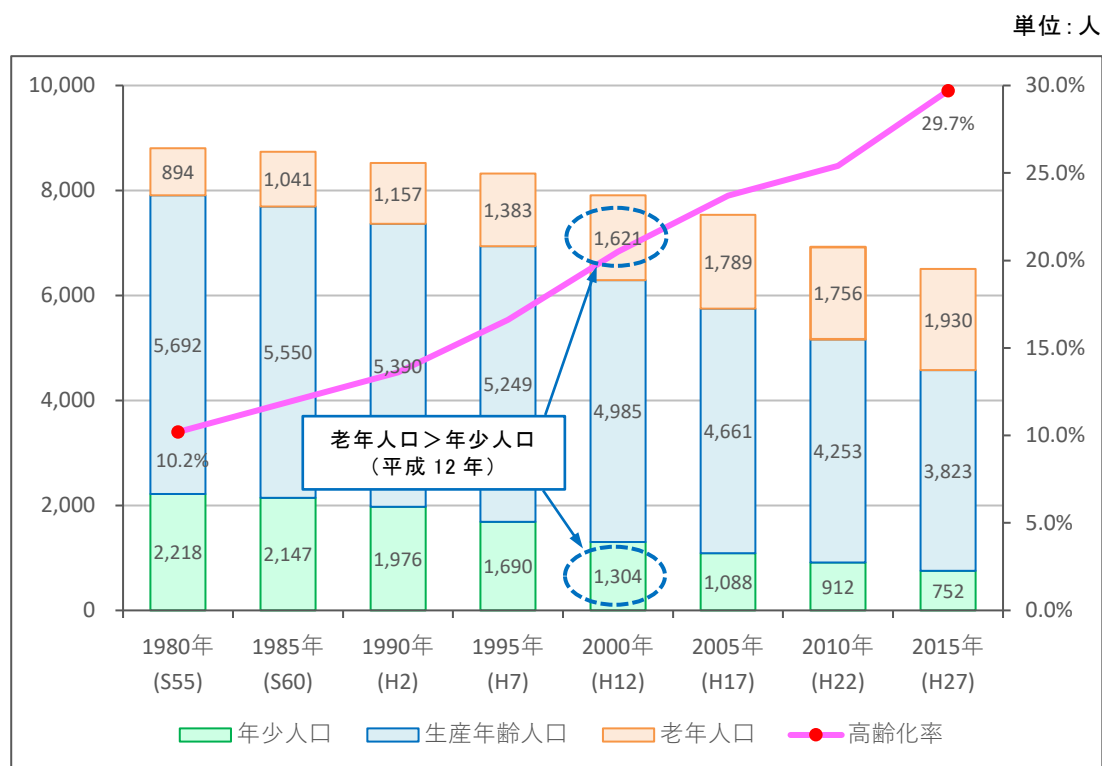


資料：国勢調査

本村の年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）は昭和55年以降一貫して減少傾向にあります。昭和60年には5,550人でしたが、平成27年には3,823人となり、昭和60年から30年間で約31.1%の減少となりました。年少人口（0～14歳）は、さらに大幅な減少が続いており、昭和60年の2,147人から平成27年の752人となっており、30年間で約64.9%の減少となっています。

年少人口と生産年齢人口が年々減少する一方で、老年人口（65歳以上）は増加しています。平成12年には老年人口が年少人口を上回り、平成27年には、老年人口が年少人口の約2.56倍となっています。

また、高齢化率も年々上昇し、平成27年には29.7%となっています。これは、生産年齢人口約2人で1人の老年人口を支えていることになります。



資料：国勢調査

(2) 村民ニーズ（アンケート調査結果）

① 調査目的

本計画の策定にあたって、村の現状評価や定住意向をはじめ、今後期待するむらづくりの方向、各分野における要望など、村民の意向を把握するとともに、計画づくりの基礎資料を得るためにアンケート調査を実施しました。

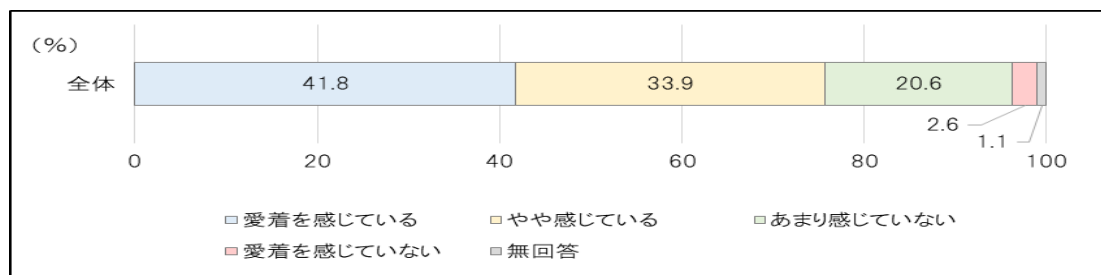
② 調査対象及び調査方法

項 目	内 容
調 査 対 象	村内に居住する 18 歳以上の男女
配 布 数	5 0 0
有効回収数	1 8 9
有効回収率	3 7 . 8 %
抽 出 法	無作為抽出
調 査 方 法	郵送による配付回収
調 査 時 期	令和 2 年 7 月

③ 村への愛着度について

問 2 あなたは、本村に「自分のむら」としての愛着をどの程度感じていますか。

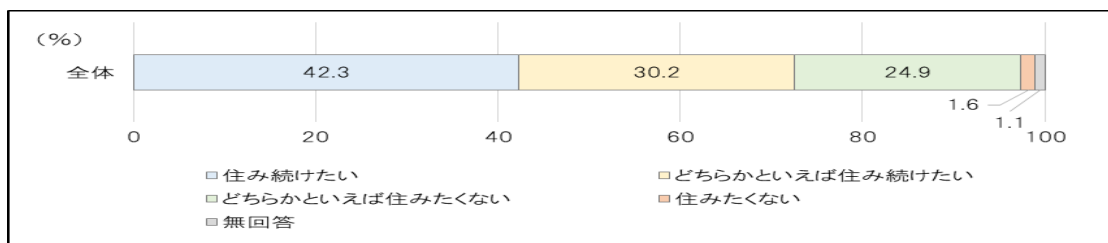
- 「愛着を感じている・やや感じている」が 75.7%、一方「愛着を感じていない・あまり感じていない」は 23.2%。
- 平成 26 年度調査では、「愛着を感じている・やや感じている」が 79.9%、一方「愛着を感じていない・あまり感じていない」は 17.9%。



④ 今後の定住意向について

問3 あなたは、これからも本村に住み続けたいと思いますか。

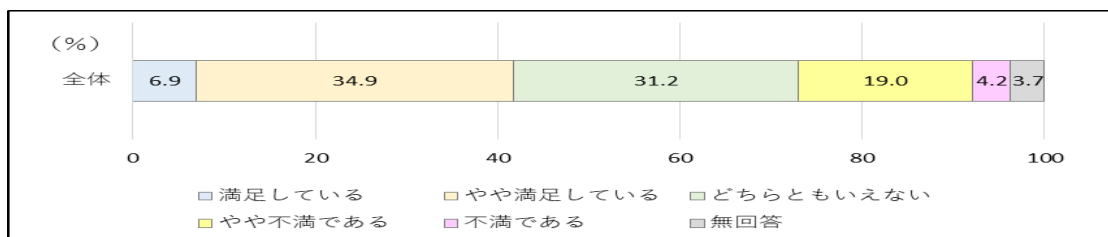
- 「住み続けたい・どちらかといえば住み続けたい」が72.5%、一方「住みたくない・どちらかといえば住みたくない」は26.5%。
- 「住みたくない・どちらかといえば住みたくない」の理由は「村内に適当な職場が少ない」が第1位。
- 平成26年度調査では、「住み続けたい・どちらかといえば住みたくない」が74.8%、一方「住みたくない」は19.6%
- 平成26年度調査では、「住みたくない・どちらかといえば住みたくない」の理由は「日常の買い物が不便」が第1位。



⑤ 全体的な村の暮らしやすさについて

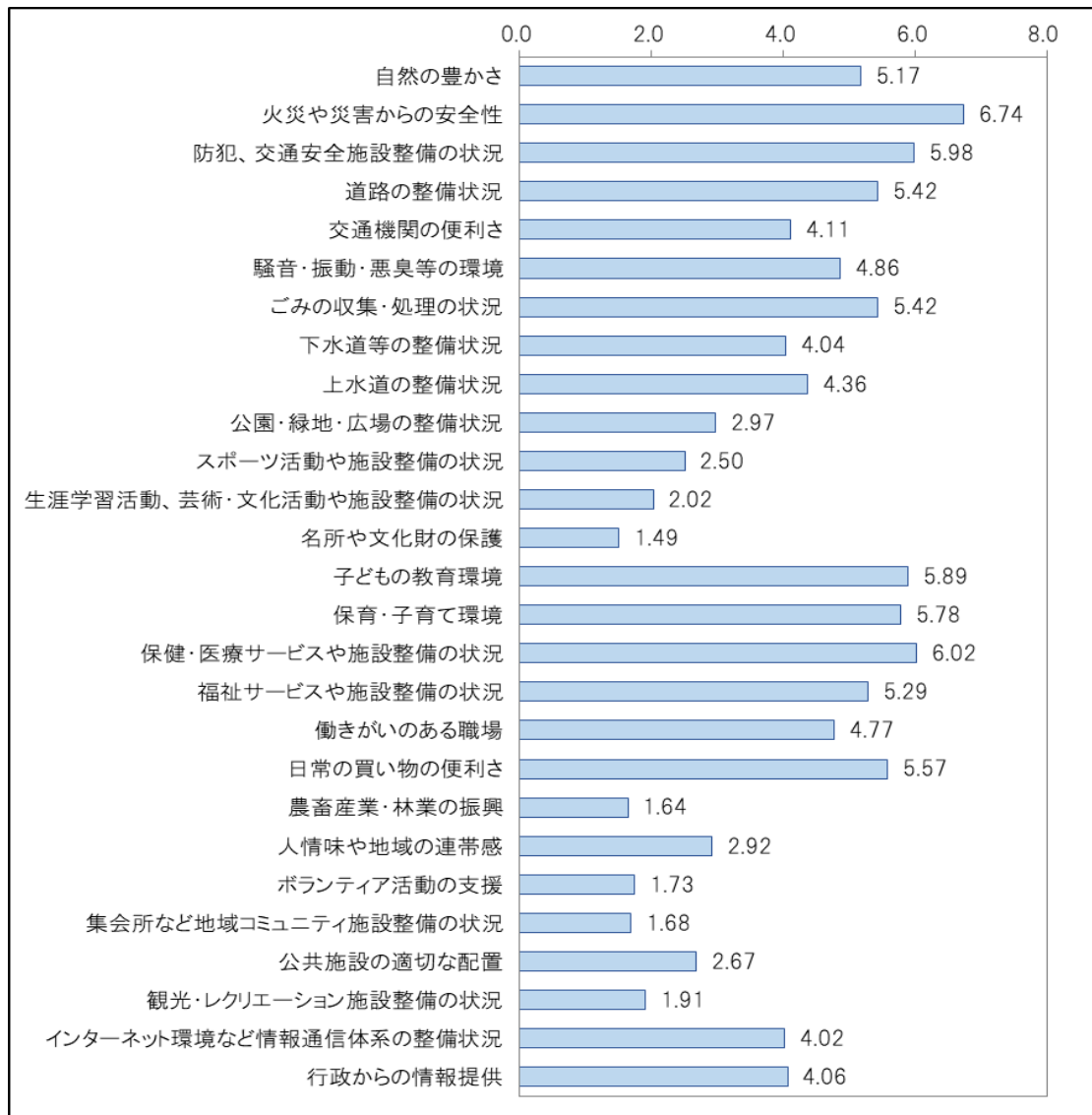
問5 全体的にみた、本村の暮らしやすさについてどのように感じていますか。

- 「満足している・やや満足している」が41.8%、「どちらともいえない」が31.2%、「不満である・やや不満である」が23.2%。
- 平成26年度調査では、「満足している・やや満足している」が45.9%、「どちらともいえない」が28.9%、「不満である・やや不満である」が22.6%。



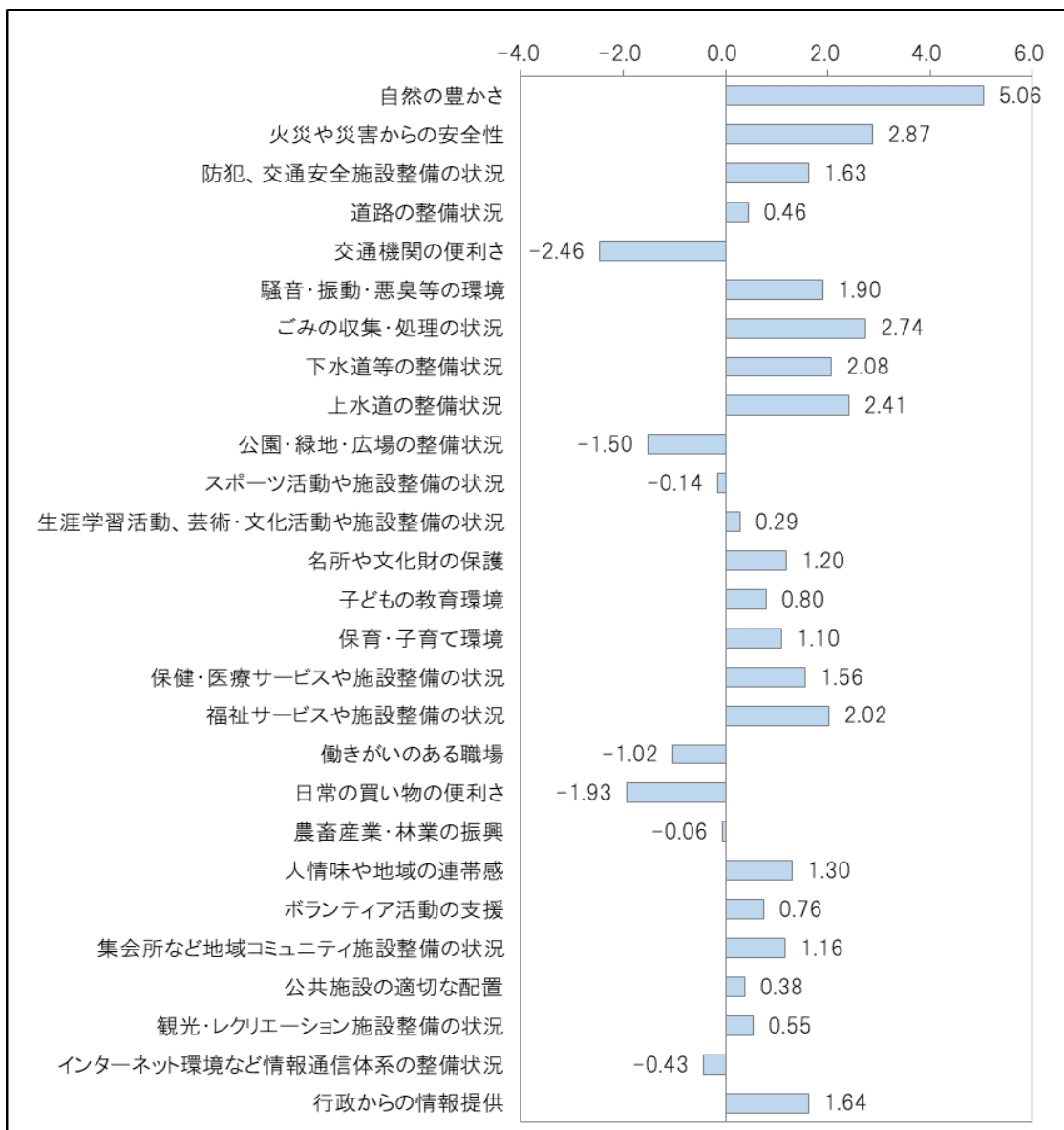
⑥ 村の各環境に関する重要度

- 重要度の最も高い項目は「火災や災害からの安全性」、次いで「保健・医療サービスや施設整備の状況」、「防犯、交通安全施設整備の状況」の順。
- 平成 26 年度調査では、重要度の最も高い項目は「火災や災害からの安全性」、次いで「ごみの収集・処理の状況」、「保健・医療の状況」の順。



⑦ 村の各環境に関する満足度

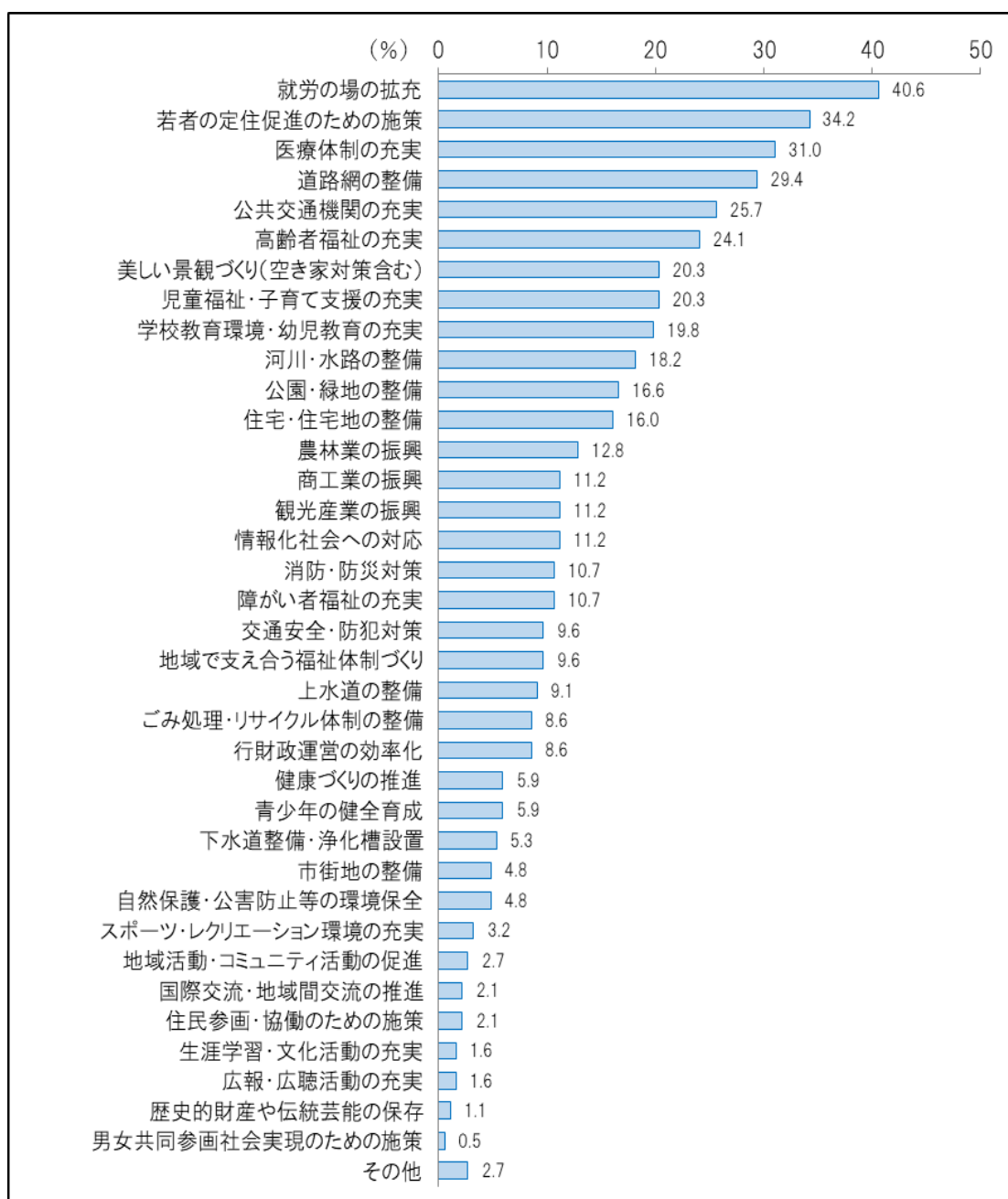
- 満足度の最も高い項目は「自然環境の豊かさ」、次いで「火災や災害からの安全性」「ごみの収集・処理の状況」の順。
- 満足度の最も低い項目は「交通機関の便利さ」、次いで「日常の買い物の便利さ」「公園・緑地・広場の整備状況」の順。
- 平成 26 年度調査では、満足度の最も高い項目は「自然環境の豊かさ」、次いで「ごみの収集・処理の状況」、「火災や災害からの安全性」の順。
- 平成 26 年度調査では、満足度の最も低い項目は「働きがいのある職場」、次いで「交通機関の便利さ」、「日常の買い物の便利さ」の順。



⑧ 重点的に取り組むべき施策

問6 あなたは、村の行政の中で、今後、特に力を入れてほしいと思うことは何ですか。

- 「就労の場の拡充」が第1位。次いで「若者の定住促進のための施策」、「道路網の整備」、「公共交通機関の充実」、「高齢者福祉の充実」の順。
- 平成26年度調査では、「若者の定住促進のための施策」が第1位。次いで「就労の場の拡充」、「高齢者福祉の充実」、「道路網の整備」、「児童福祉・子育て支援の充実」の順。



5. 本村を取り巻く時代の潮流

(1) 人口減少・超少子高齢社会の到来

わが国の総人口は平成 20 年をピークに減少に転じました。また、65 歳以上の高齢者が増加し、65 歳以上の高齢者の占める割合が総人口の 21%を超えた社会、いわゆる“超高齢社会”に突入しており、令和 12 年には 40%を超えると推計されています。

(2) 大規模な自然災害等の発現率の高まり

国では、平成 26 年 6 月、「国土強靱化基本計画」を閣議決定し、平時からの大規模自然災害等に対する備えに取り組み始めています。

これにより、ハード・ソフト両面からの防災・減災への取組のほか、情報通信や交通などの冗長性や代替性の確保など、今後さらなる大規模自然災害等への対策が求められています。

(3) 地方分権時代の到来

地方分権は、住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体が自らの権限と財源により行うというものです。これに伴い、従来、国の政省令で定められていた施設・公物設置管理の基準などについては都道府県または市町村の条例で定めることとされました。

福島県をはじめ、県内市町村においても、様々な事務・権限が委譲されてきています。

(4) 産業構造や雇用形態の変化

わが国の産業別就業者構成は、高度経済成長期を通じて農林漁業が減少し、製造業が増加するとともに、1970 年代以降はサービス業の増加が大きくなっています。また、こうした産業構造の変化に伴い、職業構造も変化してきました。福祉、介護事業、流通・物流事業、無店舗小売事業、情報サービス事業などが今後の主力分野となって、雇用に貢献していくことが期待されています。

(5) 地域コミュニティの希薄化

都市部への人口集中が続いており、中山間地域の一部や過疎地では大幅な人口減少が進行しているため、経済活動の維持・活性化が一層困難になっており、地域コミュニティの活力低下につながっています。特に、大規模事業所の閉鎖などにより急激な人口減少が起こり、著しく高齢化が進むと、既存の地域コミュニティが維持できなくなることが危惧されます。

6. 本村の課題

(1) 人口減少問題

本村の人口は減少傾向で推移しており、特に少子高齢化が進行するとともに、生産年齢人口の減少も進んでいます。

人口減少は、地域経済の活力を弱め、税収の減少に伴う公共サービスの低下など、様々な面で影響を及ぼす可能性があります。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計に準拠し、まち・ひと・しごと創生本部が行った人口推計結果では、本村の人口は令和 28 年に 4,239 人まで減少すると予測されています。

国や県も人口減少対策を重点施策に位置付けており、本村においても、この豊かな自然に恵まれた郷土を次世代に引き継いでいくために、この 10 年間は大きく、困難な課題に立ち向かっていく必要があります。

(2) 産業振興分野

本村は、葉たばこや水稻、畜産を主要産業として発展してきましたが、近年は自然薯・アスパラガス・高原野菜など、時代に応じた作物の経営も増加傾向にあります。しかし、平成 23 年に発生した福島第一原子力発電所の事故の影響により、今なお農産物に対する風評被害が続いています。

また、あぶくま高原道路の開通によって利便性が増した立地特性を活かした工業団地等への企業誘致、目を見張る美しい光景を作り出すジュピアランドひらたの芝桜やあじさい、道の駅ひらたを代表とする観光、比較的規模の大きな病院を中心とした医療・介護事業など、農業だけでなく地域の活力を生み出す産業の多様性が広がりを見せています。

地域経済を支える農家や企業、勤労者など雇用環境の充実を促進し、さらなる産業振興策を図っていく必要があります。

(3) 保健・医療・福祉分野

保健・医療・福祉分野では、健康づくりや高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援などそれぞれの分野の個別計画に基づき計画的な事業運営を行っています。しかし、福祉サービスは国の法令や制度改正によって刻々と変化しており、さらに高齢者福祉についてはサービスを受けたい人が増加傾向にあることから、受入れ施設などのサービス提供体制の充実が求められています。

今後、少子高齢化が一段と進行することが見込まれる中、村民誰もが安心して暮らせるようにするため、関係機関とさらなる連携を図り、利用者の立場でサービスが提供できる体制を構築していく必要があります。

(4) 教育・文化分野

学校教育や生涯学習、生涯スポーツなど、生涯にわたって教育を受けられる環境整備に努めてきました。また、地域文化の継承や国際交流・地域間交流など、村の文化度を高める各種施策にも、村民とともに取り組んでいます。

学校や公民館などを中心に、活動内容の周知と充実を図り、より多くの村民が参加し、地域の絆や学ぶこと、体を動かすことの喜びをともに実感できるようにしていくことが必要です。

(5) 生活環境分野

道路や上下水道、公園、住環境、ごみ処理など、村民の生活に欠かすことのできない社会インフラ、のうち一部は老朽化対策や耐震化が必要な状況ですが、工事費が高騰しており財政面での調整が必要なことから、早急な対応が難しい状況にあります。

さらに、交通安全や防犯・防災など、村民の安全を守るための取組においても、施設・設備の更新や組織体制の強化が必要になっています。

生活環境を整え、村民が安全な暮らしを送れるよう、村民の理解と協力を得ながら計画的に事業を行っていく必要があります。

(6) 住民との協働分野

地域のことは地域の人が一番よく知っており、課題に対する対策を講じていくときは、地域住民とともに進めていくことが重要です。本村には、花いっぱい運動や道路愛護・河川クリーンアップ作業をはじめとした地域活動が根付いています。また、農業を基幹産業としていたことから、協力し合う風土は失っていません。「自らの地域は自らの手で」守っていく住民協働を今後も推進し、健全で明るい自立したむらづくりを進めていく必要があります。

Ⅱ. 基本構想

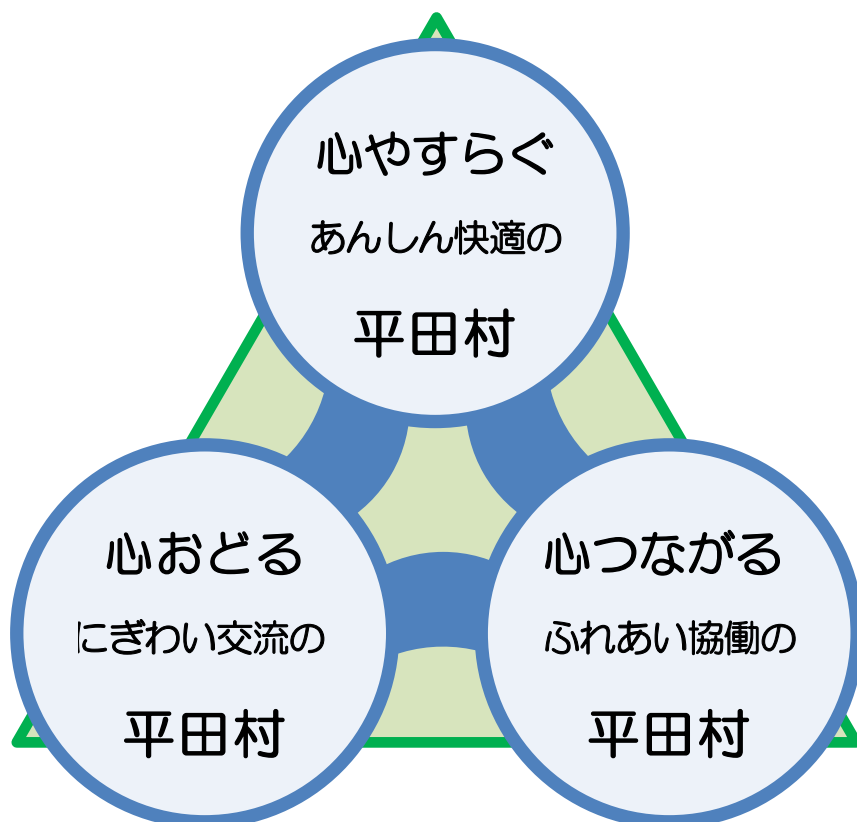
1. 将来像

～ 自然に包まれ健康でおだやかな暮らしのできる高原のむら ～

本村は阿武隈高原にあり、冷涼な高原性の気候から生み出される野菜は「高原野菜」として高く評価され、ジュピアランドひらたの芝桜も、寒暖の差で色鮮やかと評されます。

農業のむらとして発展してきた本村は、近年、あぶくま高原道路の開通により、アクセス性が飛躍的に向上しました。また、医療・福祉環境をはじめ、村民の健康を守る環境が充実しつつあり、今後も力を入れていき、健康で心穏やかに暮らせるむらづくりを村民とともに進めます。

2. むらづくりの基本目標



3. 将来人口目標

本村の総人口は、平成 22 年国勢調査で 6,921 人、平成 27 年国勢調査で 6,505 人となっており、依然として減少傾向で推移しています。

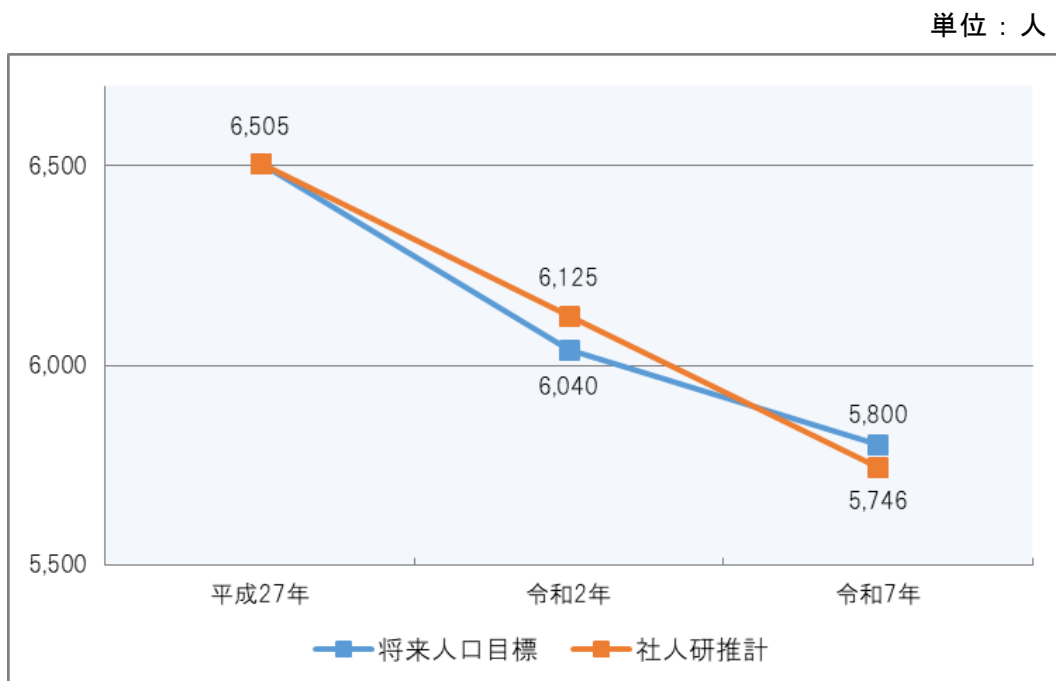
今回、後期基本計画の策定にあたり、あらためて社人研推計に基づき将来人口を推計した結果、令和 7 年には 5,746 人程度になると予測されています。現行の基本構想における令和 7 年の人口目標は「5,800 人」であり大きな乖離がない状況にあることから、引き続き令和 7 年の人口目標は

5,800 人

とします。

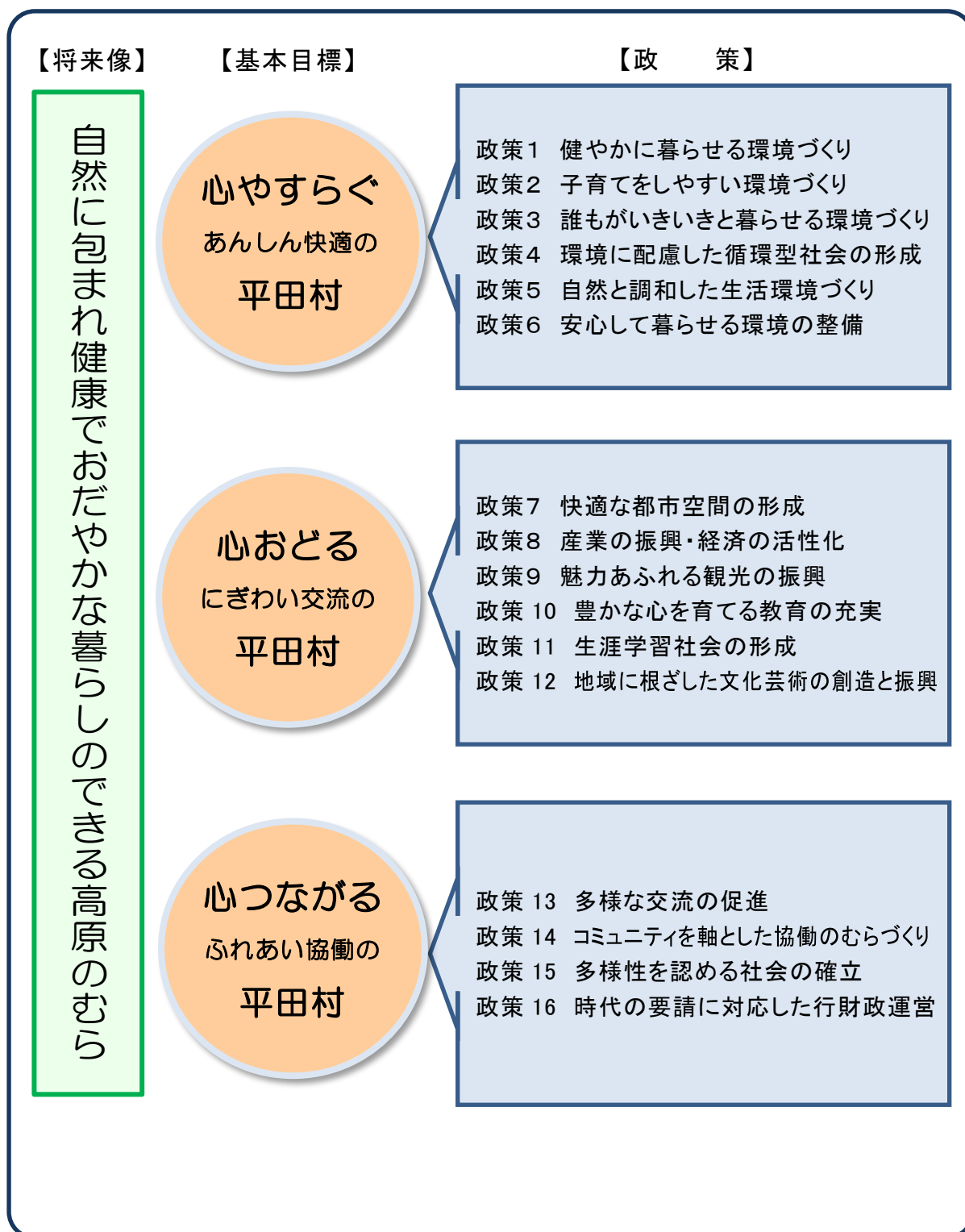
なお、今回行った社人研推計に基づく将来人口推計は、5 年前より減少幅が縮小し改善傾向が見られます。これは、一時的な合計特殊出生率の上昇と平成 27 年国勢調査確定人口が推計を上回ったことによるもので、実際には急激な人口減少が続いているものと推測されます。

今後、本計画を積極的に推進し、移住・定住につながる施策を講じていく中で、現在村に住んでいる人にとっても、村外から転入してくる人にとっても、働きやすく、子育てしやすい、快適に暮らせるむらづくりを進めることで、いち早く人口減少に歯止めをかける必要があります。



資料：国勢調査、まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートより作成

4. 政策の体系



5. 政策の大綱

基本目標① 心やすらぐ あんしん快適の平田村

政策1 健やかに暮らせる環境づくり

施 策	
1-1	保健・医療の充実
1-2	社会保障制度の適切な運営

すべての村民が健康で元気に暮らせるよう、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指す健康づくりを推進するとともに、高度化、多様化する医療ニーズに対応できるよう、広域的連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

また、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、国民年金制度の周知・啓発と適正運用を進めるとともに、関係機関や民生児童委員と連携しながら、生活困窮者の自立に向けて支援を行っていきます。

政策2 子育てをしやすい環境づくり

施 策	
2-1	児童福祉・子育て支援の充実

家庭、行政、企業などがそれぞれの役割を果たし、子育てを地域社会全体で支える仕組みづくりに努めるとともに、安心して子どもを生み育てられるよう、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制の充実を図ります。また、非行や犯罪被害から子どもを守るよう努めるとともに、要保護児童への総合的支援を推進します。

政策3 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり

施 策	
3-1	地域で支え合う福祉の推進
3-2	障がい者福祉の充実
3-3	高齢者福祉の充実

誰もが住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らせるよう、広報・啓発活動や福祉教育などを通じて村民の福祉意識の高揚を図るとともに、村民や関係機関・団体と一体となった地域福祉推進体制の整備を推進します。

また、障がい者や高齢者がいきいきと暮らせるよう、関係機関・団体や事業者等との連携を強化して支援推進体制を充実し、様々な介護・自立支援施策を推進します。

政策 4 環境に配慮した循環型社会の形成

施 策	
4－1	環境衛生の充実
4－2	再生可能エネルギーの導入
4－3	安全で安定した水道水の供給

平田村らしい美しい自然と農村の景観を次代に継いでいけるよう、村民と協働で、環境の保全と美化に努めるとともに、再生可能エネルギーの普及と導入に努め、環境を大切に作る特色あるむらづくりを推進します。

また、安全な水道水の安定供給のため、水道施設の計画的な更新と健全な水道事業体制の確立を推進します。

政策 5 自然と調和した生活環境づくり

施 策	
5－1	公園・緑地・水辺の整備
5－2	下水道・排水処理施設の整備

めぐまれた自然を活かした特色ある公園や緑地の整備を図るとともに、下水道・排水処理施設の整備と利用の普及に努め、自然と調和した生活環境づくりを推進します。

政策 6 安心して暮らせる環境の整備

施 策	
6－1	消防・救急体制の充実
6－2	防災体制の整備
6－3	交通安全・防犯対策の充実
6－4	消費者対策の充実

常備消防・救急体制の充実と地域消防力の一層の強化、大地震をはじめとする災害への対応を見越した総合的な防災体制の強化、交通安全対策の一層の推進と村民や関係機関・団体と連携した防犯体制の強化、複雑かつ多様化する消費者問題への対策の充実を図り、誰もが安全に安心して暮らせるむらづくりを推進します。

基本目標② 心おどる にぎわい交流の平田村

政策 7 快適な都市空間の形成

施 策	
7-1	合理的な都市計画の推進
7-2	空き家対策を含む居住環境の整備
7-3	道路・交通ネットワークの整備

将来にわたって持続可能な地域社会を構築していくため、都市機能や拠点機能の集約、公共施設などの有効活用と適正配置について検討するとともに、空き家の活用や民間活力の取り込みを含む住宅施策の推進、便利で安全な道路・交通ネットワークの整備を図り、定住・移住を促進する快適な生活空間の形成を目指します。

政策 8 産業の振興・経済の活性化

施 策	
8-1	農林業の振興
8-2	商工業の振興
8-3	雇用・勤労者対策の充実

意欲的な農業者の育成と農業生産基盤の整備、生産物の高付加価値化などに努め、農業生産の維持と持続的発展、農業・農村の持つ多面的機能の発揮を目指すとともに、森林を活用する総合的な取組に努めます。

また、異業種連携や既存企業の留置、企業誘致を図り、商工業の活性化に取り組むとともに、雇用機会の創出・確保を促進していきます。

政策 9 魅力あふれる観光の振興

施 策	
9-1	観光資源の創造と観光客誘致の推進

観光拠点となるジュピアランドひらたの整備を進めるとともに、ジュピアランドひらたと道の駅ひらたを中心に村の観光PRを推進し、交流人口の増加と定着を図ります。

また、商工会や道の駅ひらたと連携して特産品づくりに取り組むとともに、近隣市町村等と連携して、広域による観光PRの充実を図ります。

政策 10 豊かな心を育てる教育の充実

施 策	
10－ 1	学校教育の充実
10－ 2	青少年の健全育成

次代を担う子どもたちの豊かな心とたくましく生きる力を育むため、教育内容の充実と教育環境の整備を積極的に推進し、総合的に学校教育の充実を図るとともに、地域住民、関係機関・団体と連携、協力しながら、青少年の健全育成に努めます。

政策 11 生涯学習社会の形成

施 策	
11－ 1	生涯学習の推進
11－ 2	スポーツの振興

子どもから高齢者まで、すべての村民が生涯にわたって、学習活動やスポーツ活動を自ら行っていけるよう、体制の整備や施設の充実、指導者の育成・確保に取り組み、活動の場と機会の提供を図ります。

政策 12 地域に根ざした文化芸術の創造と振興

施 策	
12－ 1	文化芸術活動の推進と文化財の活用

村民が自由に文化芸術活動を行っていけるよう活動の場の確保に努めるとともに、優れた文化芸術を鑑賞する機会の充実に努め、地域文化の振興に努めます。

また、伝統文化の保存団体への支援や文化財の保護と周知に努め、次代を担う子どもたちが伝統文化に接する機会をつくり、豊かな人間性を養うとともに、将来にわたって伝統文化が継承され発展するよう土台となる環境を整備します。

基本目標③ 心つながる ふれあい協働の平田村

政策 13 多様な交流の促進

施 策	
13－ 1	交流活動の展開と国際化への対応

現在展開されている国内の交流活動への支援を継続するとともに、都市と農村地域の交流活動の拡大を図り、交流人口の増加を目指します。

また、外国語教育や国際理解教育に努めるとともに、外国語での行政サービスの発信に努めます。

政策 14 コミュニティを軸とした協働のむらづくり

施 策	
14－ 1	コミュニティ（地域社会）の育成
14－ 2	協働のむらづくりの推進

コミュニティ意識の高揚と協力体制の整備、活動の支援・促進、施設の整備に取り組み、地域住民の誰もがふれあい、支え合える地域社会の構築を目指します。また、積極的な情報発信と情報交換に努め、「自分たちの地域は自分たちの手で」という精神のもと、村民一人ひとりが主役として参画できる協働のむらづくりを推進します。

政策 15 多様性を認める社会の確立

施 策	
15－ 1	男女共同参画の推進

男女が社会のあらゆる分野に対等な立場で役割と責任を共有しながら参画することができるよう、広報・啓発活動や教育活動を行うとともに、男女共同参画のむらづくりのための体制を整備します。

政策 16 時代の要請に対応した行財政運営

施 策	
16－ 1	行財政改革の推進
16－ 2	広域行政の推進

地方創生時代の将来にわたって持続可能な自治体経営の確立に向け、自主財源の確保や経費の節減・合理化、民間手法の導入などを図り、行財政改革に取り組むとともに、周辺市町村との連携を強化し、村単独では実施困難な事務や、共同で行うことでより高度なサービスの提供可能になる事務など、より効率的な行政運営を目指します。

Ⅲ. 後期基本計画

基本目標① 心やすらぐ あんしん快適の平田村

政策 1 健やかに暮らせる環境づくり

1-1 保健・医療の充実



【基本方針】

すべての村民が健康で元気に暮らせるよう「第2次健康ひらた21」に基づく健康づくりを推進するとともに、関係機関等と連携しながら、地域医療体制の充実を図ります。

【現況と課題】

健康を実現することは、元来、個人の健康観に基づき、一人ひとりが主体的に取り組む課題ですが、健康の実現にはこうした個人の力と併せて、社会全体で個人の主体的な健康づくりを支援していくことが不可欠です。

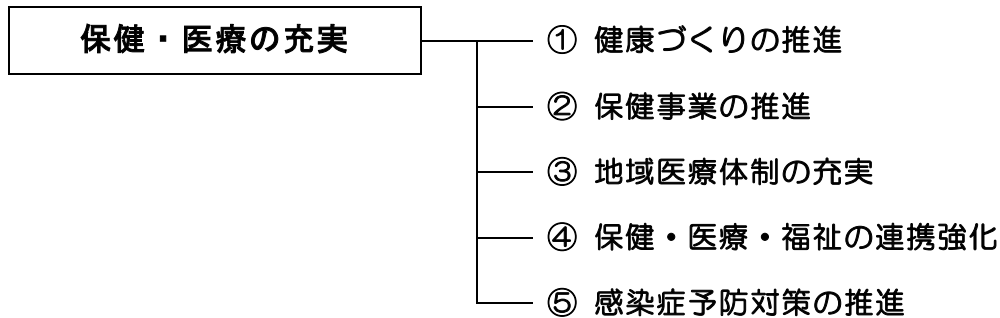
本村では、平成25年度に「第2次健康ひらた21」を策定し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、各種健康診査や健康教育、健康相談、訪問指導を通じた疾病予防、重症化予防の支援をはじめ、生涯の各期に応じた保健事業を積極的に推進してきました。

しかし、本村のがんや心疾患、脳血管疾患による死亡者は未だ多く、特になんと心疾患による死亡率は県平均を上回っており、高血圧や糖尿病などの生活習慣病予防に向けた健診の受診率向上対策や、重症化予防に向けた保健指導のさらなる強化が必要です。さらに、村民の生活習慣に関する調査では、国、県に比べて喫煙率や朝食欠食率が高く、運動習慣の割合が低い、推定食塩摂取量が多いなどの特徴があり、生涯を通じた生活習慣の改善を図るための取組も重要となっています。

今後、各がん検診の受診率は増加傾向にあるものの低率であるため、集団健（検）診に加え、個別健（検）診の拡充や人間ドックの対象年齢・委託医療機関の拡充を図り、がんの早期発見・早期治療に努める必要があります。C型肝炎対策としては、肝炎治療特別促進事業による医療費の一部助成を継続し、肝硬変や肝がんなどの重症化の予防を図ることが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大しており、今後も感染症対策に取り組むとともに、医療ニーズの高度化、多様化に対応するため、関係機関の協力のもと、救急医療体制を含めた地域医療体制の強化を図っていく必要があります。

【施策の体系】



【主要施策】

① 健康づくりの推進

「第2次健康ひらた21」に基づき、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」・「健康に関する生活習慣及び社会環境の改善」・「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」・「健康を支え守るための社会環境の整備」の目標達成に向けた健康づくり運動の拡大と定着化を図り、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指します。

② 保健事業の推進

健康増進事業では、特定健康診査や各種がん検診の受診率向上を目指すとともに、健診事後指導の強化を図ります。さらに、保健師・栄養士が地域、職域を巡回し、健康教室・健康相談・訪問指導の充実を図り、生活習慣病を予防する知識の普及・啓発に努めます。また、生涯を通じた健康運動を推進するため「平田村きずな健康体操」を推進します。

自殺対策事業では、「平田村自殺対策計画」に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない平田村」を目指し、自殺予防の普及啓発、支援人材の育成、相談事業の充実を図るとともに、関係機関と連携し地域全体で自殺対策に努めます。

母子保健事業では、子育て世代包括支援センターを拠点とし、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない「母子保健サービス」「子育て支援サービス」を一体的に提供するとともに、育児支援強化のため、健康診査の実施体制の整備や保健師・助産師・栄養士等による家庭訪問、相談・教室等を開催するとともに、学校と連携し、思春期保健対策の充実を図ります。

歯科保健事業では、幼児健診時の親子歯科健診や乳幼児から高齢者までの年齢層ごとに歯科教室を実施するなど、生涯を通じた歯科保健対策を推進し、歯の健康に関する意識の向上と自己管理能力の定着を図ります。

食育推進事業では、医療、教育などの関係機関や食生活改善推進員、保健推進員などと連携して、乳幼児から高齢者までの各年齢層に応じた栄養教室を開催し、健康と栄養に関する正しい知識と「食育」の重要性について普及に努めます。

予防接種事業では、定期予防接種だけでなく法定外予防接種の実施体制を強化し、疾病の感染予防及び重症化防止を図ります。

③ 地域医療体制の充実

医療ニーズの高度化や多様化、休日夜間を含む救急医療ニーズに対応できるよう広域的連携を一層強化し、地域医療体制の充実を図ります。また、災害発生時における感染症対策のための健康支援、避難所対応等を関係機関と連携し実施します。

④ 保健・医療・福祉の連携強化

県総合医療情報システムを利用し、保健・医療・福祉各分野の情報の一元化を図り、総合的な連携体制の確立に努め、一体的なサービスの提供を推進するとともに、関係行政機関、医師会などの関係団体と連携し、多様化する村民ニーズへの迅速かつ的確な対応を図ります。

⑤ 感染症予防対策の推進

国県と連携した新型コロナウイルスなど感染症への感染予防対策を講じるとともに、村民への迅速な情報提供を図り、感染拡大防止対策の取組を推進します。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
各種がん検診	がんの早期発見・早期治療につなげるため、胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がんの各がん検診を実施
人間ドック費用助成事業（社保）	病気の早期発見・早期治療のために、35 歳から 74 歳までの社保加入者に対して、自己負担分を除いた費用を助成
肝炎治療特別促進事業助成金	肝炎撲滅に向けて、村民が安心して肝炎治療ができ、肝炎の完治を図るため、県肝炎治療費助成に村独自の助成を上乗せ
健康増進事業・食育推進事業・歯科保健事業	各種健康教室・健康相談、栄養教室、成人及び老人歯科教室・相談事業、自殺予防対策事業、健康カレンダー作成、平田村きずな健康体操普及事業
母子保健事業	乳幼児健康診査、妊婦一般健康診査等 離乳食教室、助産師・保健師・栄養士による妊産婦・乳幼児訪問、健康相談、親子教室
予防接種事業	定期予防接種、法定外予防接種

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和 2 年度)	目 標 値 (令和 7 年度)
脳血管疾患による死亡の割合	県保健統計の概況による驚く	%	男性 4. 2 女性 6. 1 (H29～31 平均)	男性 4. 0 女性 6. 0
虚血性心疾患による死亡の割合	県保健統計の概況による	%	男性 4. 2 女性 5. 7 (H29～31 平均)	男性 4. 0 女性 5. 5
特定健康診査受診率	特定健康診査実績報告及び第 3 期特定健康診査・特定保健指導実施計画の計上値	%	4 9. 8 (R 1 年度)	5 0. 0
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	特定健康診査実績報告及び第 2 次健康ひらた 21 計画における中間評価を参考に設定	%	3 4. 2 (R 1 年度)	2 4. 0
新型コロナウイルスワクチン接種率	村民のワクチン接種率	%	0	7 0

1-2 社会保障制度の適切な運営



【基本方針】

村民が健康で文化的な暮らしを営み、不安のない老後の生活を送れるよう、関係機関と連携し、生活困窮者の自立に向けた支援対策とともに、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、国民年金制度の周知と適正運用を進めます。

【現況と課題】

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤として、住民の医療受診機会の確保と健康増進に大きく貢献するとともに、地域保険として重要な役割を果たしており、高齢化社会の進行によりその役割は一層重要なものとなります。

本村では、地域特性に見合った効果的な保健事業を実施するため、「健診」・「医療」・「介護」の各種データを活用し、医療費分析と疾病構造の実態把握に努めるとともに、被保険者の健康づくりと医療費抑制対策につなげるため、生活習慣病予防教室や人間ドック、カローリング大会などを実施し、保健事業の充実を図ってきました。また、国民健康保険税の収納率向上による財源確保は、国民健康保険の財政運営面から最も重要な課題であることから、効果的な収納対策に努めてきました。

国では国民健康保険制度の安定化を図るため「国民健康保険法」等の一部を改正し、平成 30 年度から新たに都道府県を保険者（財政運営責任主体）としました。県と市町村が共通認識の下で国民健康保険事業を実施するとともに、市町村が担う事業の効率化や広域化が図られることになり、今後も医療費の抑制や保険税の収納率向上に努める必要があります。

後期高齢者医療制度は、現役世代と高齢者がともに支え合う制度として平成 20 年度から導入されており、広域的に連携しながら、安定的な制度運営に努める必要があります。また、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を図るため高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施する必要があります。

国民年金制度は、老後の所得や事故等で障がいを負ったとき、さらには一家の働き手を失ったときに年金を受け取れる重要な制度ですが、世代間格差が広がり、若い世代を中心に制度に対する関心が薄れ、不信感や不安感を持つ人もみられます。また、制度が正しく理解されず、制度への未加入や国民年金保険料の未納により、年金受給資格や受給額に影響が生じるケースもあり、制度を正しく理解してもらえるよう広報活動や相談業務を継続する必要があります。

生活保護制度は、最後のセーフティネットとして生活に困窮する人の保護と最低限度の生活を保障し、自立を助長するための制度です。本村でも、生活保護に関する相談や支援は増加傾向にあります。移動手段として自動車を手放せないという地域の特徴があるため、生活困窮者自立支援制度などを活用して生活上の相談や就労支援を行うなど、幅広く支援していく必要があります。また、地区の民生委員の目が届きにくい若年層や障がいのある方、村外からの転入者などの相談も増加傾向にあることから、関係機関との連携をさらに密にし、対応していくことが重要となっています。

【施策の体系】

社会保障制度の適切な運営

- ① 特定健康診査、特定保健指導の充実
- ② 医療費適正化対策の推進
- ③ 保健事業の充実
- ④ 保険税(料)収納率向上対策の推進
- ⑤ 広報活動の充実
- ⑥ 社会保障・税番号制度の推進
- ⑦ 国民年金の加入促進
- ⑧ 生活困窮者への適切な対応

【主要施策】

① 特定健康診査、特定保健指導の充実

糖尿病や高血圧などの生活習慣病を予防し、現役世代からの健康づくり対策を推進するため、第3期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査の受診率向上を図るとともに、特定保健指導の充実強化を図ります。

② 医療費適正化対策の推進

レセプト点検は医療費適正化対策の根幹部分であるため、財政効果等の目標設定を行い、内部点検調査の充実強化を図ります。交通事故等の第三者行為に係る求償事務は、保険財政の健全化や保険給付の適正化等に重要な事務であることから、逐次情報収集に努めるとともに積極的な債権管理を行い、迅速かつ適切な事務処理に努めます。また、受診世帯に対して、隔月で「医療費のお知らせ」を送付し、被保険者が健康に対する認識を深めるよう努めます。調剤処方の被保険者に対して、毎月「ジェネリック医薬品差額通知」を送付し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額をお知らせし、ジェネリック医薬品の利用により医療費抑制に努めます。

③ 保健事業の充実

保健事業の充実に努め、被保険者の健康づくりと医療費の抑制を図ります。また、疾病の早期発見・早期治療のための健康診査や人間ドックなどを充実し、健康の増進を図ります。

④ 保険税（料）収納率向上対策の推進

国民健康保険税（料）の収納率向上による財源確保は、制度の財政運営面から最も重要な課題であることから、「福島県国民健康保険運営方針」で掲げる保険者規模別の目標収納率（現年度）95.82%を目標とし、徴収体制の強化や納付方法の改善、積極的な徴収活動、納税相談実施など効果的な収納対策の確立に努めるとともに、被保険者証の更新時には、悪質滞納者へ「短期被保険者証」または「被保険者資格証明書」の交付を実施します。

⑤ 広報活動の充実

国民健康保険事業を円滑に実施するため、被保険者証の更新時や保険税納付書送付時にパンフレットなどを同封し、制度の内容や事業の目的、保険税の仕組みなどの周知と啓発に努めます。また、広報紙などを活用して制度の啓発に努めます。

⑥ 社会保障・税番号制度の推進

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の周知を図り、健康保険証として利用できるようになったマイナンバーカードの取得を推進するとともに、被保険者の利便性の向上と事務の合理化の実現へ向けた整備に努めます。

⑦ 国民年金の加入促進

国民年金制度への理解を促進するため、広報・啓発活動及び相談事業の充実を図るとともに、日本年金機構と連携し、未加入者の加入促進と年金受給権の確保に努めます。

⑧ 生活困窮者への適切な対応

生活困窮者の経済的自立と生活意欲の向上に向け、関係機関や民生児童委員と連携しながら、生活困窮者の早期把握及び適切な相談・指導に努めるとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などの利用に関する助言や指導に努めます。

【主要事業】

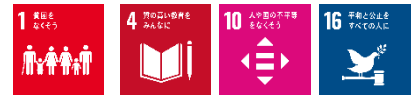
主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
特定健康診査事業	40 歳から 74 歳までの国保被保険者を対象に、生活習慣病予防と病気の早期発見・早期治療を目的に、特定健康診査を実施
レセプト点検事業	縦覧点検、調剤レセプトとの突合、点数表との照合、検算を専門業者に委託
医療費通知及びジェネリック医薬品差額通知	国保加入世帯に対し、健康に対する被保険者の認識を深めるため、隔月で「医療費のお知らせ」を発送 被保険者に対して、毎月「ジェネリック医薬品差額通知」を発送し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額をお知らせし、医療費抑制に努める
人間ドック費用助成事業（国保）	病気の早期発見・早期治療のために、35 歳から 74 歳までの国保加入者に対して、自己負担分を除いた費用を助成
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	75 歳以上の高齢者に対する保健事業と介護保険の地域支援事業等とを一体的に実施し、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握する。事業の実施に伴い健康寿命の増進、医療費の適正化を図る。

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和 2 年度)	目 標 値 (令和 7 年度)
特定健康診査受診率	法定報告による受診率を把握。 第 3 期特定健康診査・特定保健指導実施計画における令和 5 年度（計画最終年）目標値を設定	%	4 0	5 0
国民健康保険税(料) 収納率	「福島県国民健康保険運営方針」で掲げる保険者規模別目標収納率 95.82%（現年度）を目標収納率と設定	%	9 5	9 6

政策2 子育てをしやすい環境づくり

2-1 児童福祉・子育て支援の充実



【基本方針】

多様化するニーズに対応した保育の充実や児童の健全育成など包括的な育児支援施策を実施するとともに、家庭や地域の連携を基本とする子育て支援体制の充実を図り、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

【現況と課題】

本村では、園児数の減少と施設の老朽化に伴い、蓬田こども園と小平こども園を統合し、令和2年11月に「ひらたこども園」を開園し、新たな園舎でよりきめ細やかで質の高い教育と保育の提供に努めています。近年は、子どもの数が減少傾向にあるものの、核家族化や共働き家庭の増加など社会的環境の変化により、保育利用に対する需要は高い状況にあります。特に、低年齢児の利用は今後も増加が見込まれ、入園児数を見据えた適正な職員の配置と多様化する保育ニーズに対応できるよう、新たな保育サービスの提供について検討する必要があります。

少子化により、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しており、家庭や地域における触れ合いの場の減少のほか、子どもに関わる事件や事故、虐待などが大きな問題となっています。本村では、これまでも子どもたちの健全育成のため、こども園での保育や放課後児童クラブなどにおいて積極的な支援を行ってきましたが、今後は、新設したこども園の機能も活かして、保護者の子育て不安の解消や情報交換の場、子ども同士の触れ合いの場として利用できるスペースを提供するなど、子育て環境の充実を図っていく必要があります。

併せて、育児不安や負担感を軽減し、子育てにおける孤立化を防ぐための相談や情報提供など、安心して子育てできる環境づくりが求められており、関係機関や地域とのネットワークを強化し、様々なかたちでサポートする取組を拡充する必要があります。

また、離婚や未婚、不慮の事故などによるひとり親家庭においては、各種手当の支給による生活支援のほか、家庭訪問などによる生活相談を実施してきました。今後は、地域や家庭のそれぞれの実情にきめ細やかに対応できる子育て支援の一層の充実を図るとともに、父母その他の保護者が子育て力を身につけてもらうことを基本としながら、村全体、地域全体で子育てを支援し、安心して子どもを産み育てることのできる環境を築いていく必要があります。

本村の人口は、今後も減少していくことが見込まれており、人口を維持していくためには、定住人口の増加や若年層、特に子育て世帯が住みやすいまちづくりも進めていく必要があります。

【施策の体系】

児童福祉・子育て支援の充実

- ① 地域連携による子育て支援の充実
- ② 心身ともに健やかに生まれ育つ環境の整備
- ③ 安心して暮らせる生活環境の整備
- ④ 子どもの人権の尊重と要保護児童への対応

【主要施策】

① 地域連携による子育て支援の充実

妊娠から出産、乳幼児期に至るまでの公的サービスの情報提供を図るとともに、地域の様々な世代の人たちが子育てを応援できる環境を整備します。

また、多様な生活スタイルに対応できる子育て環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事のバランスのとれた働き方を支援する取組を促進します。

家庭・学校・地域との連携により、地域全体で子育て支援の充実を図ります。

② 心身ともに健やかに生まれ育つ環境の整備

本村の子育て支援拠点である子育て世代包括支援センターの機能強化を図り、妊娠・出産・育児に関する様々な相談に応じるとともに、支援プランの策定や関係機関との連絡調整など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援策の充実に努めます。併せて、子育て世代包括支援センターを中心に、こども園や子育て支援団体、子育てサークル、関係機関などと連携を図り地域ぐるみで子育てを支援できる子育てに優しい村づくりを目指します。

さらに、保護者が抱く子どもの発育・発達への不安や悩みに対応するため、地域医療機関とも連携を図り専門医等による相談支援体制づくりに努めるとともに、引き続き妊産婦健診費用助成や乳幼児健診、食育指導、親子の交流の場の提供を図り、乳幼児の健やかな成長と安心して子育てできる環境の整備を図ります。

また、保護者の就労形態の変化により増大している保育需要に対応するため、新設したこども園の受け入れ体制の充実を図るとともに、多様化する保育サービスの提供に努めます。

③ 安心して暮らせる生活環境の整備

妊婦や乳幼児を連れた人が快適に安心して外出できるよう、公共施設をはじめとしてバリアフリー環境の整備を目指すとともに、子育てを支援する良質な住宅・居住環境の充実を目指します。

地域全体で子どもの見守りを行うとともに、関係機関・団体との連携を強化し、防犯意識の普及・啓発を行って犯罪の抑止・撲滅を図ることで、子どもを非行や犯罪被害から守っていきます。

④ 子どもの人権の尊重と要保護児童への対応

子育て家庭やひとり親家庭の子育てに対する不安を解消するために、こども医療費や各種手当の助成などにより子育てへの経済的支援を図るとともに、必要に応じて、生活面の援助や就労支援などにより自立を促します。併せて、生まれ育った環境に左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備に努めます。

また、児童虐待の予防、早期発見・早期対応に向けて、子育てに対する相談体制の充実と広報紙などによる周知を行うとともに、子どもを守る要保護児童地域協議会などと情報共有、連携強化に努めます。子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つながぎ」、教育と福祉を「つながぎ」、民間企業、行政区、NPO法人、行政などを「つながぎ」地域ネットワークを形成して支援を行います。

【主要事業】

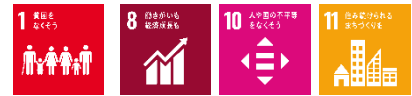
主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
地域における子育て支援事業	親子ふれあい教室の開催、ファミリーサポートセンターの運営、相談事業の充実、放課後児童クラブ、こども園（子育て支援室）、児童手当支給
子育て世代包括支援センター運営事業	妊産婦・乳幼児の把握、相談対応、支援プラン作成、関係機関との連絡調整
母子保健事業	母子健康手帳交付・妊婦健康相談、妊婦健康診査、妊産婦訪問指導、新生児・乳幼児訪問、乳幼児健康診査、各種予防接種、性感染症予防、思春期教室の開催、乳幼児等歯みがき教室、栄養教室、フッ化物洗口・フッ素塗布事業
要保護児童対応の取組	児童虐待防止ネットワークの充実、児童扶養手当制度の周知、ひとり親家庭医療費の助成
赤ちゃん誕生祝い金及び子育て支援金支給事業	子育て家庭の支援と活力ある村づくりを推進するため、子どもの誕生時及び小中学校入学時に支援金を支給

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
妊産婦訪問の実施	訪問実施率	%	100	100
乳幼児健診の実施	健診の受診率 3～4か月児	%	100	100
	健診の受診率 1歳6か月児	%	100	100
	健診の受診率 3歳児	%	100	100

政策3 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり

3-1 地域で支え合う福祉の推進



※この計画は、社会福祉法第107条に定める市町村地域福祉計画を兼ねるものとします。

【基本方針】

すべての村民が住み慣れた地域でともに支え合いながら生きることができるように村民と行政、関係機関・団体が一体となった地域福祉体制づくりを推進します。

【現況と課題】

少子高齢化や核家族化の進行により、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化する中、家庭の介護力や地域における互助機能の低下が指摘されています。このような中で、多様化する生活課題に対応していくためには、公的な取組だけではなく、より多くの住民や住民団体などが自主的に参画する地域福祉の仕組みづくりが必要です。

本村では、社会福祉協議会が、地域福祉活動の中核的な役割を担っており、福祉ボランティア活動の促進や地域における福祉体制づくりを行っています。また、民生児童委員が、村民からの相談に応じ、村民が尊厳を持って自立した生活を送れるよう支援することによって、誰もが安心して暮らすことができる地域社会づくりを目指して活動しています。

しかし、働き方や生活様式の多様化、一人暮らしや高齢者世帯の増加に伴い、民生児童委員が扱うケースの中には、一つの世帯に高齢者、障がい者、障がい児、生活困窮者が混在するなど、より複雑で困難な案件も増えつつあります。今後、少子高齢化や核家族化の進行により、家族以外の援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加することが見込まれ、福祉のニーズはますます増大・多様化し、特に一人暮らし高齢者や高齢者世帯等の見守りや生活支援の重要性が一層高まることが予想されます。

このため、社会福祉協議会が策定する「ひらた地域福祉活動計画」に基づく地域福祉活動と連携しながら、より多くの住民や住民団体の地域福祉活動への参画、社会福祉事業の健全な発展、福祉サービスの適切な利用を促進し、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に取り組み、村が一体となって地域福祉体制を築く必要があります。

【施策の体系】

地域で支え合う福祉の推進

- ① 地域福祉推進体制の充実
- ② 福祉意識の高揚
- ③ 地域福祉を推進する担い手の育成

【主要施策】

① 地域福祉推進体制の充実

地域の福祉ニーズを的確に把握・共有し、効果的な活動が行えるよう、社会福祉協議会を中心に、関連部門、関係機関・団体相互の連携協力体制の一層の強化を図るほか、各種サービスや活動について周知に努め、利用しやすい環境づくりを推進します。

② 福祉意識の高揚

村民が地域でともに支え合う精神を育むため、広報・啓発活動や福祉教育などの充実を図り、村民の福祉意識の高揚を図ります。また、村民をはじめとする多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制をつくり、要支援者等に対して効果的かつ効率的な支援を行うことを目指す介護予防・日常生活支援総合事業の実施を推進します。

③ 地域福祉を推進する担い手の育成

社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO等の育成・活動支援を行い、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進めます。また、民間福祉サービス提供事業者の確保に努めます。

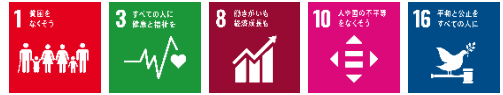
【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
民生児童委員協議会活動事業	定例協議会の開催、先進地研修及び各種研修会の受講、福祉事業等への参加、施設訪問、相談・訪問活動の充実
社会福祉協議会運営支援事業	村社会福祉協議会活動への助成
地域福祉センター管理運営事業	地域福祉センターの維持修繕
介護予防・日常生活支援総合事業	65歳以上の高齢者を対象とした介護事業・介護予防事業

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
ボランティア登録者数	ボランティアセンターへの登録者数	人	120	135
認証NPO法人数	福祉関係認証NPOの法人数	団体	1	2
介護予防事業参加者数	ニコニコ元気アップ教室の参加者数(実人数)	人	40	50

3-2 障がい者福祉の充実



【基本方針】

すべての障がい者が地域社会の一員として尊厳を持ち、安心していきいきと暮らせるよう、障がい者計画及び障がい福祉計画などの諸計画に基づき、各種施策を総合的、計画的に推進します。

【現況と課題】

障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、すべての障がい者が、自己選択と自己決定のもとに社会活動に参加・参画し、住み慣れた地域で尊厳を持って暮らすことのできる場と環境の整備が求められています。

令和2年4月現在、本村の身体障害者手帳所持者は289人、療育手帳所持者は81人、精神障害者保健福祉手帳所持者は57人となっています。

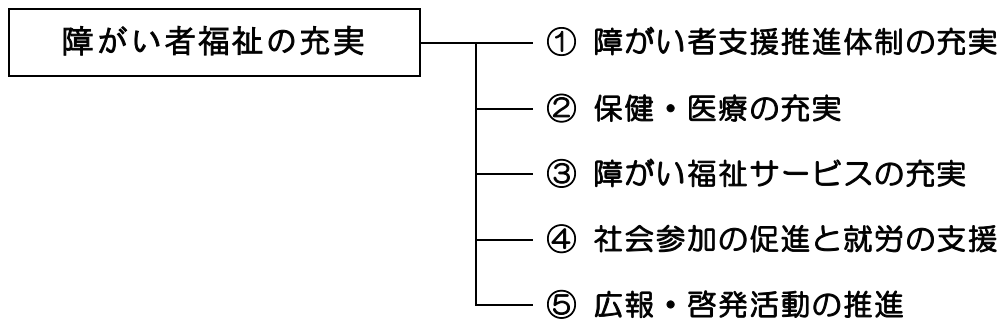
本村では、障害者総合支援法の改正などを踏まえ、村が実施主体となって障がい者を支援するとともに、石川地方地域自立支援協議会などによって、近隣町村や事業所等と連携を深めて各種施策を推進しています。また、村内にはNPO法人による相談支援事業所があり、障がい福祉サービスを利用する際の計画作成に加え、障がい者が普段から相談できる体制をつくっています。

しかし、障がい福祉サービスを提供できる事業所が村内には2か所しかなく、村内で提供していないサービスが必要な場合は、村外の事業所を頼って利用しなければならない状況です。

また、身体障害者手帳所持者は減少しているものの、近年は知的、精神の分野に起因したケースの相談が増加しており、治療のために定期的に通院する方の手帳取得が増加傾向にあります。

障がい福祉については、障がい者の高齢化や障がいの重度化・重複化、介護者の高齢化が進んでおり、障がい者支援の一層の充実が求められています。今後も、障がい者計画等の諸計画に基づき、ともに支え合う共生社会の実現に向けた支援施策を計画的に推進し、障がい者の就労や地域参加につながるよう適切な障がい福祉サービスを提供するとともに、障がい者が気軽に相談できる支援体制を充実する必要があります。

【施策の体系】



【主要施策】

① 障がい者支援推進体制の充実

石川地方地域自立支援協議会や石川地方基幹相談支援センターなどの活用により、相談支援体制の充実や関係機関・団体相互の連携・協力体制の充実を図ります。

② 保健・医療の充実

医療機関などと連携し、障がいの発生予防、早期発見、早期治療・療育、機能回復訓練等の体制の充実に努めます。

③ 障がい福祉サービスの充実

居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護をはじめとする各種サービスに対する介護給付、自立訓練や就労支援のための事業等に対する訓練等給付、相談支援事業や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進等、障がい福祉サービスの提供を図ります。

④ 社会参加の促進と就労の支援

外出支援の充実を図り、コミュニケーションの場の提供支援に努めるとともに、スポーツ文化活動等の振興など生涯学習の充実を図ります。

また、専門部会が設置されている石川地区地域自立支援協議会と連携し、できるだけ多くの障がい者が就労できるよう支援するとともに、相談機会の充実や事業所への啓発に努めます。

⑤ 広報・啓発活動の推進

ノーマライゼーション（共助社会）の理念に基づき、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進を図るとともに、障がい者団体の活動支援に努めます。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
障がい福祉サービス事業	在宅生活の支援、日中の施設への通所や入所、夜間の施設サービス、グループホーム等
地域生活支援事業	障がいに対する理解を深めるための啓発活動や日常生活における用具の支給、移動支援、日中一時支援等
重度障がい者支援事業	重度心身障がい者の医療費の自己負担分の助成

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和 2 年度)	目 標 値 (令和 7 年度)
障がい福祉サービスの利用者数	障がい福祉サービスを利用している障がい者数	人	73	75
訓練給付系サービスを経て就職した障がい者数	就労継続支援 A・B、就労移行支援を経て一般企業へ就職した障がい者数	人	3	3

3-3 高齢者福祉の充実



【基本方針】

すべての高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活できるよう、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防、医療や介護保険の運営、高齢者に対する生活支援、生きがい対策、認知症高齢者の対応などの各種施策を総合的・計画的に推進します。

【現況と課題】

わが国は、世界に先駆けて超高齢社会を迎えています。このような中、高齢者が健康で生きがいを持って積極的に社会参加し、また、介護・支援が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して住み続けられる社会づくりが求められています。

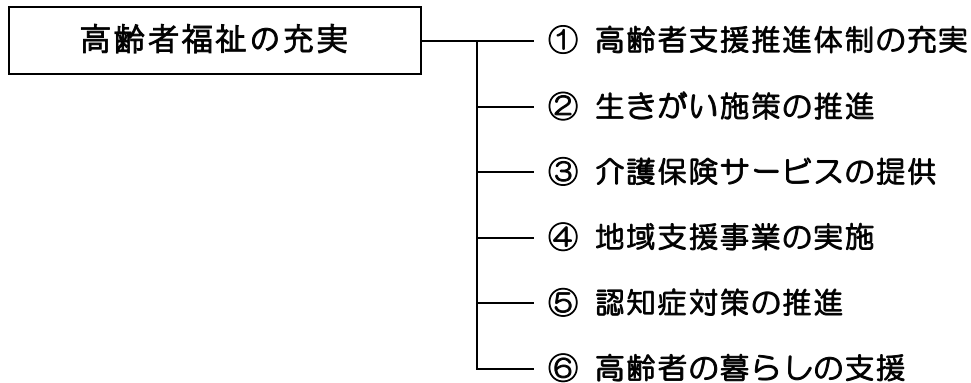
本村では、これまで7期にわたる高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定のもと、介護保険事業の適正運営をはじめ、社会参加・生きがい施策の推進や福祉サービスの提供など、高齢化の進行に伴って増大・多様化していく村民ニーズに対応した高齢者支援施策を積極的に推進してきました。高齢者人口と要介護認定者数はともに増加傾向にあり、介護給付費は伸びていますが、介護保険事業計画における計画値と比べると抑えられている状態です。また、地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託し、事業実施の充実が図られているほか、各老人クラブ活動やシルバー人材センター事業も自立した活動運営が図られています。

しかし、今後も高齢化が進行していくことが予想されており、介護・支援を必要とする高齢者やひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加とあわせ、介護する家族の高齢化などが見込まれるとともに、団塊の世代が高齢期に入ることから、社会参加や生きがいづくりに関するニーズの増大も予想され、高齢者支援の充実は引き続き村全体で取り組むべき課題となっています。

このような中、本村では介護保険制度の改正等に対応するとともに、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、令和2年度に「第8期平田村高齢者福祉計画・平田村介護保険事業計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、また適宜見直しを行いながら、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に確保される地域包括ケアシステムの実現に向けた高齢者支援施策を計画的に推進し、すべての高齢者が健康で生きがいを持ち、いつまでも自分らしく暮らせるむらづくりを進めていく必要があります。

【施策の体系】



【主要施策】

① 高齢者支援推進体制の充実

「第8期平田村高齢者福祉計画・平田村介護保険事業計画」の点検・評価・見直しを行い、推進体制の充実を図ります。また、サービス提供拠点となる地域包括支援センターの機能強化に努めるとともに、関係機関・団体、事業者等との情報共有、連携強化に努め、地域包括ケアシステムの体制整備を図ります。

また、今後の施設入所の待機者対策として、特別養護老人ホームの増床も視野に入れ、関係機関と協議、検討していきます。

② 生きがい施策の推進

高齢者の生きがいづくり、社会参加・就労の促進に向け、老人クラブやシルバー人材センターの充実支援、「いきいきサロン」の開催や生涯学習活動の促進等に努めます。

③ 介護保険サービスの提供

要支援認定者を対象に、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等の提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービスの利用に対する予防給付を実施します。介護予防通所介護や介護予防訪問介護については地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に移行し、切れ目ないサービスを提供していきます。

また、要介護認定者を対象とした居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービス等の提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービスの利用に対する介護給付を実施します。

④ 地域支援事業の実施

高齢者が要支援・要介護状態になることなく、できる限り健康を維持できるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発、地域における自主的な介護予防活動の育成・支援など、介護予防を推進します。

また、地域包括支援センターを核に、従来の介護予防ケアマネジメントや総合的な相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントに加え、在宅医療・介護連携の推進や生活支援サービスの体制整備、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置等による認知症対策の強化を行う包括的支援事業を実施します。

さらに、家族介護の支援や認知症高齢者の見守り体制の構築、介護給付費の適正化のための取組などを行う任意事業を実施します。

⑤ 認知症対策の推進

医療・介護サービスの円滑な連携と認知症に対応した介護サービス（通所・訪問介護等）の充実を図ります。さらに、令和２年１２月に設置した「カフェひだまり」を継続実施し、認知症の方にやさしい地域づくりに向けて、本人、家族などが安心して過ごせる居場所づくりに努めます。

⑥ 高齢者の暮らしの支援

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されることから、高齢者が地域で暮らし続けられるよう、地域の見守り等のボランティア活動や「いきいきサロン」等の交流活動を充実させ、ネットワークの強化を図り支援していきます。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
介護予防・日常生活支援総合事業	65 歳以上の高齢者を対象とした介護事業・介護予防事業
老人クラブ活動事業	老人クラブ活動助成、行政区 1 組織化の推進
老人福祉施設入所措置事業	養護老人ホームへの入所等の措置
介護保険事業	介護認定及び介護給付、地域支援事業
特別敬老祝金支給事業	95 歳、100 歳の長寿を祝う

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和 2 年度)	目 標 値 (令和 7 年度)
介護や支援を必要としない高齢者の割合	65 歳以上で介護認定を受けていない高齢者の割合	%	83.2	85.0
カフェひだまり開催数	本人、家族等の居場所となるカフェひだまりの年間開催数	回	3	24

政策 4 環境に配慮した循環型社会の形成

4-1 環境衛生の充実



【基本方針】

村民との協働で、環境の保全と環境の美化に努め、環境を重視した特色あるむらづくりを総合的に推進します。

【現況と課題】

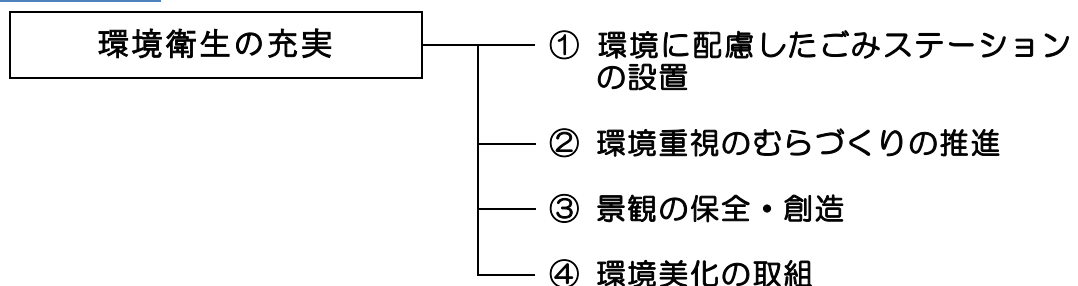
地球温暖化をはじめとする地球環境問題が深刻化し、世界的に環境保全の重要性が叫ばれるようになってからすでに 10 年以上が経過した中で、身近な資源やエネルギーを大量に消費してきた反省から、現在はエネルギー使用の合理化の追求と地球環境保全が重要な課題と捉えられています。

地球温暖化が原因とみられる異常気象の頻発は、温暖化対策が待ったなしの状態にあることを示唆しており、特に、二酸化炭素排出量の低減につながる省エネルギー活動の重要性が高まってきています。また、利益のみの追求が公害問題につながったことを踏まえ、社会的責任を果たすためにも地球環境問題の重要性を認識し、環境保全に向けて積極的に行動していくことが求められます。

本村におけるごみ処理は、石川地方生活環境施設組合によって行われており、「きららクリーンセンター」において広域的に収集・処理及びリサイクル等が行われています。村内には 103 か所のごみステーションが設置されており、防鳥ネットを配備するなどして集積所の美化に努めていますが、さらに一般廃棄物の減量化対策も講じる必要があります。

今後も、村の美しい自然環境・景観を保全していくために、村民との協働で自然に配慮した本村らしい環境対策を講じていく必要があります。

【施策の体系】



【主要施策】

① 環境に配慮したごみステーションの設置

景観や環境に配慮したごみステーションの設置を継続し、必要な箇所には防鳥ネットなども配備していきます。

② 環境重視のむらづくりの推進

村民・事業者・行政が一体となって環境保全活動を推進し、ごみ分別の徹底と一般廃棄物の減量化対策を講じるとともに、環境重視の特色あるむらづくりを展開します。さらに、豊かな自然環境を次世代へ継承するため、持続可能な循環型社会の形成に向け、自然と共生した持続可能なまちづくりを目指します。

③ 景観の保全・創造

村の景観の保全・創造のため、村民の景観保全意識の高揚を図るとともに、自然景観や農村景観の保全などに努め、総合的な景観づくりを推進します。

④ 環境美化の取組

不法投棄監視員や環境をよくする巡視員のパトロール、不法投棄監視カメラの設置や村民目線による日常的な監視体制の強化で不法投棄の防止に努めるとともに、道路愛護作業など地域協働のコミュニティ活動で環境美化に努めます。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
不法投棄防止監視事業	巡視員による村内不法投棄の防止
廃棄物減量化対策事業（ごみステーション設置事業）	ごみステーション本体の設置に係る費用の1/2を行政区に補助

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
資源ごみ回収量	年間の資源ごみの回収量	t	147	170
村民一人当たりごみ搬出量	年間の村民一人当たりのごみ搬出量	kg	197	190

4-2 再生可能エネルギーの導入



【基本方針】

自然由来の豊富なエネルギー資源を有効に活用し、エネルギーの地産地消を積極的に促進することで、環境に配慮した脱炭素社会の形成を目指します。

【現況と課題】

東日本大震災及び原子力発電所の事故以降、再生可能エネルギーの利活用に注目が集まっています。福島県にとって、震災・原子力災害からの復旧・復興は最重要かつ最優先の課題であり、「再生可能エネルギーの推進」はその主要施策の一つに掲げられています。また、化石燃料の需要の拡大は、地球温暖化の問題を加速させる原因になるとも考えられており、再生可能エネルギーの積極的な活用の促進とともに、未利用の資源にも目を向けることが求められています。

本村では、小中学校のほか、「福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業」を活用して3施設に太陽光発電・蓄電池設備を導入しました。また、太陽光発電の普及促進のため、住宅用太陽光発電設備に対する補助事業を平成23年度から開始し、令和2年度までに102件の助成を行ってきました。

国の再生可能エネルギーの固定価格買取制度における買取価格が下降しており、今後の導入拡大に向けての課題となっていますが、設備導入コストの低下や自家消費型利用や非常用電源としての利用も可能であることから、引き続き積極的に推進していきます。

また、再生可能エネルギーには太陽光発電以外にも多様な種類があるため、本村の豊富な森林資源や水資源などを活用した再生可能エネルギーの導入も推進し、エネルギーの地産地消化や環境負荷軽減に貢献しながら、関連産業の振興に繋げていく必要があります。

【施策の体系】

再生可能エネルギーの導入

- ① 再生可能エネルギーの普及・啓発
- ② 再生可能エネルギー等の導入

【主要施策】

① 再生可能エネルギーの普及・啓発

太陽光発電システムを設置する世帯に補助金を交付し、再生可能エネルギーの普及に努めます。また、幅広い再生可能エネルギーの普及に向けて、導入に対する補助制度の創設を検討します。さらに、本村において再生可能エネルギー導入を進める企業を支援し、自然資源の有効活用を推進します。

② 再生可能エネルギー等の導入

公共施設等への再生可能エネルギー設備や省エネ型設備の導入に努めるとともに、公用車についてもクリーンエネルギー自動車の導入を積極的に推進します。また、再生可能エネルギー設備を導入した施設での発電量や温室効果ガスの削減量などをわかりやすく周知し、環境に配慮する循環型社会の形成に向けて意識高揚を図ります。特に、観光客が多く訪れるジュピアランドひらたなどにも再生可能エネルギーの導入を検討し、エネルギーの地産地消と対外的なイメージアップを図ります。さらに、クリーンエネルギー自動車の普及に向けた電気自動車等の充電スタンドの設置について検討します。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
住宅用太陽光システム設置費補助事業	住宅に太陽光発電システムを導入した設置者に対して補助金を交付
省エネ設備導入事業	公共施設及び小学校におけるＬＥＤ照明の導入促進
新エネルギー普及事業	クリーンエネルギー自動車の導入促進及び充電スタンドの普及

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現況値 (令和２年度)	目標値 (令和７年度)
再生可能エネルギー導入世帯数	村補助金を活用した太陽光発電設備の設置世帯数（累計）	世帯	１０２	１４０
充電スタンドの設置	電気自動車充電スタンドの村内設置数（累計）	基	１	３

4-3 安全で安定した水道水の供給



【基本方針】

安全で安定した水道水の供給のため、「安全 ～安全な水道水の供給～」「強靱 ～災害に強い水道～」「持続 ～持続可能な水道～」を課題解決の指針と位置付け、より良い水道事業の実現に向けてより一層の経営努力を積み重ねていきます。

【現況と課題】

水道は、住民生活に欠くことのできないライフラインであり、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するとともに、産業・経済活動を支える重要な社会基盤です。

本村の水道事業は、簡易水道事業によって行われています。平成31年3月に「平田村新水道ビジョン」を策定し、今後取り組むべき事項や方策を定め、計画的に給水体制の充実に努めています。簡易水道事業のうち、最も多い資産である管路資産について、耐震性が低い石綿セメント管を更新する「石綿セメント管更新事業」が令和元年度で完了しました。今後は新たな老朽管更新事業の実施を計画するなど水道施設の耐震化を進める必要があります。

また、老朽化した施設の更新需要の対応として、現状の水需要の動向による施設規模、運用面からの施設の再配置、経営面からの運転・維持管理を検討するなど、計画的施設更新、施設の運用計画を検討する必要があります。

水道事業の経営については、公営企業会計適用義務化を踏まえて移行に向けた基本計画を策定するとともに、固定資産台帳の整備、アセットマネジメント（資産管理）の整備を推進し、運営基盤の強化に努める必要があります。

なお、水道給水区域外の家庭における生活水の確保のため、引き続き井戸掘削等にかかる費用助成の継続が必要です。

【施策の体系】

安全で安定した水道水の供給

- ① 安全で安定した給水の持続
- ② 水道施設の耐震化の推進
- ③ 健全な水道事業体制の確立

【主要施策】

① 安全で安定した給水の持続

安全な水道水質の確保に向けた適切な水質管理に努めるとともに、災害時の飲料水等の確保を目的とした緊急貯水槽の整備を推進します。

② 水道施設の耐震化の推進

石綿セメント管の更新事業が終了したため、新たな老朽管更新事業の実施（塩化ビニル管）を計画し、耐震性の高い管材を使用した計画的な管路更新を進めていきます。また、老朽化が顕著となっている乙空釜浄水場（1系施設）の更新及び配水池の耐震化を計画します。

③ 健全な水道事業体制の確立

公営企業会計適用義務化を踏まえて、移行に向けた基本計画を策定するとともに、固定資産台帳の整備、アセットマネジメント（資産管理）の整備を推進します。また、施設の老朽化に伴い、多くの施設の更新が控えていることから、施設の効率的な更新や事業運営の効率化に取り組むとともに、水道料金の適正化に取り組みます。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
老朽管更新事業	塩化ビニル管を耐震管へ更新 L=9,411.8m
水道施設更新事業	老朽機械機器の更新
乙空釜浄水場（1系施設）更新事業	老朽化が顕著となっている乙空釜浄水場（1系施設）の更新計画を策定
公営企業会計の適用	地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することを推進

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
管路の耐震化率	耐震性の高い管路（配水用ポリエチレン管等）への更新割合	%	75	80
有収率	給水する水量と料金として収入のあった水量との比率	%	88	90

政策 5 自然と調和した生活環境づくり

5-1 公園・緑地・水辺の整備



【基本方針】

村民の憩いの場、交流の場として、恵まれた自然を活かし、誰もが親しむことのできる公園づくりに努めます。

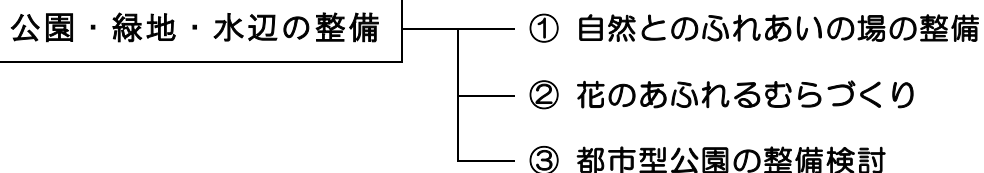
【現況と課題】

公園・緑地は様々な機能を持つ施設です。村民の交流や憩いの場として普段は機能していますが、災害発生時は一時避難場所として機能し、公園の緑は大気の清浄化や遮熱を行い環境面においても有効に機能しています。

阿武隈高地の山間部に位置し、村の約7割を山林原野が占め豊かな自然環境に恵まれている本村には、複数の自然公園があります。特に、ジュピアランドひらたでは、芝桜の他に、あじさい園・ゆり園が整備され、村内外から多くの観光客が訪れ、四季折々の花々を楽しむことのできる施設となっています。今後、親子が安心して遊べる遊具の設置や都市型公園の整備について検討が必要となっています。

また、花いっぱい運動については、各行政区や小中学校での取組が定着し、「花のあふれる平田村」を今後も村民との協働でつくっていくことが重要です。

【施策の体系】



【主要施策】

① 自然とのふれあいの場の整備

ジュピアランドひらたをはじめとする公園・緑地について施設の整備を図り、村民の交流の場、憩いの場、子どもの遊び場、防災空間の確保に努めます。

② 花のあふれるむらづくり

各行政区や小中学校の花壇を利用した花いっぱい運動や商店等の軒先に鉢植えの花を配置するなど、花のあふれるむらづくりを推進します。

③ 都市型公園の整備検討

都市型公園整備の一環として、自然と調和し親子が安心して遊べる公園の整備について検討します。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
芝桜更新事業	経年劣化した芝桜の定期更新
花のむらづくり事業	花卉、花木の種子肥料及び資材の購入
樹里庵改修事業	宿泊体験施設等への改築工事
あじさい園整備事業	あじさい・モミジの植栽及び施設の整備
公園管理事業（ジュピアランドひらた管理事業）	施設内の維持管理及び老朽設備の改修
観光美化事業	村内各所の観光施設を地元行政区が維持管理を行う際の支援
観光施設備品整備事業	ジュピアランドひらた等における備品購入及び老朽化した備品の更新
花いっぱい運動コンクール	各行政区、小中学校による花いっぱい運動の実施

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
あじさい園整備事業	あじさい園への植栽数	株	27,000	30,000
花いっぱい運動コンクールの参加団体	花いっぱい運動コンクールに参加する団体	団体	19	21

5-2 下水道・排水処理施設の整備



【基本方針】

農業集落排水事業の健全な運営と農業集落排水事業の区域外は合併処理浄化槽設置整備事業を活用し、村内における公共用水域の水質保全を図ります。

【現況と課題】

本村では、農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善を図り、公共用水域の水質保全に寄与することを目的とし、農業集落における「し尿、生活雑排水」等の処理を農業集落排水事業と合併処理浄化槽設置整備事業で整備を進め、汚水処理人口普及率の向上に努めてきました。

農業集落排水事業については、上蓬田地区と永田地区の加入率が高い一方、北方地区の加入率がやや低くなっています。経営安定を図るため、普及・啓発活動を積極的に展開し接続率の向上を図っていくとともに、経営状況に見合った料金改定を実施していく必要があります。また、老朽化が進む施設の更新については事業経営への負担を十分考慮しながら、計画的に進めていくことが重要です。

また、農業集落排水事業の経営については、公営企業会計適用義務化を踏まえて移行に向けた基本計画を策定するとともに、固定資産台帳の整備、アセットマネジメント（資産管理）の整備を推進し、運営基盤の強化に努める必要があります。

合併処理浄化槽設置整備事業については、汲み取り槽及び単独処理浄化槽からの切り替えが進んでおり、今後も積極的に事業を展開し合併処理浄化槽への早期切り替えを促進する必要があります。

し尿処理は、これまで石川地方生活環境施設組合での5町村共同事業として取り組んできた経緯があり、これからも引き続き連携して取り組んでいく必要があります。

【施策の体系】

下水道・排水処理施設の整備

- ① 農業集落排水事業の推進
- ② 合併処理浄化槽の設置促進
- ③ し尿処理の充実

【主要施策】

① 農業集落排水事業の推進

農業集落排水施設の整備・適正管理・長寿命化に努めるとともに、広報・啓発活動等を推進し、未接続世帯の接続の促進に努めます。また、公営企業会計適用義務化を踏まえて、移行に向けた基本計画を策定するとともに、固定資産台帳の整備、アセットマネジメント（資産管理）の整備を推進します。

② 合併処理浄化槽の設置促進

農業集落排水事業の区域外では、汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期切り替えを引き続き促進します。

③ し尿処理の充実

収集体制の効率化の促進と収集量に見合った施設の維持、改善や汚泥処理の円滑化など、処理の適切な維持管理を促進します。また、循環型のむらづくりの一環として、処理施設において発生する汚泥について、広域的連携のもとに有効利用を進めます。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の設置（新設・転換）
農業集落排水施設の更新	最適整備構想計画に基づく処理施設の機能強化対策
公営企業会計の適用	地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することを推進

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
汚水処理人口普及率	下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティプラントを利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した汚水処理施設の普及状況の指標	%	66	70

政策 6 安心して暮らせる環境の整備

6-1 消防・救急体制の充実



【基本方針】

常備消防・救急体制の充実や消防団の活性化による地域消防力の一層の強化に努め、誰もが安全・安心に暮らせるむらづくりを推進します。

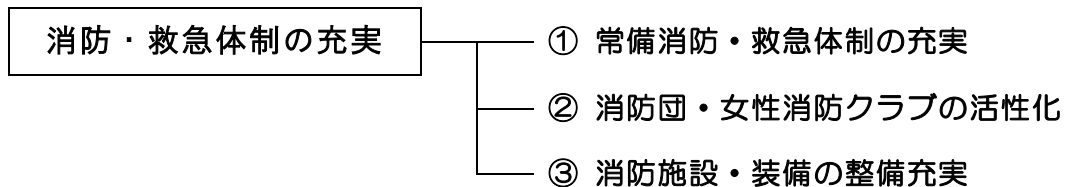
【現況と課題】

近年、火災発生件数及び火災による死傷者数は全国的に減少傾向にありますが、死者数に占める高齢者の割合が特に高く、その安全対策の強化が求められています。また、生活様式の多様化や高齢化の進行など社会環境の変化に伴い、火災発生要因は複雑・多様化の傾向にあるとともに、救急ニーズについても今後増加が見込まれています。

本村の消防体制は、石川消防署平田分署が常備消防を担い、近隣消防機関との相互応援体制を敷きながら活動に当たっています。消防団については、それぞれの分団・班において入団を促進しており、団員数は現状維持を続けていますが、定数の 250 人には届いておらず、村外への就職者も増加しているため、日中活動できる消防団員は少なくなっています。施設面では、小型動力ポンプ等の整備をほぼ計画通り進めることができ、充実が図られました。女性消防クラブでは、村内全戸の防火診断を毎年実施し、家庭から火災を出さないよう予防消防を推進しています。

今後は、広域的連携による常備消防・救急体制の充実を進めながら、時代に即した消防団の活性化対策を推進するとともに、消防施設・装備全般の整備充実を進めていく必要があります。

【施策の体系】



【主要施策】

① 常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、職員の資質の向上や施設・装備の整備充実を計画的・効率的に進め、常備消防・救急体制の充実を図ります。

② 消防団・女性消防クラブの活性化

広報・啓発活動などを通じて消防団活動に対する村民の理解と協力を求めながら、団員・クラブ員の確保対策の強化や研修・訓練の充実による資質の向上など、消防団・女性消防クラブ組織の活性化対策を推進します。

③ 消防施設・装備の整備充実

経年による老朽化や能力不足などの状況に応じ、消火栓の新設・改修や消防屯所の新築・改修、消防関係車両の更新、消防資機材の整備など、各種消防施設・装備の整備充実を計画的に推進します。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
ポンプ積載車整備事業	ポンプ積載車を年次計画により更新
小型動力ポンプ整備事業	小型動力ポンプを年次計画により更新
防火水槽設置工事	消防水利の無い山間地区に防火水槽を年次計画で設置
常備消防の充実	須賀川広域消防組合への負担金
女性消防クラブの充実・強化	女性消防クラブへの活動補助金

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和 2 年度)	目 標 値 (令和 7 年度)
火災発生件数	村内の火災発生件数	件	3	0
普通救命講習の受講経験がある村民数	普通救命講習の受講者数（累計）	人	1 2 (R 1 年度)	4 0
防火水槽設置数	村内の防火水槽設置数	箇所	2 5	2 7

6-2 防災体制の整備



【基本方針】

東日本大震災や令和元年東日本台風災害の発生を踏まえ、あらゆる災害や危機に対処し得る安全・安心なむらづくりに向け、地域防災計画などの指針に基づき、総合的な危機管理体制の整備を図ります。

【現況と課題】

未曾有の被害をもたらした東日本大震災や令和元年東日本台風災害などにより安全・安心への人々の意識が急速に高まり、あらゆる災害に強いむらづくりが強く求められています。

本村は、比較的自然災害に見舞われることの少ない村ですが、阿武隈高地の山間部にあるという地形的特徴から、土砂災害警戒区域や土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険区域も多く、大雨により土砂災害が発生する危険があります。

このような中、令和元年度には防災全般の総合的指針である地域防災計画の見直しを行い、令和２年度には防災ハザードマップのリニューアルを行いました。

今後も、石川消防署平田分署や消防団、各行政区に組織されている９つの自主防災組織をはじめとする防災関係機関と連携して各種訓練等を実施し、災害に強い協力体制を構築する必要があります。また、地域防災計画に基づき、関連機関、村民が一体となった総合的な防災体制を確立していくとともに、治山・治水対策を引き続き関係機関に要望していくことが求められます。

また、令和２年度には事前防災・減災対策を総合的に推進するため、国の指針を踏まえて「平田村国土強靱化地域計画」を策定しました。今後、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、機能不全に陥らない強靱な村土づくりのため、計画に基づいて各種施策を推進する必要があります。

【施策の体系】



【主要施策】

① 防災計画の見直し

災害に強いむらづくりを総合的・計画的に進めるため、地域防災計画・ハザードマップなどの作成指針を適宜見直し、総合的な防災体制の強化を進めます。

② 災害備蓄品の整備

大災害を想定し、必要となる防災倉庫や食料、飲料水等の災害備蓄品の整備に努めます。

③ 防災訓練の実施

大災害の発生を想定した防災訓練を実施して、関係機関との連携強化及び消防団員や女性消防クラブなどの自主防災組織、地域住民などの防災スキルの向上に努めます。

④ 防災意識の高揚

防災ハザードマップや広報紙による広報活動を通じて村民の防災意識の高揚を図るとともに、事業所とも連携して防災対策の充実を図ります。

⑤ 自主防災組織の育成

大規模災害に備え、自主防災組織の育成・強化を図るとともに、事業所の自衛消防組織とも連携して防災活動を推進します。

⑥ 治山・治水対策の促進

指定された土砂災害警戒区域等の危険箇所の点検や河川改修、急傾斜地対策など治山・治水対策を促進し、災害の未然防止に努めます。

また、改善が必要な箇所について、国・県等に対して早期整備を要望していきます。

⑦ 避難行動要支援者への支援

災害時に支援が必要な要配慮者を適切に把握するため、高齢者や介護認定者、障がい者、妊産婦などの情報を集約した要支援者名簿を作成し、民生児童委員等の関係機関と情報共有を図ります。また、緊急時に円滑に連絡がとれるよう、日頃から地域での見守り活動等を通じて日常的な協力体制づくりを推進します。

⑧ 国土強靱化の推進

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な村づくりを進めるため、国土強靱化地域計画に基づく取組を推進します。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
防災食料備蓄事業	防災食料を年次計画により備蓄
防災倉庫整備事業	防災備品等を保管する倉庫を整備
福島県営治山事業	大石沢地区砂防工事
福島県補助治山事業	基準を満たす要望箇所について順次実施

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和 2 年度)	目 標 値 (令和 7 年度)
自主防災組織数	自主防災組織の数と一時避難所である行政区の集会所等の数	団体	9	29

6-3 交通安全・防犯対策の充実



【基本方針】

交通事故や犯罪のない安全・安心な社会を目指し、交通安全対策の一層の推進、村民と一体となった防犯体制の強化を図ります。

【現況と課題】

近年、交通事故は全国的に減少傾向にあります。高年齢者が関係する事故、死亡事故の割合が年々上昇し、その安全対策や交通安全指導の強化が求められています。

本村では、交通事故の防止・抑制に向け、警察や交通安全協会などの関係機関・団体と連携し、世代別の参加・体験・実践型の交通安全教育の開催をはじめ、広報活動や交通安全運動期間の一戸一名一朝運動などを積極的に推進し、官民一体となって交通安全意識の高揚を図ってきました。さらに、交通事故の多発箇所や危険箇所へのカラー舗装やカーブミラー設置など、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めており、交通事故件数は減少傾向にあります。

今後は、国道49号やあぶくま高原道路における交通量の一層の増加や高齢運転者の増加なども見据え、交通安全の啓発や交通事故危険箇所への交通安全施設の重点整備など、交通安全対策全般のさらなる拡充が重要です。

防犯に関しては、全国的に振り込め詐欺等の特殊詐欺や危険ドラッグ等を使った凶悪犯罪の増加とともに、犯罪の低年齢化も進んでおり、その対策が急務となっています。

本村では、防犯協会が主体となり、警察など関係機関・団体と連携して防犯意識の高揚や防犯体制の充実を図り、犯罪の未然防止に努めています。年末年始の事件事故防止期間における防犯関係者の金融機関防犯訪問や交通安全協会各分会が実施する広報車による巡回広報など、防犯啓発に取り組んでいるほか、地域の要望に応じて防犯灯を新規に設置しています。

少子高齢化や核家族化、コミュニティ意識の希薄化などに伴い、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されており、今後一層、防犯・地域安全体制の強化を図る必要があります。

【施策の体系】

交通安全・防犯対策の充実

- ① 交通安全意識の高揚
- ② 交通安全施設の整備
- ③ 防犯対策の充実
- ④ 防犯灯の設置

【主要施策】

① 交通安全意識の高揚

一戸一名一朝運動を母体に全世帯・全村民での交通安全運動を展開するなど、関係機関・団体と連携し、交通安全に関わる行事や広報・啓発活動の充実に努めるとともに、交通安全意識の高揚に努めます。

② 交通安全施設の整備

国・県道の交通安全施設の整備充実を引き続き要請するとともに、村道における交通安全施設の整備を図ります。また、学校や関係機関と連携し、定期的な通学路点検を行い、危険箇所における必要な安全対策を講じることとします。

③ 防犯対策の充実

警察や防犯協会等の関係機関・団体との連携により、防犯に関わる行事や広報・啓発活動等を通じて村民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域ぐるみの各種防犯・地域安全活動を促進します。特に、高齢者を対象としたなりすまし詐欺などを防ぐために呼びかけを徹底するほか、子どもを犯罪から守るため、通学路等の防犯対策や地域での見守り運動を進めます。

また、社会貢献意識の高まっているシニア層について、防犯ボランティア組織の育成を図ります。

④ 防犯灯の設置

夜間における防犯環境の向上に向け、地域からの要望により、防犯灯の設置・改修とＬＥＤ化を計画的に推進します。

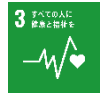
【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
交通安全対策の推進	交通安全施設の整備（カーブミラー等設置）
交通安全教育の推進	交通安全教室の開催・街頭啓発
防犯協会育成事業	防犯協会の運営助成
防犯灯・街路灯の整備	防犯灯・街路灯の計画的な整備

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和 2 年度)	目 標 値 (令和 7 年度)
重大交通事故発生件数	年間の重大交通事故発生件数	件	0	0
防犯灯・道路照明灯 ・街路灯の設置基数	防犯灯・道路照明灯・街路灯の 設置基数（累計）	基	6 2 6	7 1 5
自主防犯活動団体数	自主防犯活動の団体数	団体	1	2

6-4 消費者対策の充実



【基本方針】

自立する消費者の育成とトラブルの未然防止に向けた情報発信、石川地方消費生活相談室と連携した相談事業、新生活運動の推進に努めます。

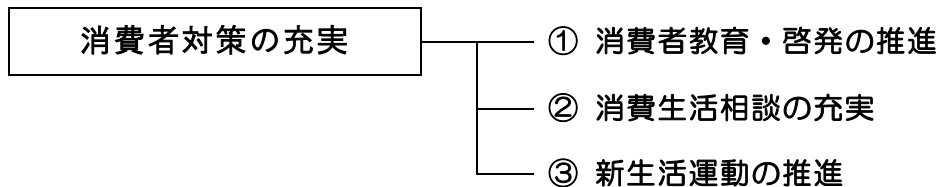
【現況と課題】

サービスの多様化やインターネット・スマートフォンの普及が進む中で、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。消費生活に関する問題は、インターネットを悪用した詐欺が増加するなど内容が複雑かつ多様化しており、これらへの対応の強化が求められています。また、児童生徒に対しても注意を呼びかけていく必要があります。

平成 29 年度から石川郡内 5 町村共同で「石川地方消費生活相談室」を設置し、消費生活に関する相談事業を実施しており、開設以降年々相談実績が増えています。その相談内容は複雑かつ深刻なものになっており、被害の対象も年齢や性別を問わずあらゆる層に広がってきています。

今後も引き続き、消費者自らがトラブルの防止や消費生活の質的向上を図れるよう、消費者教育・啓発や情報提供、相談の充実などを進めていく必要があります。

【施策の体系】



【主要施策】

① 消費者教育・啓発の推進

村民が自らの意志と責任によって消費としての行動ができるように、石川地方消費生活相談室など関係機関との連携のもと、消費生活に関する出前講座の開催や消費者向けの情報発信を通じて、消費者教育・啓発や消費生活情報の提供、消費者団体の育成などを推進します。

② 消費生活相談の充実

消費生活上の様々なトラブルに適切かつ迅速に対応するため、石川地方消費生活相談室など関係機関との連携のもと、消費生活相談の充実に努めます。

③ 新生活運動の推進

生活を営む上で、「世間体」とらわれずお互いの心が通じ合う人間関係を築き、生活資源を大事にする心を養うことが大切であり、自らの創意と良識により日常生活を物心両面にわたって民主的、合理的、文化的に高めるため、新生活運動の推進に努めます。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
消費者問題に関わる情報提供事業	各種機関の消費者問題に関わる情報の収集と提供
消費者相談事業	石川地方消費生活相談室による相談事業

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
消費生活出前講座の開催数	県等による出前講座の開催回数	回	0	2

基本目標② 心おどる にぎわい交流の平田村

政策 7 快適な都市空間の形成

7-1 合理的な都市計画の推進



【基本方針】

将来にわたって自立的で持続可能な社会を築いていくため、都市機能や拠点機能の集約、公共施設などの有効活用と適正な配置等について検討していきます。

【現況と課題】

本村は 93.42 km²の面積を有し、総面積の約 48%に当たる約 44.68 km²が都市計画区域（石川都市計画区域）に指定されています。

本村ではこれまで計画的な土地利用を推進してきましたが、社会環境の変化に伴い、基幹産業である農業の振興に向け、優良農地の保全と有効活用を進めるとともに、再生可能エネルギー事業への意識が一層高まる中、豊かな自然や森林資源の保全に努めることが求められています。

また一方では、人口減少の進行などに伴い、市街地の空洞化や未利用地の増加、耕作放棄地などの問題が深刻化しています。生活に必要な諸機能を集約した魅力ある市街地づくりや、集落地域の暮らしの安全を守る小さな拠点づくりなど、村全体の持続的発展を見据えた積極的な土地利用を検討していくことも重要な課題となっています。

今後の人口減少社会を見据え、都市計画・土地利用計画を総合的に検討していく必要があるとともに、限られた行政コストの中で、長期的な視点を備えた持続可能な地域づくりが求められています。

【施策の体系】

合理的な都市計画の推進

① 将来的に持続可能な地域づくり

② 資源の有効活用

【主要施策】

① 将来的に持続可能な地域づくり

将来にわたって自律的で持続可能な社会を築くために有効な都市計画・土地利用計画などの指針づくりについて検討します。また、生活に必要な諸機能を集約した市街地の形成、集落や地域コミュニティの維持と生活の質を向上させる小さな拠点づくりについて検討します。

② 資源の有効活用

学校統合に伴う空き校舎や公共施設、公共用地の有効活用を図るため、医療や福祉、商業、公共交通などの既存都市機能を効果的かつ効率的に活用できるよう今後の村づくりを検討します。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
合理的なむらづくりの検討	持続可能なむらづくりやモデル地区等を設定した小さな拠点づくりを地域住民とともに検討

7-2 空き家対策を含む居住環境の整備



【基本方針】

快適で安全な居住環境づくりのため、老朽化の著しい村営住宅の適正な管理・除却・活用に取り組むとともに、民間賃貸住宅に関する補助を行います。

また、村内の空き家の活用のほか、若い世代の定住・移住を推進するための施策を推進します。

【現況と課題】

快適で安全・安心な住まいを確保することは、人々が定住するための基本的な条件であり、住宅の量の確保はもとより、質の向上が求められています。また、地方創生の時代が到来し、住宅施策などと連動した定住・移住促進施策の一層の充実が求められています。

居住環境の質の向上に向け、本村では老朽化した村営住宅の管理・修繕・除却を行うとともに、若者定住促進住宅の整備にも取り組んできました。

しかし、村営住宅の老朽化は著しく、管理維持・修繕にかかるコストが増大しているため、今後は適切な規模に整理する必要があります。その上で、民間賃貸住宅の家賃補助や建設費補助を推進し住宅セーフティネット機能の向上に取り組むとともに、住宅施策について民間活力の取り込みを図ることが重要となります。

また、これら住宅施策と連動した定住・移住促進施策として、本村では空き家・空き地バンク制度を設け、村内の空き家等の有効活用につなげています。空き家の放置は防犯上の問題があるとともに、景観の悪化や老朽化による倒壊が懸念されるため、将来的な空き家の増加を抑制するためにも、総合的な空き家対策について検討が必要となります。併せて、若者世代の移住を含めた定住化策として、県事業と連携した住宅支援策に取り組む必要があります。

【施策の体系】

空き家対策を含む居住環境の整備

- ① 村営住宅の整備
- ② 住宅困窮世帯への住宅供給
- ③ 民間住宅建設促進等による住宅環境整備
- ④ 空き家の情報の整備
- ⑤ 良好な住宅地の形成

【主要施策】

① 村営住宅の整備

既存の村営住宅ストックを可能な限り有効に活用し、真に住宅に困窮する世帯に公平かつ的確に供給するため、老朽化や立地条件、住戸形態・規模等の事由により活用が難しい住戸・住棟等について整理・見直しをするとともに、整理した住宅について、適正な維持管理に取り組みます。また、村内の民間賃貸住宅の入居状況や今後の需要を長期的な視点で推計し、老朽化した村営住宅の建て替えを検討します。

② 住宅困窮世帯への住宅供給

老朽化した村営住宅の整理・除却により減少した村営住宅の戸数を補うため、民間賃貸住宅の家賃補助を実施し、所得の低い住宅困窮者が民間賃貸住宅でも村営住宅程度の家賃で入居できるようにします。

③ 民間住宅建設促進等による住宅環境整備

民間賃貸住宅の建設費を助成し、老朽化した村営住宅の整理・除却により減少した村営住宅の戸数を補うとともに、個人で住宅を新築・取得した際の支援事業に取り組み、村民の住環境の向上と定住・移住人口の確保、地域経済の活性化を促進します。

④ 空き家の情報の整備

空き家の有効活用による定住・移住促進に向け、本村に点在する空き家について、固定資産台帳などを利用して空き家所在地の特定を行い、図面台帳化を実施します。また、空き家の所有者に対して、空き家・空き地バンクへの登録を促し、ホームページにおいて利用希望者とのマッチングを図ります。

⑤ 良好な住宅地の形成

住宅ニーズへの対応と村の活力向上、安全・安心・快適な住環境の確保に向け、平田村住宅マスタープランに基づき、良好な住宅地の形成を推進します。

また、核家族化の進行により若者世代の住宅ニーズが高まっており、村外への交通アクセスの優位性を活かし、村有の低未利用にある村有地の有効活用策としての分譲住宅地の整備を検討します。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
民間賃貸住宅家賃補助事業	民間賃貸住宅へ入居する低所得世帯に対して家賃を助成する。
民間賃貸住宅建設費助成事業	住環境の向上を図るため、民間事業者が賃貸住宅を新築した場合に建築費の一部を助成する。
空き家貸付助成事業	空き家の有効活用のため、空き家賃借契約に基づき所有者に対して改修費用を助成する。
空き家・空き地バンク事業	空き家等の物件情報をホームページで公開し、空き家等の有効活用につなげる。
定住促進住宅取得支援事業	若者世代が村内で住宅を新築または取得した場合の費用の一部を補助する。
住環境整備事業	未利用村有地の有効活用のため、民間活力を利用した住宅用地の整備を検討する。

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
空き家の登録棟数	空き家バンクへの登録棟数（累計）	棟	3	15
登録空き家の利用決定棟数	空き家バンク登録物件の利用決定棟数（累計）	棟	1	5
住宅新築（建売・中古購入を含む）棟数	村補助金を活用した年間住宅新築（建売・中古住宅購入を含む）棟数	棟	0	15

7-3 道路・交通ネットワークの整備



【基本方針】

定住と交流を促進する便利で安全な道路・交通ネットワークの確立に向け、村内道路網の体系的、計画的な整備を進めるとともに、持続可能な地域の交通体系の構築を目指します。

【現況と課題】

道路は産業活動や村民の日常的な移動を支える基盤ですが、水道・電気や電話等の施設とも密接な関係にあり、災害時は避難路や防災空間になるとともに景観にも関連する重要な施設です。

本村には、北東部に国道 49 号、南東部に国道 349 号、中心部を東西にあぶくま高原道路が通っており、これらの主要幹線道路を中心に県道や村道などが交通の骨格を形成しています。

これまで、関係機関と連携しながら国・県道の整備促進に努めるとともに、計画的に村道網の整備を推進してきました。また、安全で安心できる生活道路の確保として社会資本整備総合交付金事業や過疎対策事業債を活用しての舗装補修事業に取り組んでいるほか、協働のむらづくりとして原材料支給事業（生コン支給）による現道舗装事業を積極的に実施し、実績を伸ばしています。

しかし、拡幅改良工事による整備の必要がある村道が多く残る中で、国の施策が既存施設の補修にシフトしており、要望する交付金事業の決定額に格差が生じているとともに、耐用年数を迎えた道路、橋りょうの修繕が増大しています。また、標高が高く寒冷地であるという地形的特徴のため、凍上による舗装の耐久性を高める必要があり、より高価な工事費がかかっています。さらに、除草や除雪などこれまで村道の維持管理を地域のボランティアに依存してきましたが、高齢化の影響で村による維持管理の業務量が増大しています。

今後は、このような状況を踏まえ、拡幅改良工事が必要な道路の重要度を精査し、より計画的に整備を進めるとともに、耐用年数を迎えた道路、橋りょうについても、交付金事業等を活用しながら修繕を行っていく必要があります。

公共交通では、少子化の影響によるバス利用者の減少傾向が続いています。現在は村で運行補助を行い、路線バスの維持に努めていますが、今後の対応を検討していく必要があります。

【施策の体系】

道路・交通ネットワークの整備

- ① 計画的な基盤整備
- ② 安全で安心できる生活環境の確保
- ③ 地域特性に合わせた道づくり
- ④ ソフト対策を含む地域活性化のための基盤づくり
- ⑤ 持続可能な地域の交通体系の構築

【主要施策】

① 計画的な基盤整備

国の施策は既存施設の補修に重点を置く方針に転換している中で、本村では拡幅改良工事による道路交通網の整備が依然として必要なことから、重要度を精査し地域特性に即した道路整備を計画的に推進します。

② 安全で安心できる生活環境の確保

村民の日常生活に欠かすことのできない安全で安心できる生活環境の確保を優先させ、歩道等の整備を行うとともに、老朽化した道路、橋りょうの維持補修などを計画的に推進します。また、身近な生活道路についても村民との協働のもと、既存ストックの有効活用や長寿命化などの適正な維持管理の充実強化を図ります。

③ 地域特性に合わせた道づくり

災害時への対応やバリアフリー化、環境・景観に配慮した安全な道づくりを進めます。また、原材料支給事業（生コン支給）を含めた現道舗装を実施することにより舗装率を向上させ、安全に通行できる道路の整備を進めます。

④ ソフト対策を含む地域活性化のための基盤づくり

村民の暮らしの向上や産業の活性化を促すため、地域住民や関係機関との連携を深め、行政・民間・団体・村民等によるネットワークを形成するなど、ソフト対策への取組を強化し、地域の文化、風土などの資源を有効活用した地域活性化のための基盤づくりに取り組みます。また、建設業の担い手の高齢化による技術力低下を防止するため、若年層の定着促進や技術技能の承継を推進します。

⑤ 持続可能な地域の交通体系の構築

公共交通機関をできる限り支援するとともに、村民ニーズを踏まえつつ持続可能な地域の交通体系の構築を実現するため、独自の地域内移動手段についても戦略的かつ総合的な視点に立って検討し、公共交通機関の維持に努めます。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
社会資本整備総合交付金	逆水論田線 道路拡幅改良 L=2,300m 大柿打違内線 道路拡幅改良 L= 840m 村道草場乙空釜線 道路拡幅改良 L=1,300m 村道1281号線 道路改良 L=1,300m 村道草場清水線 道路舗装修繕 L=1,400m 村道三斗蒔広平線 道路舗装修繕 L=500m 村道深谷大柿線 道路舗装修繕 L=1,500m 橋りょう定期点検 69 橋点検
辺地対策事業	村道真弓千保線 道路拡幅改良 L=1,600m
過疎対策事業	過疎対策事業債を活用した生活道路の整備
地方バス路線維持対策事業	生活交通確保のための運行補助
タクシー料金助成事業	高齢者の生活交通確保のための運行補助

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
村道改良率	整備計画に基づく目標値	%	48	50
歩道整備延長	整備計画に基づく目標値	m	11,299	12,000
村道舗装率	整備計画に基づく目標値	%	63	70
タクシー券交付件数	当該年度のタクシー券交付件数	件	156	200

政策 8 産業の振興・経済の活性化

8-1 農林業の振興



【基本方針】

農業生産の維持と持続的な発展を目指し、意欲的な農業者の育成と農業生産基盤の整備を推進し、地域農業基盤の整備、再編を推進します。また、資源循環型農業により安心・安全な栽培を目指し、生産物の高付加価値化に努めます。併せて、消費者需要に応えられるよう農産物の少量多品目栽培や周年出荷ができる栽培指導に努めるとともに、農業・農村が持つ多面的機能の増進を図る取組について積極的に推進します。林業については、森林の持つ多面的な機能を活かした総合的な取組に努めます。

【現況と課題】

食料自給率の低迷や農業所得の大幅な減少、農業就業者の高齢化の一層の進行、農地の荒廃の深刻化など、わが国の農業・農村は極めて厳しい状況にあります。また、福島県においては東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の風評被害により、農作物の価格は下落し農家の生産意欲は低下しています。

このような中、国では令和2年度に新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、令和7年度の食料自給率目標は実現可能性を考慮して45%と設定し、農業や食品産業の成長産業化を促進する産業政策と、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を促進する地域政策を車の両輪とした農政改革を推進し、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の実現に向けて全力で取り組んでいくこととしています。

農業は本村の基幹産業であり、水田、畑地、山林等が混在する立地条件の中で、稲作を基幹に野菜、畜産、葉たばこ、花きを組み合わせた複合経営が営まれています。認定農業者の育成や農業制度資金に対する利子補給事業の新設など農業経営環境の改善に努めたほか、基盤整備事業として県営ほ場整備や暗渠排水事業などを実施し、農地集積の推進と農業者の労力負担軽減につなげました。

さらに、新規作物の栽培振興に努め、そばや果樹などの栽培面積が増加傾向にあります。道の駅ひらたを中心に特産品開発や6次産業化を推進しており、道の駅ひらたの販売額及びレジ通過者数は増加傾向にあります。

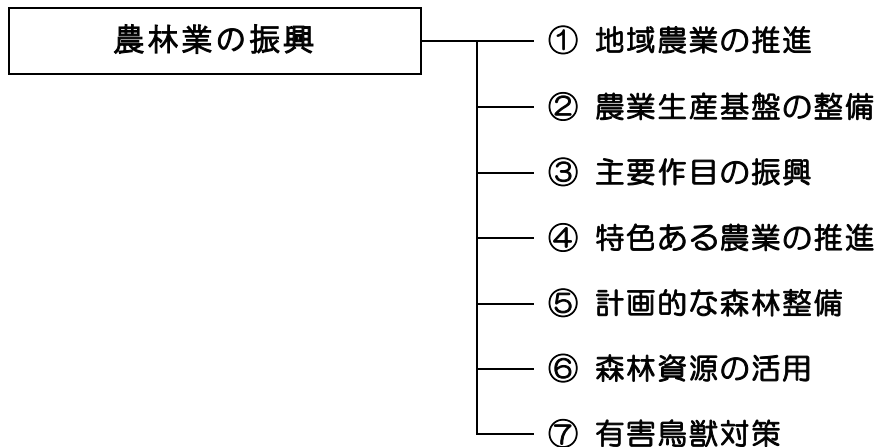
林業については、原子力発電所の事故の影響から林産物の活用が図られていない状況が続いており、森林の除染対策を計画的に実施し、森林再生化を図る必要があります。

近年は、農業従事者の高齢化や担い手不足、兼業化の進行による農業労働力の脆弱化、耕作放棄地の増加による利用率の低下、農産物の価格低迷による農業所得の伸び悩みや鳥獣被害の拡大などの問題が表出しています。

今後は、道の駅ひらたの直売所を活用した資源循環型農業による付加価値の高い作物の栽培やブランド化のほか、多品目出荷や野菜の周年出荷に向けた栽培技術の指導及び施設設置の充実を図る必要があります。

また、ジュピアランドひらたの育苗センターにおける付加価値の高い作物の研究や新規就農者の育成を推進するとともに、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための取組を積極的に推進することが重要です。

【施策の体系】



【主要施策】

① 地域農業の推進

ア 認定農業者の支援

農業技術・農業経営に関する研修機会の充実や経営改善資金の利子助成などにより、認定農業者の支援に努めます。

イ 生産組織の育成

地域及び営農の実態に応じた生産組織の育成やオペレーターなどの技術者育成を図ります。

ウ 農地の有効活用

農地の有効活用を図るため、兼業農家や小規模生産農家、また高齢者や女性が栽培できる園芸品目の導入など、体力に応じた効率的な営農を支援します。

エ 農業従事者の確保

農業従事者の確保に向け、ＵＩターン農業者や新規就農者の受け入れ体制の整備を図ります。

オ 6次産業化の推進

新規起業家の育成と技術指導を図り所得向上を推進します。

カ 栽培技術指導の推進

少量多品目栽培及び周年出荷に関する栽培技術指導を実施し農業者の意識改革に努めます。

キ 道の駅ひらたの利用促進

道の駅ひらたの直売所を核として、地元農産物の出荷体制の構築と消費者の利用拡大に向けた取組を推進します。

② 農業生産基盤の整備

ア 基盤整備

農地の集約化や農作業の省力化を図るため、基盤整備を推進します。

イ 農道整備

基盤整備と並行し、農道の整備を図ります。

ウ 用排水路の整備

安定した生産を図るために、用排水路の整備を推進します。

エ 農産物のブランド化と産地イメージの向上

集団化による量産、品質・規格の統一による品質の向上を図り、農産物のブランド化と産地イメージの向上に努めます。

オ 農地の集積

遊休農地・荒廃農地の解消、規模拡大を望む認定農業者等経営体への農地の集積を促進します。

③ 主要作目の振興

ア 米

消費者ニーズに即した良食味米の安定生産を目標に、低コスト・省力化技術の確立、農業機械利用の共同化、生産基盤の整備、集落営農または農業法人の組織化を図ります。

イ 野菜

気候風土に適した良品質・多品種栽培振興、ビニールハウスや加温設備など施設の充実化による周年栽培と減農薬栽培を推進し、付加価値の高い野菜づくりを推進します。

ウ 畜産

省力化及び低コスト経営を確立するため、耕作放棄地の採草地・放牧地としての活用やふん尿処理、堆肥の有効活用を図るとともに、家畜伝染病予防対策に努めます。

エ 葉たばこ

生産基盤の整備・集約化や省力技術の確立を図ります。

オ 果樹

優良品種の生産拡大、省力化生産体制の整備、環境にやさしい園芸農業を推進します。併せて、高付加価値農業への転換を図ります。

カ 花き

気候風土に適した良品質・多品目栽培を推進します。

キ 原木しいたけ栽培

原木しいたけ栽培を再開し、商品の確立とブランド化を図ります。

ク 主要穀物

大豆・麦・そばなどの主要穀物の栽培振興と生産基盤整備を推進します。

④ 特色ある農業の推進

ア 農産物の高付加価値化

農業者自身による加工や販売、観光農園、農家民宿及び農家レストランなどの6次産業化や地形条件を活かした減農薬農産物の生産など、資源循環による高付加価値化に向けた取組を推進します。

イ 環境にやさしい農業とトレーサビリティの遵守

環境にやさしい農業技術の普及とトレーサビリティ（食の安全確保のため、生産から加工・流通・販売に至る過程を明確にし、追跡可能にすること）遵守に向けた農業者の意識啓発を推進します。

ウ 都市交流による農業体験

農村の自然とのふれあいや農業体験学習が行えるよう農家民宿・地域づくり団体等との連携によりグリーンツーリズム推進体制の整備を図ります。

エ 有機農業の推進

地域の資源を活かした資源循環型農業を推進します。

オ 地産地消の推進

地域の食材を活かした食育教育の実践を図ります。

⑤ 計画的な森林整備

ア 計画的な森林施業

平田村森林整備計画に基づき、造林・保育・間伐の計画的な森林施業を推進します。

イ 人と共生した森林づくり

広葉樹林の育成や針広混交林等の景観環境に配慮した、人と共生した森林づくりを推進します。

ウ 林業基盤の整備

林業の合理的経営や森林の集約管理を図るため、林内作業道路の整備に努めます。

エ 森林資源の保護・管理

松食い虫などの早期発見、早期防除により、森林資源の保護・管理に努めます。

⑥ 森林資源の活用

ア 特用林産物の振興

出荷体制の整備などにより間伐材の安定供給と利用促進、緑化木等グリーン産業の推進に努めるとともに、しいたけ等特用林産物の振興を図ります。

イ 森林の活用

森林レクリエーション施設（ジュピアランドひらた、芝山公園など）を自然体験、林業体験や芸術創作活動、スポーツ・レクリエーションなどの場として、森林の活用を促進します。

ウ 放射性物質対策

放射線低減対策について、関係機関との連絡調整を密にし、情報収集に努め適正な対策を講じます。

⑦ 有害鳥獣対策

ア 有害鳥獣対策

有害鳥獣対策被害防止、捕獲対策を図ります。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
中山間地域等直接支払制度支払交付金事業	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う事業
多面的機能支払交付金事業	水路、農道、ため池及び法面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業を行う事業
環境保全型農業直接支払交付金事業	化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む事業
経営所得安定対策事業	担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の拠出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施するための事業
農地流動化事業	認定農業者の育成及び経営規模拡大や農用地等の有効利用を図るため、農用地等に賃借権の設定を行った者と借り受けた認定農業者に対して助成金を交付するための事業
圃場整備事業	耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施（令和3年度までは事業計画期間）
暗渠排水・畦畔除去事業	畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備
ライスセンター整備事業	ライスセンターの整備（コンバイン・乾燥機・調整機等）
農産物生産振興事業	りんどう、ブロッコリー、アスパラガス等種苗導入補助、自然薯種芋導入補助
水路農道整備事業	農業用排水路、農道整備
鳥獣被害防止関連事業	鳥獣被害防止のための電気柵設置補助
畜産振興事業	肥育牛飼養拡大事業、優良乳用牛導入事業補助、優良基礎肉用雌牛導入事業、飼料用デントコーン種子購入補助、県外導入自家保留牛補助、酪農ヘルパー利用組合補助、肉用雌牛保留事業補助、農協有優良雌牛導入事業貸付金利子助成
森林環境交付金事業	児童向け森林環境教育、森林整備の推進
間伐促進事業	間伐事業
ふくしま森林再生事業	森林の有する多目的機能を維持しながら放射性物質の低減、拡散防止を図るための事業
危険木除去事業	危険木除去事業
農業用パイプハウス設置事業	蔬菜栽培振興のため農業用パイプハウス整備費の一部を補助

Ⅲ. 後期基本計画

農業用機械導入補助事業	認定農業者が経営規模拡大・維持のために導入する農業機械整備費の一部を補助
加工場整備事業	道の駅ひらた周辺に農産物加工場を設置
特産品開発事業	6次化産業を推進するための特産品開発
新規作物導入事業	新規農産物の導入に要する費用の一部を補助
人農地プラン作成事業	人農地プランを作成し農地の保全管理と農地の集積を推進
都市農村交流事業	川口市幸町との都市農村交流事業
農業関係利子補給事業	アグリマイティー資金で農業用機械を導入した農業者に対する利子補給事業
放射性物質抑制対策事業	放射性物質抑制対策のため施すカリ質肥料購入費用の一部を補助
葉たばこ病虫害対策事業	葉たばこ病虫害対策事業
葉たばこ生産振興事業	生分解性マルチ導入補助
そば振興事業	そばの生産及び販売に関する費用の一部を補助
野菜振興事業	インゲン等栽培振興支援
畜産防疫事業	アカバネ病予防注射事業、ヘモフィルス予防注射事業補助
集落営農組合事業	集落営農組合が実施する共同活動に対する補助

【目標指標】

指標名	指標説明	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
認定農業者数	村認定農業者数	人	74	74
道の駅ひらた利用者数	道の駅のレジ通過者数	人	179,000	200,000
エコファーマー認定数	エコファーマー認定数	件	67	67
GAP認証取得者数	食の安全性が確保された農業生産工程管理(GAP)取得者数	人	1	3

8-2 商工業の振興



【基本方針】

異業種連携を促進し、新たな活力の創造と雇用の場の確保に向け、商工会の育成・強化のもと、魅力的な商業活動を促進するとともに、既存企業の経営体質・基盤強化の促進と企業誘致に取り組みます。

【現況と課題】

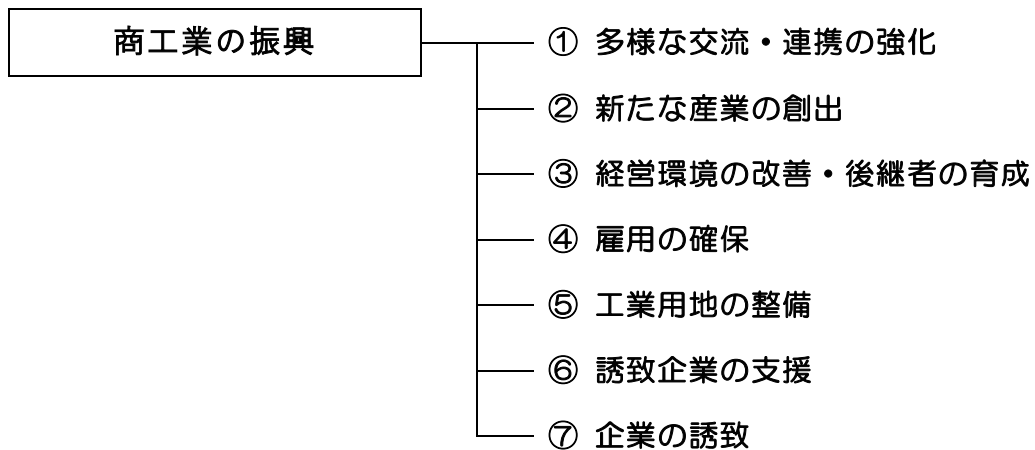
近年、わが国の景気はこれまでの経済対策の効果などにより緩やかな回復傾向にあるといわれていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、一転して今後の先行きが不透明な状況に陥っています。また、ネットショッピングの普及や大型店舗の地方進出などにより、地域商業全体の機能が疲弊し衰退が加速しているほか、工業についても地域企業の規模縮小や撤退といった状況がみられ、商工業を取り巻く状況は厳しさを増しています。

本村では、これまで商工会の育成や中小企業への融資に対する利子補給などを行い、商工業経営環境の改善に努めてきました。芝桜まつりにおいては、異業種間の交流・連携も図られるなど、商工業の活性化に向けた成果もみられます。道の駅ひらたでは新しい特産品開発が行われ、今後も継続的な取組と販売力強化が必要となります。

しかし、多くの事業所が小規模であるため、近い将来における経営規模の拡大は難しく、後継者が育たないために事業継続を断念するケースも増加しています。また、商業では近隣市町村の商業集積地区に顧客が流れてしまう傾向があります。今後は、商工会を中心とした創業支援や事業継続を支援していくとともに、空き店舗対策や中規模の商業施設の集積を推進し商店街を活性化する必要があります。

企業誘致については、村民の新たな雇用の場の確保につながることから、引き続き県などと連携して、村内の工業団地未分譲区画や空き工場への誘致に努めるとともに、先行きが見えない経済情勢のなか、村内で事業を継続する既存企業への支援策についても検討する必要があります。

【施策の体系】



【主要施策】

① 多様な交流・連携の強化

芝桜まつりや産業まつりなどを活用して農業、林業、商業、工業との異業種交流・連携の強化を図り、イベントの共同開催の支援や商店街の形成に努めます。

② 新たな産業の創出

地域の特色ある産業構造や資源の活用、異分野・異業種の連携などで、地域ブランドづくりや新たな産業の創出を推進します。

③ 経営環境の改善・後継者の育成

商工会の指導・相談体制の強化と中小企業融資利子補給制度の継続により、中小零細企業の経営環境の改善を促進します。また、後継者の育成・確保を図るため、学校教育や生涯学習において近代的な経営を学べる機会と場の提供に努めます。

④ 雇用の確保

企業による若年層の雇用確保のため、県の就職マッチングサイトを効果的に活用するとともに、地元高校生を対象とした村内企業合同説明会を開催し、雇用の確保を図ります。

⑤ 工業用地の整備

既存の工業団地の維持管理に努め、進出企業が即座に立地可能な状態に保ちます。また、新規の工業用地については、今後の社会情勢を見極めながら、検討を進めます。

⑥ 誘致企業の支援

すでに村内に立地している企業の操業しやすい環境の確保や抱える課題などを定期的な意見交換会を通じて情報収集し、行政・地域・企業が一体となって、互いが住みやすい環境づくりで企業の存続に努めます。

⑦ 企業の誘致

空き工場や未分譲工業団地用地の情報を県と共有しながら広く情報発信するとともに、村の工場等誘致奨励金を活用しながら企業誘致を進めます。また、誘致する企業が地域に快く受け入れられるように、建設の計画段階から環境調査を行い、公害などが生じないよう働きかけを行います。さらに、工場の新設・増設に当たって必要な環境法令等との調整などについて、関係機関と情報を共有し調整を図り、迅速な企業サポートに努めます。

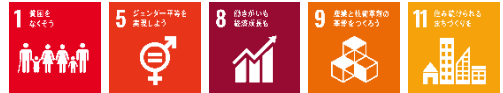
【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
ふるさとづくり推進事業	商工会が参加する芝桜まつり等のイベントに対する助成
プレミアム付商品券助成事業	商工会が発行するプレミアム付商品券への助成
中小企業融資利子補給事業	商工会加盟企業が受けた融資に対する利子補給
工場等誘致事業	県などと連携した空き工場情報等の広域発信や平田村工場等誘致条例に基づく奨励金を交付
企業間連携事業	異業種間の連携と情報共有のため、村内企業の情報交換の場を設定

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
商工会会員数	商工会会員数の維持	人	147	150
誘致企業数	空き工場・未分譲工業団地への企業立地数(累計)	企業	0	1
Fターンウェブサイト登録企業数	県就職マッチングサイト登録企業数	企業	0	4

8-3 雇用・勤労者対策の充実



【基本方針】

就業者が良好で長期的に働くことができるよう村内における雇用機会の創出・確保と労働環境の充実に努めます。

【現況と課題】

有効求人倍率が高水準で推移するなど、国全体の雇用情勢には改善の動きがみられたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業においては先行き不安による雇用控えが懸念されています。また、本村では就労先を村外に求めて転出する若年層の割合が高く人口減少の要因ともなっていることから、村内における村民の雇用対策の推進が課題となっています。

今後も、県などと連携しながら情報を発信し、工業団地や学校跡地への企業誘致に努めるほか、ハローワークなどと連携して情報を発信し、求職者と企業のマッチングに努めることで、雇用の機会と雇用の場の創出を図る必要があります。また、ITを活用した小規模なたちでの起業や再生可能エネルギー産業に対する支援についても、検討していく必要があります。

【施策の体系】

雇用・勤労者対策の充実

- ① 雇用確保に向けた取組の推進
- ② 労働環境の充実促進
- ③ 創業に対する支援

【主要施策】

① 雇用確保に向けた取組の推進

県などと連携した企業の誘致など各種産業振興施策を通じて雇用の場の拡充を目指すほか、ハローワークなど関係機関や村内事業所などとの連携、広域的連携により、就職相談や情報提供などを行い、高齢者や女性、障がい者を含めた幅広い地元就職の支援に努めます。

② 労働環境の充実促進

労働者が安定して働けるよう、事業所に対し正規雇用や人手不足となっている業種の求人充足、育児・介護休暇を取得しやすい職場づくりなど、労働環境の充実に働きかけていきます。

③ 創業に対する支援

石川郡内5町村と商工会が連携して行う創業支援事業計画が平成28年1月に認定され、創業ワンストップ相談窓口の設置により、石川郡内全体で創業者を支援する体制を構築し、操業セミナーや個別相談会を開催してきました。この計画を令和3年度から5年延長し、地域内での創業機運を高めより効果的で確実な創業者の増加を図るとともに、今後も新たな雇用の創出につなげます。

また、都会では味わえない豊かな自然環境の中で、ライフスタイルを充実させられる地方での起業や、小規模ながらも意欲を持ったかたちでの起業、地方在住のリモート勤務などに対する支援についても検討を進めます。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
むらづくり振興法人の設立	産業振興や観光振興などに関連した雇用を創出
創業支援事業	石川郡内5町村と商工会、金融機関などと連携して行う創業希望者への支援

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
むらづくり振興法人の設立	むらづくり振興法人の設立	件	0	1
創業者数	創業に至った件数	件	1	3
事業所への啓発	パンフレット等の配布回数	回	2	2

政策 9 魅力あふれる観光の振興

9-1 観光資源の創造と観光客誘致の推進



【基本方針】

ジュピアランドひらた等の施設整備・充実を図るとともに、道の駅ひらたなどと連携して村おこし事業やイベントを開催し、様々な情報発信の手段により広域的な観光PRを推進します。

【現況と課題】

食や癒し、自然、地元の人々とのふれあいを求める傾向が強まるなど、観光ニーズが変化していく中で、観光地にはこうしたニーズに対応した戦略的な取組が求められています。また、近年、わが国では外国人観光客が急増しており、インバウンド（訪日外国人旅行）の誘致に向けた取組も重要性を増してきています。

本村では、ジュピアランドひらたを軸とした観光開発のため、渋滞緩和策として駐車場整備を進めてきました。例年4月下旬から5月中旬にかけて行われる「芝桜まつり」には非常に多くの観光客が訪れており、7月のあじさいやゆり、秋のモミジなど、通年で花や紅葉、樹木セラピー等に親しめる施設を目指し整備を行っています。

芝桜まつりから始まる四季を通してのイベントとして開催しているあじさい・ゆりまつりも定着し、村内外からも多くの観光客の来村が見込まれる中、ジュピアランドひらたと道の駅ひらたを観光・交流拠点として、蓬田岳や山鶏滝、芝山など村独自の観光PRやこおりやま広域圏と連携した広域的な観光PRを推進する必要があります。

また、ジュピアランドひらたは四季を通じた観光施設として明確に位置付けるため、管理運営体制の法人化や長期的な開発計画の検討が必要となります。

【施策の体系】

観光資源の創造と観光客誘致の推進

- ① 観光・交流拠点の整備
- ② 村おこし事業とイベントの推進
- ③ 観光PRの推進

【主要施策】

① 観光・交流拠点の整備

重要な観光施設であるジュピアランドひらたとその周辺道路を整備し、年間を通して集客できるよう施設整備に取り組みます。また、ジュピアランドひらたと道の駅ひ

らたを交流拠点に据えて村内の各名所をつなぎ、村の観光PRを推進し、交流人口増加と定着を目指します。さらに、ジュピアランドひらたの施設整備と併せて総括的に企画運営を行うための観光公園事業管理法人の設立を推進し、収益事業を実施できる体制づくりを構築します。

また、滞在型観光を目指し、農家民宿・民泊の取組継続と新規参入に向けた条件整備を図ります。

② 村おこし事業とイベントの推進

商工会や道の駅ひらたと連携して特産品づくりなどに取り組み、地域が一体となった村おこし事業を推進するとともに、既存の芝桜まつりや産業まつりの内容充実と、あじさい・ゆり園や蓬田岳、ジュピアランドひらたでの新たなイベントの企画立案を図ります。

③ 観光PRの推進

こおりやま広域圏などの観光のネットワーク化による観光情報の提供とそのPRの充実を図ります。また、観光マップやパンフレットを全面的に見直し、本村の魅力を十分に伝えることができるものを作成します。さらに、村ホームページを活用し、催し物やイベントなどを中心に、観光情報の積極的かつ効果的な発信に努めます。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
ジュピアランドひらた整備事業	遊具・キャンプ場・商業施設整備、トイレ・道路・既存施設等の改修
観光PR事業	観光マップ・パンフレット作成、SNSの利活用
芝桜まつり等実行事業	芝桜まつりに係る経費の一部を負担
道の駅ひらた維持修繕事業	観光・交流拠点としての施設の維持修繕

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
観光集客者数	年間の観光入込者数	人	104,000 (R1年度)	150,000
ホームページアクセス数	観光情報ページへのアクセス数	回	34,300	45,000
農家民宿・民泊数	村内の農家民泊・民宿数	軒	4	8

政策 10 豊かな心を育てる教育の充実

10-1 学校教育の充実



【基本方針】

次代を担う子どもたちに、確かな学力と豊かな心、健やかな体、たくましく生きる力を育むために、教育内容の充実と教育環境の整備を積極的に推進し、総合的に学校教育の充実を図ります。

【現況と課題】

少子高齢化や核家族化の進行に伴い、児童生徒や保護者を取り巻く環境は急速に変化し、規範意識の低下やいじめ・不登校の発生など、教育をめぐる様々な課題が全国的に表面化しています。

このような中、国では現在の学習指導要領において「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力などの育成を重視しています。本村においても学習指導要領を踏まえ「生きる力」を育む教育内容の一層の充実、安全・安心な環境づくりなどが求められます。

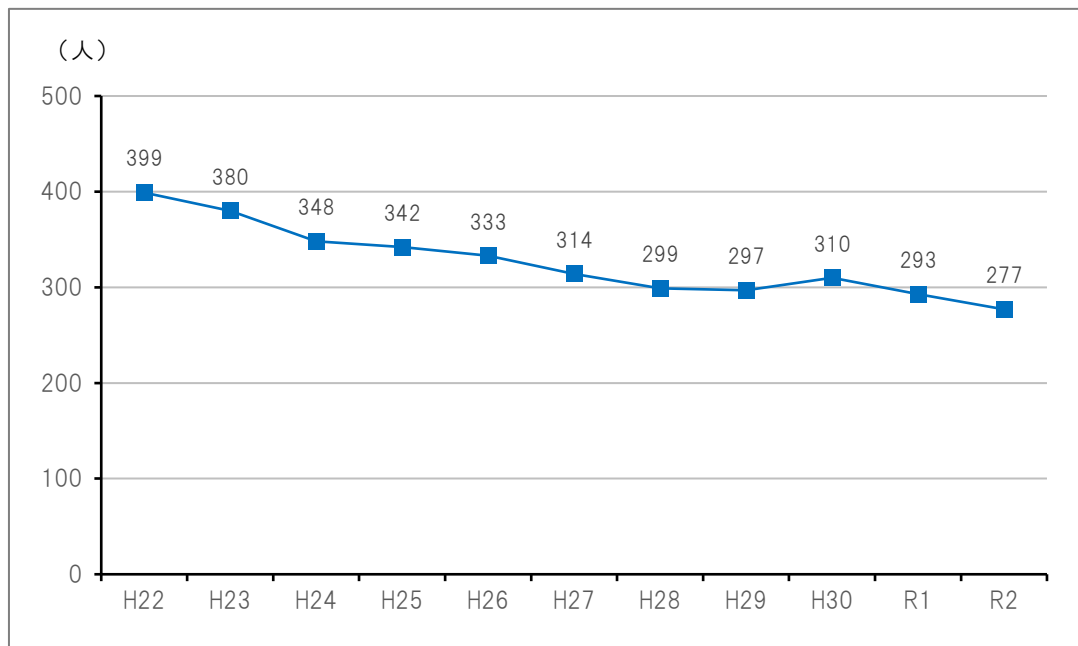
本村では、こども達にとって望ましい教育環境の整備を図るため、学校施設の計画的整備や社会変化に対応した教育内容・学習環境の充実を積極的に進めてきました。また、幼児教育施設は令和2年11月に村内の2園を統合して「ひらたこども園」を開園し、新築された園舎で新たな運営を開始しました。

令和3年1月現在、本村には認定こども園が1園、小学校が2校、中学校が1校あり、小学校児童数は274人、中学校生徒数は148人となっています。平成22年と比べて、小学校児童数は125人、中学校生徒数は47人減少しています。

少子化の進行に伴い、子どもの数は依然として減少を続けており、将来的には適正な学級規模の維持が困難になることも予想され、その対策が大きな課題となっています。特に、小学校は将来的な児童数を見通し、統合、小中一貫校など将来の在り方を検討する重要な時期に差し掛かっています。併せて、学校給食センターも平成6年の建築から25年以上が経過し、施設・設備の老朽化が著しいことから、その対応を検討する必要があります。

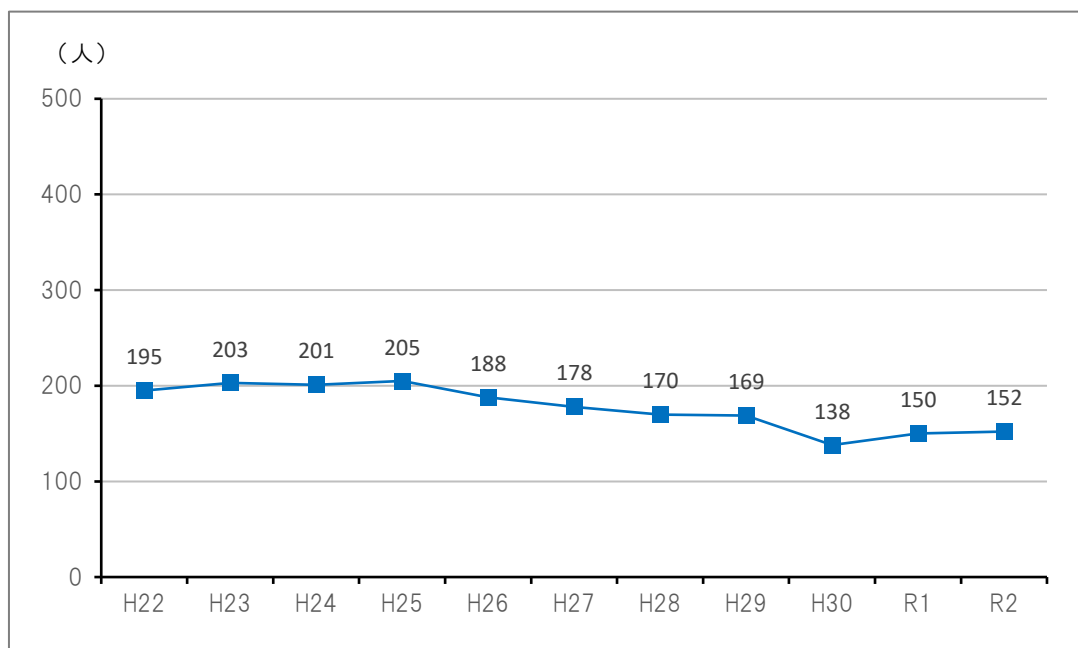
今後も、教育施設の整備を推進し、子どもたちが安心して学べる環境づくりに努め、確かな学力や豊かな心、健やかな体など生きる力の育成に向けた教育内容の充実、さらには地域と連携した開かれた学校づくり、給食体制の充実、心身の健康のための体制の確立など、総合的な取組を進めていく必要があります。

小学校児童数の推移（各年５月１日現在）



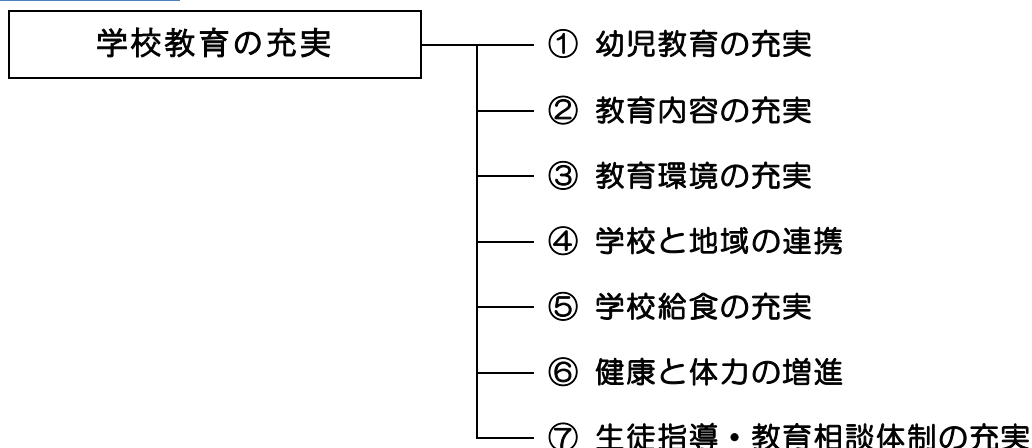
資料：学校基本調査

中学校生徒数の推移（各年５月１日現在）



資料：学校基本調査

【施策の体系】



【主要施策】

① 幼児教育の充実

集団生活や体験活動を通して、義務教育への円滑な移行が図られるよう幼児教育の充実と職員の適正管理に努めます。さらに、子どもの感性を豊かにし、一人ひとりが主体的に力を発揮できるよう、職員の資質と指導力の向上に取り組むとともに、新築された園舎の機能を活かし、教育活動の充実や時代のニーズにあった保育の提供に努めます。

② 教育内容の充実

確かな学力の育成のため、学習意欲の喚起と基礎・基本の反復学習、自主的・主体的に取り組む学習習慣の確立に努め、言語活動、表現活動の充実を図ります。さらに、校内研修、指導主事の助言などにより教職員の資質と指導力の向上を図るとともに、小中一貫教育を軸に、小学校同士、小中学校間の交流学习を実施し、村民としての誇りと連帯感の育成に努めます。

さらに、現代の国際化、情報化社会の急速な進展に対応するため、外国語活動、情報化教育の指導充実を図るとともに、道徳教育やふるさと教育を推進し、「人を愛し、故郷を愛し“生きる力”を身につけた、健康でたくましい人間」の育成に努めます。また、関係機関と連携しながら特別支援教育の充実を図るとともに、各種支援員の配置により個に応じた授業支援に取り組めます。

③ 教育環境の充実

児童生徒の安全・安心な学校生活のため、学校施設・設備について優先度を検討した上で計画的な改修を実施します。また、平田村学校等整備の基本計画に基づき、将来的な小中一貫校の実現に向けた検討を行います。さらに、教材備品や学校図書の充実を図るとともに、国のGIGAスクール構想に対応した設備の導入、更新を併せて進めます。また、遠距離通学の児童生徒に対する支援策として、登下校時の安全と利便性の確保を図るためスクールバスを継続して運行します。

④ 学校と地域の連携

地域への学校施設の開放をはじめ、地域の人材や教材を活用したふるさと教育や職場体験等を通して、学校と地域が相互連携を深め、開かれた学校づくりに努めます。特に、地域連携・協働による教育活動の充実に取り組んでいきます。

⑤ 学校給食の充実

安全でおいしい給食の提供を図るため、安全衛生管理の徹底を図り、学校給食を通して食育や地産地消の推進等に取り組むとともに、家庭と連携し望ましい食習慣の確立を目指した指導を図ります。また、老朽化した給食調理設備の更新を計画的に推進するとともに、施設全体を含む大規模改修や改築を検討します。

⑥ 健康と体力の増進

児童生徒の心身の健康を育むため、日常的な運動習慣の形成や部活動の活性化による児童生徒の体力・運動能力向上に取り組めます。また、放射線教育・性教育・薬物乱用防止教育の推進を図るとともに、災害時を想定した訓練と危険回避能力の育成を図るための防災教育を推進します。

⑦ 生徒指導・教育相談体制の充実

家庭や地域、関係機関などとの連携を強化して不登校児童生徒の解消を図るとともに、いじめや不登校などの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、いじめ防止基本方針に基づいた生徒指導の充実を図ります。また、中学校に心の教室相談員や支援員、スクールカウンセラーを継続して配置し、心の問題について生徒がいつでも相談できる体制を整備します。

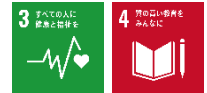
【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
幼児教育の充実	幼児教育・子育て支援の充実（0歳児保育の導入・保育時間の拡大）
指導主事及び外国語指導助手設置事業	全小中学校対象 授業への助言・指導
学力向上対策事業	支援員の配置 学力調査の実施 教員の指導力向上・研究
学校支援員等配置事業	全小中学校への特別教育支援員の配置 心の教室相談員、地域学校安全指導員の配置
ふるさと教育推進事業	全小中学校対象 ふるさと教育の実践
読書活動推進事業	全こども園・小中学校・公民館対象 家読日の設定・家庭読書の推進 読書感想文コンクールの継続実践
学校図書館の充実	全小中学校対象 司書の配置
学校給食費の支援事業	保護者の給食費負担軽減のための助成
学校給食センター施設整備	食の安全・安心の確保 施設及び調理機器等の改修・更新
I C T環境の整備	機器や環境等の整備、更新 利活用の充実

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
学校図書充足率（小学校）	学校図書館図書標準に基づく充足率	%	94	110
学校図書充足率（中学校）	学校図書館図書標準に基づく充足率	%	94	110
地産地消給食の実施回数	地元産品を使用した給食提供回数	回	10	15
小・中一貫教育	中学校隣接地に統合小学校の設置検討			

10-2 青少年の健全育成



【基本方針】

子ども達が豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長し、将来の村の担い手として活躍できるよう、関係機関・団体が一体となって健全育成活動に取り組みます。

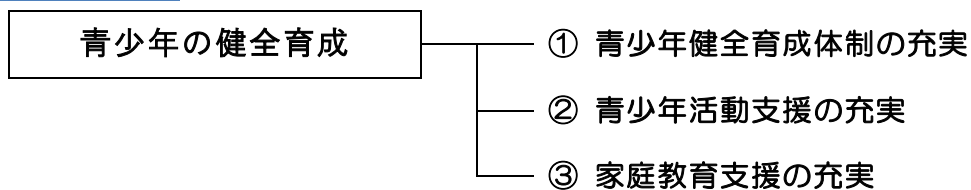
【現況と課題】

青少年を取り巻く環境が急速に変化し、核家族化や少子化が進み社会環境が大きく変化していく中で、青少年の地域コミュニティへの帰属意識や規範意識の低下、犯罪の低年齢化などが問題として取り上げられています。主な要因として、家庭や地域における教育力が低下し、学校教育に過度に依存することなどがあげられています。

本村では、親子参加型の「かるがも学級」や小学校高学年を対象とした「たけのこ教室」により、様々な体験活動や年齢の異なる集団での活動機会の提供を行っています。また、「中学生チャレンジ講座」を学校の長期休暇に合わせて開設するなど、継続した青少年育成に努めてきました。さらに、読書活動推進委員会では、活字離れや読書離れの傾向に対処するため、「ひらた読書の日」の実践やボランティア団体と連携した読書環境の整備と蔵書の充実など、読書を通じた健やかな成長を促すための取組を行っています。

今後、青少年を取り巻く問題は、複雑化することが懸念されていますが、健やかな成長のために、家庭・学校・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し、相互に協力しながら、適切な環境づくりを進めていくことが必要です。

【施策の体系】



【主要施策】

① 青少年健全育成体制の充実

青少年が自主的・主体的に活動に取り組み、その成果が青少年の心身の健全な育成に効果的に作用するよう、各種団体との連携体制の構築に努めます。さらに、様々な分野での指導者を確保・育成するため、地域との連携強化に努めます。

② 青少年活動支援の充実

青少年が様々な活動を通じ自主的に学ぶ力が得られるよう環境を整備し、さらに、地域住民・関係機関・各種団体等と連携、協力しながら支援の充実に努めます。また、各種教育への支援、指導者の育成、社会環境の整備に努めます。

③ 家庭教育支援の充実

学校や関係機関と連携し、家庭教育に関する情報や学習機会の提供を行います。また、共働きや核家族化による家庭教育力の低下や地域との繋がりの希薄化を防ぐため、企業などとも連携し、家庭教育を地域全体で応援する社会的気運の醸成に努めます。

【主要事業】

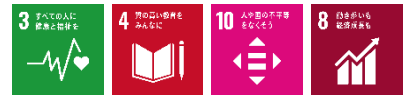
主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
家庭教育推進事業	講座の開催、情報提供
たけのこ教室	体験活動等の開催
かるがも学級	親子参加型教室の開催
読書活動推進委員会	読書感想文コンクール等の開催
青少年育成村民会議	少年の主張大会等の開催

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
小中学校におけるボランティア活動・体験活動の実施回数	ボランティア活動や体験学習活動を開催した回数	回	432	450
かるがも学級の開催回数	かるがも学級の年間開催回数	回	2	6

政策 11 生涯学習社会の形成

11-1 生涯学習の推進



【基本方針】

子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め豊かな人生を送ることができるよう、学校や家庭、地域との連携を図りながら総合的な学習環境づくりを進めます。

【現況と課題】

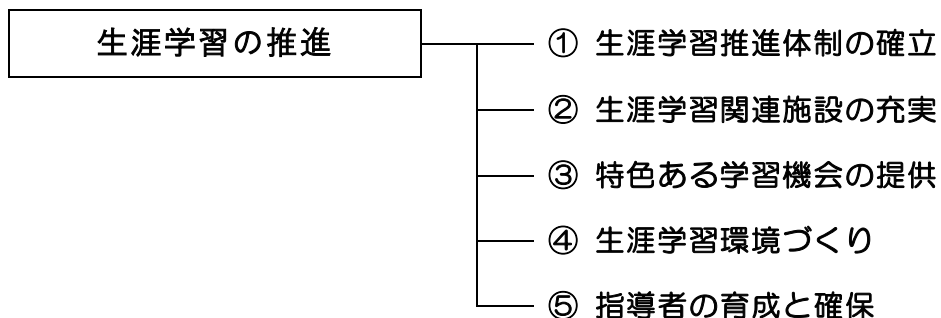
情報化の進展、教育水準の向上や自由時間の増大などを背景として、心の豊かさや自分らしさの発見など豊かな生活を送るために、幼児期から高齢期までの生涯を通じて学び続けることができる社会の実現が求められています。

本村では、学習情報の提供や広報・啓発活動の推進、社会教育団体の育成、指導者の確保などに努めるとともに、村民の多様な学習ニーズに応え、各種講座などの開催や学習活動の場の提供を行い、主体的に活動できるよう支援しています。

しかし、少子高齢化や情報化社会の進展をはじめとする社会環境の急速な変化により、各年代における学習課題もますます高度化、多様化してきています。これらに対応し、村民一人ひとりが自ら学び、活動し、充実した人生を送るとともに、その成果が地域社会の発展に活かされるための学習環境づくりが求められています。

このため、生涯学習推進体制の整備や関連施設の充実に努めるとともに、村民の学習ニーズを常に把握して特色ある学習機会の提供を図るため、多様な分野において指導者の確保に努め、特に若年層や中年層の学習機会の充実に図り、総合的な生涯学習環境づくりを進めていく必要があります。

【施策の体系】



【主要施策】

① 生涯学習推進体制の確立

村民の多様化する生涯学習の要望に応えるため、生涯学習を総合的かつ計画的に企画・調整・推進していく生涯学習推進組織の整備を図り、生涯学習推進計画の策定や進捗管理を行います。

② 生涯学習関連施設の充実

拠点施設である中央公民館をはじめとして、各施設の整備充実を図るとともに、利用者のニーズに応じた運用を検討するなど、施設の有効活用を図ります。また、耐震対策が必要な中央公民館を改築し、生涯学習や保健事業での活用が図られる複合施設を整備します。

③ 特色ある学習機会の提供

各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、新たな講座・教室などの企画充実を図るとともに、本村ならではの多彩で特色ある学習機会の提供に努めます。

④ 生涯学習環境づくり

ライフスタイルに応じた学習活動を行うこと、生涯を通じて学ぶということの重要性について啓発を図り、生涯学習関連情報の提供と学習機会の提供に努め、村民が自主的に活動できる総合的な生涯学習環境づくりを推進します。

⑤ 指導者の育成と確保

様々な分野における指導者の発掘・育成に努め、その登録と活用場の確保を図ります。

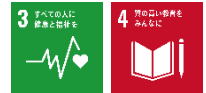
【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
レディースセミナー	女性のための教養講座の開催
各種教養講座	大人のための教養講座の開催
複合施設整備事業	既存公民館を改築し、保健センター機能を含めた複合施設の整備を図る。

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和 2 年度)	目 標 値 (令和 7 年度)
公民館利用者数	公民館の延べ利用者数	人	12,013	12,500
生涯学習関連の講座・教室参加者数	生涯学習関連の講座・教室の延べ参加者数	人	1,074	1,200
図書の年間貸出冊数	公民館図書の貸出冊数	冊	2,297	2,500

11-2 スポーツの振興



【基本方針】

すべての村民が生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができるよう、スポーツ活動の場と機会の充実に努めます。

【現況と課題】

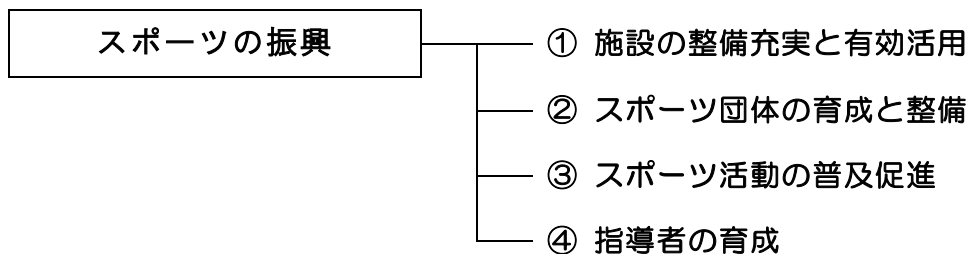
スポーツは、人生をより豊かで充実したものにするとともに、心身の健全な発達に必要な不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは極めて大きな意義を持ちます。

本村では、健康づくりやレクリエーション活動など、村民の多様なニーズに応えるスポーツ施設の充実に努めてきました。特に、テニスコートやフィットネスクラブは、村民だけでなく近隣市町村の住民にも広く利用されています。今後も、広報などを積極的に行い、施設のさらなる利用促進を目指すとともに、施設の維持管理及び計画的な修繕・改修の必要があります。

また、総合型地域スポーツクラブ「ひらたスポーツクラブ」では、体育協会やスポーツ推進委員などのスポーツ関係者が一体となって、地域のスポーツ活動や健康・体力づくり、いきがいくりの場を提供しています。平成26年度からは子ども向けの教室「キッズ☆スポーツ」を新設するなど、村民のニーズに合わせて創意工夫を凝らした活動を行っており、村のスポーツ活動に不可欠な組織となっています。今後も「ひらたスポーツクラブ」と連携し、多様化する村民のニーズに柔軟に対応できる環境づくりを行うとともに、新たな人材の発掘と育成に努める必要があります。

青少年スポーツでは、スポーツ少年団本部がスポーツ少年団同士の連携と指導者の育成を図っています。

【施策の体系】



【主要施策】

① 施設の整備充実と有効活用

旧中学校のスポーツ施設等を含め、施設・設備の老朽化などに対応し修繕や改修を行い、維持費増加の抑制に努めるとともに、管理運営体制を整備して有効活用を図ります。また、令和2年度に整備したパークゴルフ場の充実を図るとともに、新築する複合施設内に老朽化したフィットネスクラブを移転整備します。

② スポーツ団体の育成と整備

各種スポーツ団体やスポーツ少年団の活動支援や団体同士の交流促進に努めるとともに、住民主導による「ひらたスポーツクラブ」の自主運営を支援し、村民の自主的なスポーツ活動の活発化を図ります。

③ スポーツ活動の普及促進

ライフスタイルにあったスポーツ活動の必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進するとともに、様々なスポーツ情報の収集と提供、スポーツ教室や大会などの場の提供に努め、村民のスポーツへの関心や健康管理意識の高揚を図ります。

④ 指導者の育成

研修の機会の拡充を図り、指導者の資質能力向上と相互の連携強化を促進するとともに、新たな指導者やボランティアの育成と確保に努めます。

【主要事業】

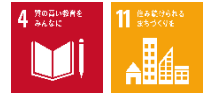
主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
体育施設維持修繕事業	野球場、テニスコート、体育センター、フィットネスクラブ
フィットネスクラブ運営事業	機器の維持管理・更新、インストラクター配置・育成
体育協会事業	体育協会事業の運営補助
総合型地域スポーツクラブ運営事業	ひらたスポーツクラブ事業の運営補助
ふくしま駅伝事業	ふくしま駅伝参加の補助
スポーツ少年団育成支援事業	スポーツ少年団の運営支援

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
体育施設利用者数	体育施設（総合運動場、体育センター、フィットネスクラブ）の延べ利用者数	人	23,271	24,000
スポーツ教室参加者数	スポーツ教室（ひらたスポーツクラブ主催）の延べ参加者数	人	5,250	5,500
スポーツ指導者数	スポーツ少年団の登録指導者数	人	35	40
パークゴルフ場利用者数	パークゴルフ場の延べ利用者数	人	0	500

政策 12 地域に根ざした文化芸術の創造と振興

12-1 文化芸術活動の推進と文化財の活用



【基本方針】

次代を担う子どもたちの伝統文化に対する関心や理解、尊重する気持ちを育て、豊かな人間性を養うとともに、将来にわたって伝統文化が継承され発展するようその土台となる環境を整備します。

【現況と課題】

文化芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、人々の心のつながりやお互いを理解し尊重し合う機会を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成を促すものであり、地域の活性化に重要な役割を果たしています。

本村では、平田村文化団体連絡協議会を組織して研修会などを実施し、文化活動の振興と各種文化団体の育成に努めています。村民の文化活動を発表する場として文化祭を開催し、個人の作品発表のほか、児童生徒の合唱や高齢者や各種団体、公民館主催事業の教室生による舞踊や演奏を発表する芸能祭、著名人を講師に招く文化講演会などを実施しています。

しかし、文化団体への若い世代の入会が少ないため会員の高齢化が進み、団体数及び会員数の減少問題が起こっています。誰もが文化芸術に触れ、気軽に参加・活動できる環境づくりをより一層推進する必要があります。

先人からの遺産である文化財については、平田村文化財保護条例に基づき、適切に指定や管理を行っています。さらに、「駒形念仏保存会」と「菅布祢太鼓保存会」の活動を支援し、地域の伝統文化の保存継承と振興に努めているほか、菅布祢太鼓保存会のこども教室開催により、子どもたちへの文化意識の高揚と後継者育成のため、地域ぐるみの文化財保存継承に努めています。

伝統文化は、郷土に対する理解を深め関心を高めるとともに、村について発信する上で大きな役割を担っています。今後も適切な管理や保存、積極的な活用を進め、より多くの人々が本村の歴史や伝統文化に親しむ機会の創出に努めます。

【施策の体系】

文化芸術活動の推進と文化財の活用

- ① 文化活動サークルの育成
- ② 文化芸術の鑑賞機会の充実
- ③ 地域伝統文化の保存継承
- ④ 文化財保護と埋蔵文化財の周知

【主要施策】

① 文化活動サークルの育成

公民館の講座終了後に自主サークルとして活動する愛好者のグループを支援し、活動が発展して活発化するように育成を図ります。

② 文化芸術の鑑賞機会の充実

村民のニーズの把握に努め、心に響く優れた音楽や演劇などを鑑賞できる機会の充実に努め、豊かな感性を養い、さらなる芸術体験へつなげていくことで、地域文化の振興を図ります。

③ 地域伝統文化の保存継承

地域に残る伝統文化の保存団体に、次世代へつなぐ支援を行い、伝統文化の保存と継承、普及を図ります。

④ 文化財保護と埋蔵文化財の周知

村指定文化財などの保護、これまでに収集した民俗資料や遺跡調査の出土品の保管に努めるとともに、埋蔵文化財の周知を図ります。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
文化祭	文化祭の開催
文化講演会	文化講演会の開催
家庭劇場	小学生を対象とした文化芸術の鑑賞教室

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
文化団体連絡協議会加入数	加入団体数の増加を目指し、公民館の講座修了後、愛好者のグループが自主サークルとしてそれぞれ活動を展開できるよう支援	団体	10	12
自主サークル移行数	公民館事業から自主サークル等の活動に移行した組織数	団体	5	7

基本目標③ 心つながる ふれあい協働の平田村

政策 13 多様な交流の促進

13-1 交流活動の展開と国際化への対応



【基本方針】

現在展開されている交流事業の継続、活動への支援、ネットワーク形成などを推進し、交流人口の増加と多様な交流の事業展開を図ります。

【現況と課題】

近年、情報化や交通網の発展により、他地域との交流が身近になっています。他地域との交流は、自らが住む地域以外の地域のことを知るというだけではなく、比較することによって改めて自らが住む地域を見つめ直し、地域特性の再発見や地域の活性化にもつながります。

本村は、埼玉県川口市や平成 31 年 3 月に友好交流協定を締結した広野町・西会津町など様々な地域との交流を図り、平田村の文化や特産品の情報発信を行っております。また、農業体験などができる農家民宿等も開業されており、今後は、都市と農村の交流をさらに発展させるため、特定の都市に限定しない交流の試みも必要となります。

国際化対応としては、A L T（外国語指導助手）の活用等により、外国語教育や国際理解教育の充実に努めています。近年では村内在住の外国人も増加しており、行政サービスなどの多言語対応も課題となっています。

【施策の体系】

交流活動の展開と国際化への対応

- ① 国内交流活動の充実
- ② 国際性豊かな人材の育成
- ③ 国際化に対応したむらづくり

【主要施策】

① 国内交流活動の充実

川口市との交流を継続し、平田村産農産物の都市部でのPR活動などを推進します。
また都市と農村地域の交流活動の拡大を図ります。

② 国際性豊かな人材の育成

A L T（外国語指導助手）等の活用により小中学生への英語教育や異文化への理解を深める国際理解教育を積極的に推進し、国際的視野を持つ人材の育成を図ります。

③ 国際化に対応したむらづくり

外国人が住みやすい環境づくりに向け、多言語による案内表示や情報発信を積極的に推進し行政サービスの充実を図ります。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
都市農村交流事業	むら自慢づくり 30 人衆委員会と埼玉県川口市が主体となって行う都市と農村地域の相互交流
農林水産物販売強化支援事業「ふくしまプライド。」	原発事故による風評被害を払拭するため、都市部で行う平田村産農産物のPR活動
浜・中・会津友好交流事業	広野町・西会津町との交流

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
交流活動団体	むら自慢づくり 30 人衆委員会の会員数	人	28	30
交流事業参加者数	川口市幸町一丁目町会交流事業参加者数	人	100	200

政策 14 コミュニティを軸とした協働のむらづくり

14-1 コミュニティ（地域社会）の育成



【基本方針】

コミュニティ意識の高揚と活動の促進に努め、世代、性別を問わず、地域住民の誰もが触れ合い、支え合い、交流できる地域社会の構築を目指します。

【現況と課題】

少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化などにより、地域における連帯感の希薄化やコミュニティの弱体化が懸念される中、地域で支え合いながら地域の課題に取り組む重要性が再認識されています。

本村では、原材料（生コン）支給事業による住民主体の道路舗装や生活道路の愛護作業、花いっぱい運動などを継続的に実施しており、コミュニティ活動として定着しています。また、地縁団体だけでなく、特定の目的のための機能団体も形成され、活動の多様化がみられます。さらに、地区集会所については施設整備も進み、コミュニティセンターとしての機能を取り戻しつつあります。

しかし、地域の課題の多様化や行政区未加入世帯の発生による地域のつながりの希薄化の傾向がみられるほか、老朽化した施設も一部残っています。

地域社会の活性化に向けて、コミュニティ施設の整備やコミュニティ活動への支援を推進し、地域における人材の育成に努め、様々な団体などの相互理解を深めて協力体制を築いていく必要があります。

【施策の体系】

コミュニティ（地域社会）の育成

- ① コミュニティづくりの推進
- ② コミュニティ活動の促進
- ③ コミュニティ施設の整備

【主要施策】

① コミュニティづくりの推進

コミュニティの重要性の啓発や活動状況についての広報を行い、地域住民のコミュニティ意識の高揚と行政区加入の推進を図ります。さらに、住民が主導する地域づくりを促進するため地域の担い手の育成に努め、自主的な活動を継続できるよう積極的に支援を図ります。

また、社会構造の変化に対応した地域コミュニティの再構築の検討や、地域の担い手と各種団体やNPO法人などが相互に協力できる体制の整備を目指します。

② コミュニティ活動の促進

生活道路の愛護作業や花いっぱい運動をはじめとする既存のコミュニティ活動を継続するとともに、各組織団体の主体的な活動を積極的に支援し、新たなコミュニティ活動の促進を図ります。

③ コミュニティ施設の整備

コミュニティの活動拠点である地区集会所について、老朽化が進んでいる施設の改修、整備を支援します。

また、地域における活動や交流の場として、公共施設などの有効活用を推進します。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
原材料（生コン）支給事業	地域住民参加による協働のむらづくりの一環として、村道整備のための生コンを支給
地域づくり支援事業補助	地域の新たなコミュニティ形成のための事業費補助
集会施設等増改築事業補助	コミュニティ施設（地区集会所）としての老朽化対策

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
地域づくり支援事業実施団体数	補助金を活用した地域づくり支援事業の実施数	事業	4	6
行政区加入割合	現住人口調査世帯数のうち行政区加入世帯の割合	%	81.2	85.0

14-2 協働のむらづくりの推進



【基本方針】

「自分たちの地域は自分たちの手で」という精神のもと、村民と行政のそれぞれの立場において役割を分担し、連携体制を構築するとともに、住民参加の輪を広げ、村民一人ひとりが主役として参画できる協働のむらづくりを目指します。

【現況と課題】

ますます高度化、多様化する行政ニーズに対応し、複雑化していく社会的課題を解決していくためには、これまで以上に村民と行政の協働によるむらづくりを進めていくことが重要です。

本村では、毎月発行の「広報ひらた」や随時発行の「ひらた行政だより」、ホームページなどを通じて情報を発信し、村政の公開を行っています。また、各行政区で「村長を囲む懇談会」を開催し、村民と行政の意見交換を直接行い協働のむらづくりの実現に取り組んでいます。

今後も、より多くの分野でより多くの村民が協働のむらづくりの精神を共有するために、広報・広聴活動をいっそう充実させるとともに、地域を支え、むらづくりの担い手となる若い世代やコミュニティ活動を行う団体などと連携を図りながら、村民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちの手で」という意識を持って、むらづくりの主役として参画できる土台を強化していく必要があります。

【施策の体系】

協働のむらづくりの推進

- ① 広報・広聴活動の充実
- ② 情報公開の推進
- ③ 各種委員会などへの村民参画の推進
- ④ 協働のむらづくり意識の高揚
- ⑤ ボランティア活動の促進

【主要施策】

① 広報・広聴活動の充実

村民と行政の情報・意識の共有をこれまで以上に進めるため、「広報ひらた」やホームページのさらなる充実を図り、今後もわかりやすい村政情報の発信に努めるとともに、村に対する理解をより深めてもらうため、村が進める政策や村の魅力、観光地などを分かりやすくまとめた村勢要覧を作成します。

また、より多くの村民が参加できるよう工夫した「村長を囲む懇談会」を実施し、地域の現状把握と村政への村民意見の反映を図るとともに、ホームページを活用して効率的に村民意見を集約するためパブリックコメント制度の導入を検討します。

② 情報公開の推進

公正で開かれた村政を進めるため、情報公開条例に基づき、個人情報の保護に配慮しながら円滑な情報公開を推進するとともに、ホームページ公開情報のオープンデータ化を推進します。

③ 各種委員会などへの村民参画の推進

各種委員会や審議会などに、女性や若者をはじめとして広く多くの村民が参画する機会をつくり、村民のむらづくりへの主体的な参加を促進します。

④ 協働のむらづくり意識の高揚

様々な場を通じて、村民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちの手で」という精神のもとに、主役となってむらづくりに参画できるよう意識の高揚に努め、村民が主体の協働の仕組みづくりを目指します。

⑤ ボランティア活動の促進

協働のむらづくりの担い手として、ボランティア団体を育成し継続して活動できるよう支援するとともに、リーダーを養成し自主的な活動が行えるよう組織の充実を図ります。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
広報紙の充実	定期的な広報ひらた・行政だよりの発行
広聴事業の充実	村民との懇談会等の実施
村勢要覧作成事業	村の状況の理解度を深めるために村の基本的な情報を提供

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和 2 年度)	目 標 値 (令和 7 年度)
広聴活動の参加者数	村長を囲む懇談会の出席者参加者数	人	2 6 8 (H30年度)	3 0 0
村ホームページの閲覧者数	村ホームページへのアクセス回数	回	94, 738	123, 000

政策 15 多様性を認める社会の確立

15-1 男女共同参画の推進



【基本方針】

従来の固定的な性別による役割分担にとらわれずに、男女が平等に自らの個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、男女共同のむらづくり意識の定着を図ります。

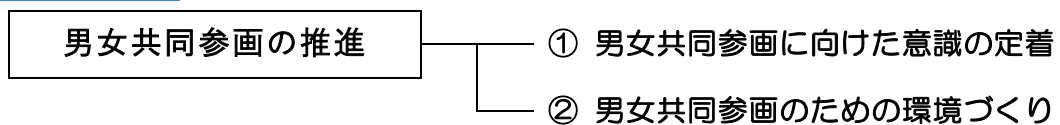
【現況と課題】

少子高齢化が進み人口減少に直面する中で、地域社会の多様性と活力を高めていくために、男女がお互いに人権を尊重し喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく持てる個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

本村では、女性団体連絡協議会を中心に活発な活動が行われているほか、村が設置する各種委員会や審議会などへの女性の積極的な登用を行っています。また、女性管理職員の割合が上昇するなど、徐々に男女共同参画の意識が浸透してきていますが、村全体をみると依然として「男性は仕事、女性は家庭」というような固定的性別役割分担意識が残っており、男女がともに社会参画するための環境が十分に整っているとは言えません。

このため、今後も各種委員会や審議会などに女性の積極的な登用を継続するほか、男性の家庭への参画や女性の多様な生き方、働き方に対する理解を図るための啓発活動に取り組むとともに、男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会に実現に向けた取組の推進に努める必要があります。

【施策の体系】



【主要施策】

① 男女共同参画に向けた意識の定着

すべての村民が男女共同参画を正しく理解し、意識を深められるよう様々な機会を通して広報・啓発活動に取り組むとともに、機会をとらえて村内の職場環境の実態や村民意識の調査等を実施します。

また、学校・地域・家庭などのあらゆる場における男女平等に関する教育活動を推進するとともに、男女共同参画に関わる情報の提供と県等の講演会やシンポジウム、フォーラムなどへの参加を推進し意識の定着を図ります。

② 男女共同参画のための環境づくり

村男女共同参画計画に基づく、男女共同参画社会づくりのための推進体制を整備します。また、様々な分野において活躍する女性を育成するとともに、各種委員会や審議会などへの女性の積極的な登用を継続することで、行政の政策・方針決定の場における男女双方の意思の反映に努めます。

さらに、セクシャルハラスメントやドメスティックバイオレンスなどの様々な悩みを解消するため、関係機関と連携しながら相談・支援体制の充実を図ります。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
男女共同参画計画の推進	男女共同参画社会に実現のための実態把握と村男女共同参画計画に基づく各種施策を検証する。
地域フォーラム等の参加推進	男女共同参画への理解を深めるため、村民に研修機会を提供する。
推進体制の整備	男女共同参画社会実現のために、住民や事業者、有識者等による推進体制を整備する。
啓発活動の推進	広報紙・チラシ等による村民への普及啓発事業

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
地域フォーラム等への参加回数	男女共同参画促進のための県等主催事業への参加回数	回	0	2
人権啓発事業の実施回数	人権啓発事業の実施回数	回	2	2

政策 16 時代の要請に対応した行財政運営

16-1 行財政改革の推進



【基本方針】

地方創生の時代にふさわしい、将来にわたって持続可能な自治体経営の確立に向け、自主財源の確保や経費の節減・合理化、財源の重点配分を図るとともに、村民の理解と協力を得ながら行財政改革を推進します。

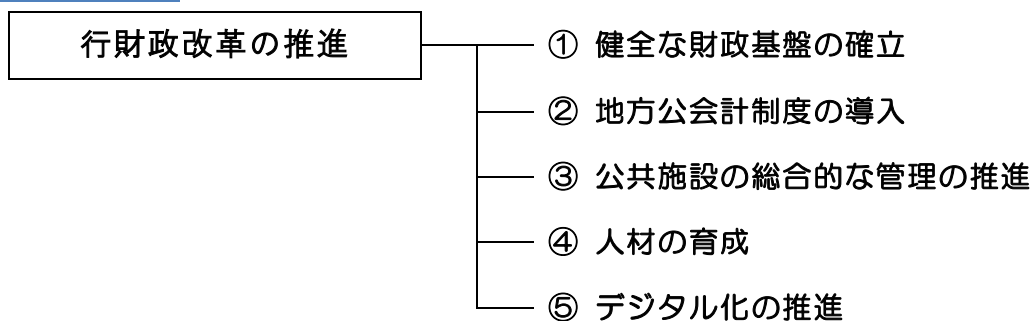
【現況と課題】

地方分権の流れがさらに本格化する一方、地方の産業・経済の低迷や人口減少の進行などによる歳入の減少といった厳しい財政状況が予想される中で、将来にわたって持続可能な自治体経営を行うために、地方創生を推進するとともに、引き続き行財政改革に取り組むことが必要となります。

本村では、これまで厳しい財政状況の中で村政の課題に取り組みながら、行財政改革を積極的に推進し、実質公債費比率の抑制や村税収入の増加などの大きな成果を上げてきました。また、固定資産台帳による村の資産の状況の把握に努め、今後の総合的な管理に向けての足がかりとしています。

国の税制改革や少子高齢化に伴う負担増など、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されます。自立した持続可能なむらづくりを行う前提は財政の健全化を継続することであり、事務事業の見直し・効率化、賦課から徴収まで一貫して公平かつ適正な村税事務、統一的基準による地方公会計制度の導入など、コストを常に意識しながら、限られた経営資源を効果的、効率的に投入し、自主性と自立性の高い自治体経営を進めていく必要があります。また、村の資産の土地・建物の未利用地などについて、民間ノウハウを取り入れながら、公益的機能の維持増進を図るべき土地と財源確保のため売却・貸付を進めるべき土地を明確に区分し、活用方法を検討する必要があります。公共工事についても、市場環境の変化に対応しつつ取り組んでいくことが重要です。

【施策の体系】



【主要施策】

① 健全な財政基盤の確立

自主財源の確保を図るため、公平・公正な村税等の賦課業務を遂行し、村民のニーズに合った多様な納付方法を取入れ、村民が自主的に納めやすい環境を推進していきます。

また、滞納整理業務の強化を図り、納税の公平性と収納率向上等、健全な財政基盤の確立に努めます。社会保障・税番号制度の適切な運用や電算化システムによる事務の効率化により経費の抑制に努め、実施する事業の重要度や緊急度を見極めながら、適正かつ効果的・効率的な財政運営に取り組みます。

② 地方公会計制度の導入

地方公会計制度を導入し、財務情報の分かりやすい開示と、発生主義会計による資産コストの統合的把握により、財政状況の開示や将来を見据えた財政運営に努めます。

③ 公共施設の総合的な管理の推進

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点から更新改修を図り、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な管理に努めます。

④ 人材の育成

自治体職員としての心構えや姿勢の確立を基本として、職場環境の充実やプロ意識の啓発、多種多様な職員研修の積極的な推進などを進め、地方創生時代の担い手にふさわしい人材の育成に努めます。

⑤ デジタル化の推進

情報技術（ＩＴ）を活用した行政サービスの利便性向上と業務効率化につながる施策の費用対効果を含めた調査・研究を行い、今後の国の動向を注視しながらスマート自治体の確立に向けた取り組みを推進します。

また、こおりやま広域圏におけるデジタル化推進による各種取組については、市町村連携によるメリットを活かし積極的な導入の検討を行います。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
統一的な基準による地方公会計制度導入事業	発生主義・複式簿記である企業会計の手法を図り、財政状況の開示や将来を見据えた経営を図るための統一的な基準による地方公会計制度の導入
納付利便性・収納率向上対策	スマートフォン決裁システムの導入
情報システムのセキュリティ強化	情報セキュリティ対策の充実・強化
行政事務効率化ＤＸ推進事業	市町村連携によるＲＰＡ、ウェブ会議システム、キャッシュレスシステム等の導入の検討
行政評価システムの導入	村が行う事務事業について、審議・評価を行い重点的・効率的に進めるためのシステムづくり

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和２年度)	目 標 値 (令和７年度)
実質公債費比率	収入に対する実質的な借金の比率	%	１０．０	１６．０
経常収支比率	財政構造の弾力性を示す指標	%	８７．４	８７．０

16－2 広域行政の推進



【基本方針】

村民の生活圏が拡大していく中で、周辺市町村と連携しながら、村単独では実施困難な行政サービスの提供やより効率的な行政運営を目指します。

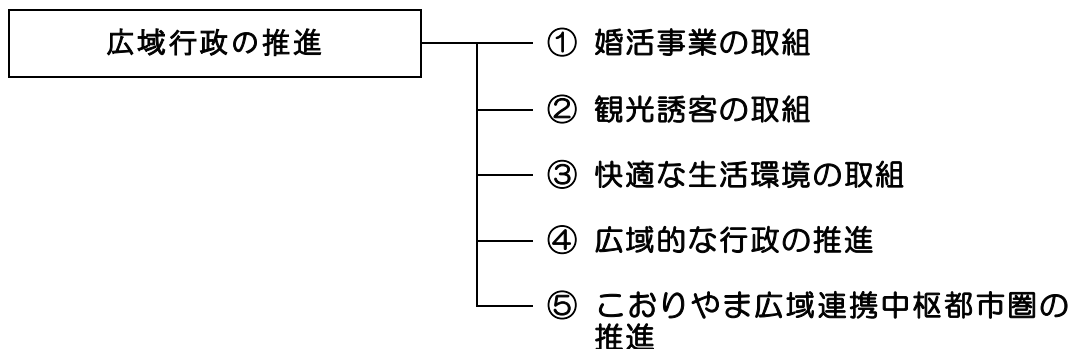
【現況と課題】

交通や通信が整備され、日常の生活圏が拡大するとともに増大する広域的行政課題や、地方分権の本格化により多様化する行政ニーズに対して、自治体の枠組みを超えて連携し、対応していくことが重要となっています。

本村では、ごみやし尿処理、消防・救急、医療福祉などについて一部事務組合に加入して共同で事務処理を行っているほか、観光や地域振興などについても、周辺市町村などと協力・連携しながら、多くの事業を広域的に実施しています。

人口減少、少子高齢化が進行する中で、村単独では十分な行政サービスを提供することが困難な事業もあり、複数市町村で連携する広域的な行政運営が必要となります。また、効率的な行政運営を図る上で、複数市町村で連携して取り組むことで可能となる費用の節減や効果的な事業展開などを十分に検討する必要があります。

【施策の体系】



【主要施策】

① 婚活事業の取組

石川郡内5町村で連携して婚活イベントを実施し、石川郡以外の市町村からの女性の参加などを図ります。参加しやすい雰囲気づくりに努め、広域連携で男女の出会いの場の提供を推進します。

② 観光誘客の取組

F I T（福島・茨城・栃木の3県の県際地域）推進協議会の活動やいしかわ地方観光誘客事業などで連携を深め、福島空港に近く、交通の便もよい立地条件を活かして市町村の垣根を越えた観光誘客の取組を強化し、村の観光資源を最大限に活用します。

③ 快適な生活環境の取組

ごみ処理やし尿処理について、周辺市町村と連携しながら、処理施設などにおける減量化や再資源化などを含めた効率的な管理運営に努めます。

④ 広域的な行政の推進

様々な分野ですで行われている広域的な取組について、事業効果や費用の削減、将来の展望を見据えながら今後の方向性を検討するとともに、新たに広域連携を進めることが可能な分野における広域事業化を検討し、より一層効率的な行政運営を図ります。

⑤ こおりやま広域連携中枢都市圏の推進

人口減少・少子高齢化社会にあっても、活力があり住民が安心して暮らせる地域を維持するため、こおりやま広域連携中枢都市圏16市町村の連携をさらに強化し、行政課題の解決のため積極的に連携事業に取り組みます。

【主要事業】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
婚活支援事業	石川郡内5町村連携による婚活イベントの開催
F I T構想推進事業	福島・茨城・栃木の3県による関係市町村の連携
こおりやま広域連携中枢都市圏事業	こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョンに基づく連携事業の実施

【目標指標】

指 標 名	指 標 説 明	単 位	現 況 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
婚活イベントへの参加者数	過去5年間における村民の石川コン延べ参加人数	人	306	370

IV. 人口ビジョン

1. 人口の現状分析

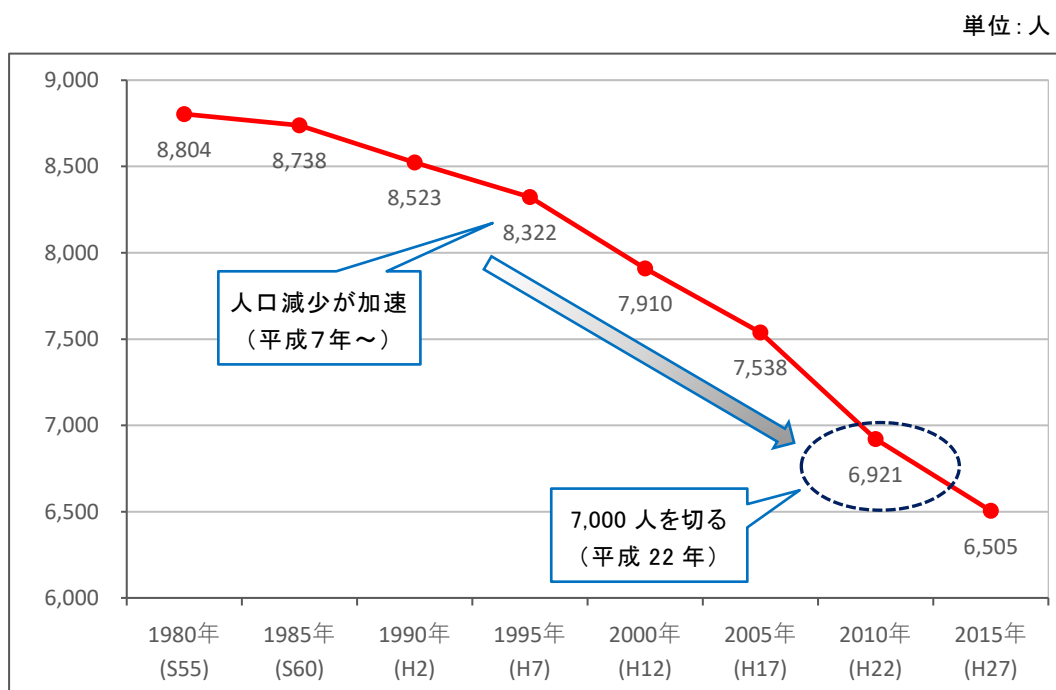
(1) 人口の推移

① 総人口の推移

下記のグラフは、昭和 55（1980）年から平成 27（2015）年までの本村の人口推移を示したものです。

人口の推移をみると、昭和 55（1980）年には既に人口減少段階に入っています。昭和 60（1985）年までは微減で推移していたものの、平成 7（1995）年から人口減少が一気に加速し、平成 22（2010）年には 7,000 人を割り込みました。平成 27（2015）年には 6,505 人と、この 30 年間で 2,233 人減少したことになり、昭和 60（1985）年と比較すると減少率は 25.6%となっています。

図表 1 総人口の推移



資料：国勢調査

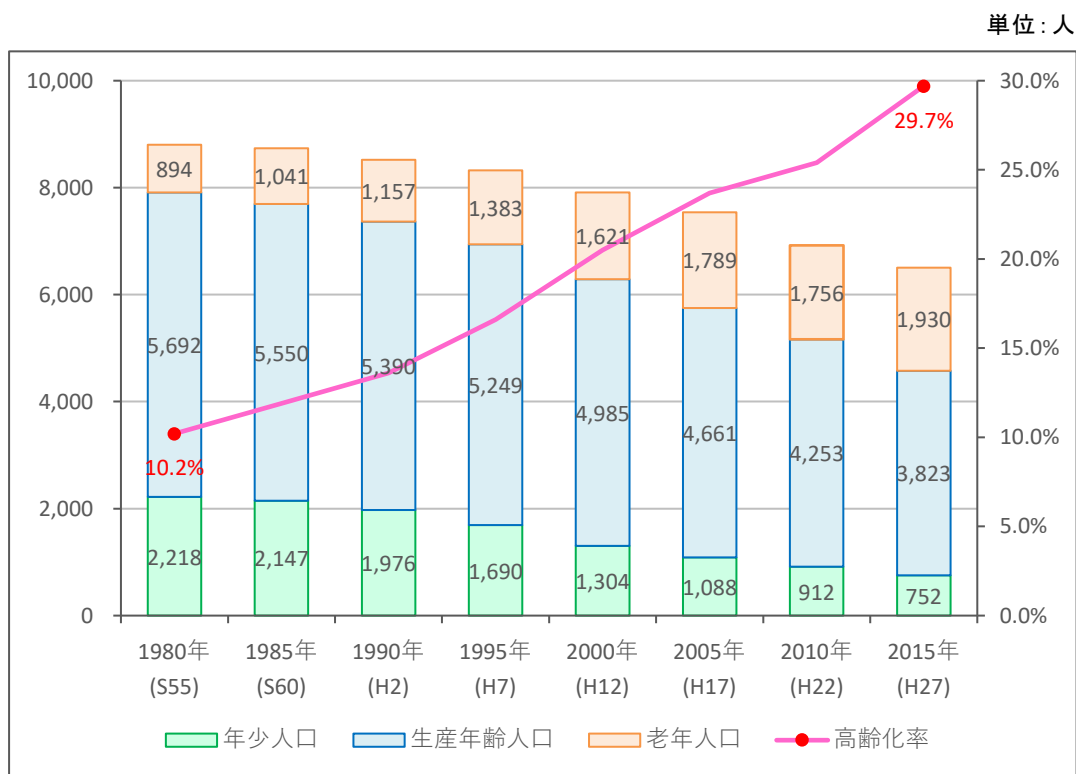
② 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

本村の年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）は昭和55（1980）年以降一貫して減少傾向にあります。昭和60（1985）年には5,550人でしたが、平成27（2015）年には3,823人となり、昭和60（1985）年から30年間で約31.1%の減少となりました。年少人口（0～14歳）は、さらに大幅な減少が続いており、昭和60（1985）年の2,147人から平成27（2015）年の752人となっており、30年間で約64.9%の減少となっています。

年少人口（0～14歳）と生産年齢人口が年々減少する一方で、老年人口（65歳以上）は増加しています。平成12（2000）年には老年人口が年少人口を上回り、平成27（2015）年には、老年人口が年少人口の約2.56倍となっています。

また、高齢化率も年々上昇し、平成27（2015）年には29.7%となっています。これは、生産年齢人口約2人で1人の老年人口を支えるということになります。

図表2 年齢3区分別人口と高齢化率の推移



	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
年少人口	2,218	2,147	1,976	1,690	1,304	1,088	912	752
生産年齢人口	5,692	5,550	5,390	5,249	4,985	4,661	4,253	3,823
老年人口	894	1,041	1,157	1,383	1,621	1,789	1,756	1,930
高齢化率	10.2%	11.9%	13.6%	16.6%	20.5%	23.7%	25.4%	29.7%

資料：国勢調査

※ 年齢「不詳」は除く。そのため、年齢別3階級の合計は、総人口と一致しない。また、高齢化率は、年齢「不詳」を除いた総人口を分母とする。

③ 5歳階級別人口ピラミッドの推移

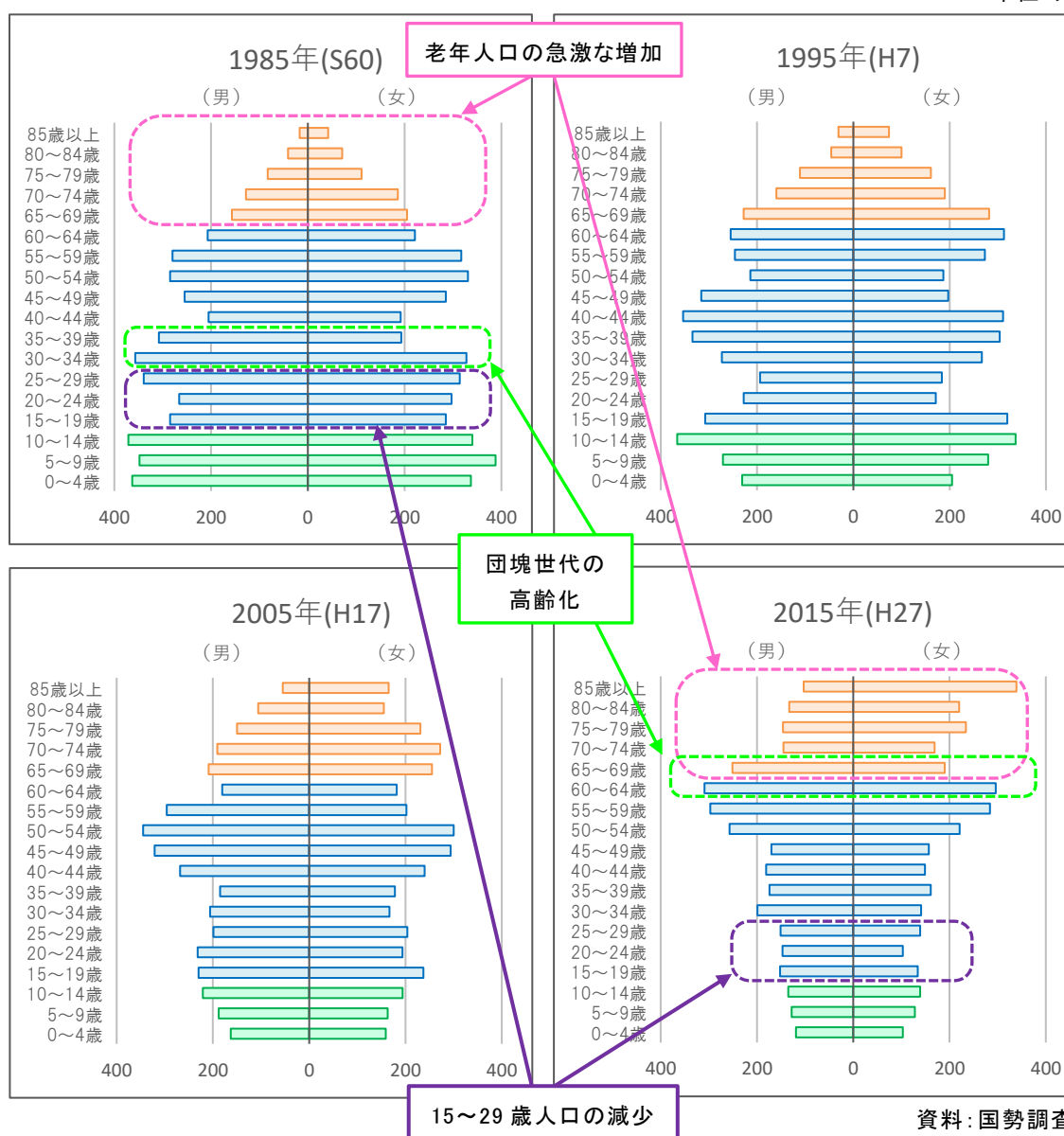
昭和 60（1985）年から平成 27（2015）年までの 10 年ごとの 5 歳階級別人口ピラミッドの推移をみると、15～29 歳人口の急激な減少がみられます。これは、自然動態における出生数の減少に加え、村内から働き口や生活を求め若者世代が流出しているといった社会動態が起因しているものと考えられます。

また、老年人口の漸増、年少人口の漸減といった傾向がみられ、「つぼ型」（少産少死型：年少人口が少なく、老年人口の多い型）となっていることが特徴です。

さらに、一定の人口規模を持つ団塊世代が年齢を重ね、次第に老年人口に近づいていく様子がわかります。平成 27（2015）年の国勢調査では団塊世代の一部が 65 歳以上となり、高齢化率が急激に上昇しています。

図表3 5歳階級別人口ピラミッドの推移

単位：人



(2) 人口の自然増減

① 自然増減（出生・死亡）の推移

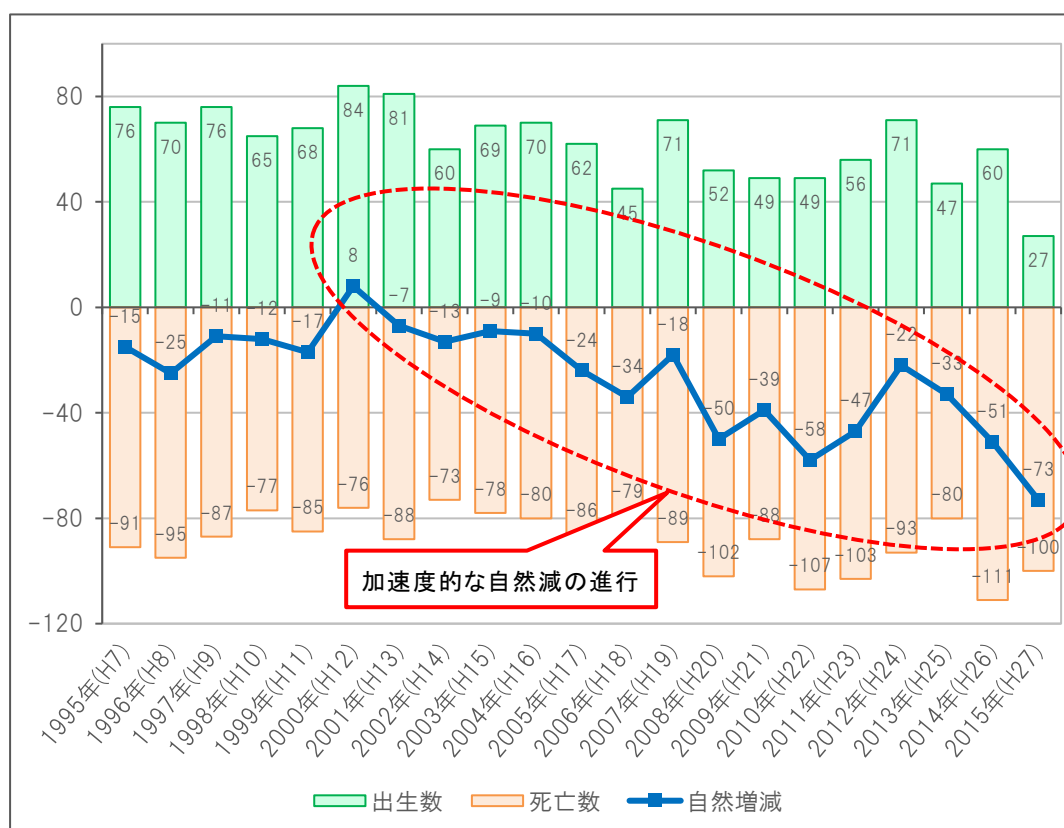
本村の平成7（1995）年以降の出生数の推移をみると、平成13（2001）年までは70人前後で推移していましたが、平成14（2002）年以降は減少傾向を示しています。時折70人を超える出生数を記録したものの、緩やかな減少傾向は続いており、平成27（2015）年には大きく減少しています。

死亡数はあまり顕著な変動は示されていませんが、平成20（2008）年から100人を超える年がいくつか見られます。医療の進歩とともに寿命の延長、死亡率の低下につながってはいますが、他の年齢階層に比べて死亡率の高い高齢者の占める割合が増加していることから、死亡者数は増加傾向にあると考えられます。

自然増減（出生数－死亡数）の推移をみると、平成12（2000）年以外、すべて自然減となっています。平成7（1995）年から平成16（2004）年までは、△15人程度で推移していましたが、平成17（2005）年以降は加速度的に自然減が進行しています。近年は死亡数が一定で推移しているものの、死亡数が出生数を上回る状態となっており、老年人口も増加の一途にあることから、今後も高齢化と少子化による加速度的な自然減が進行すると考えられます。

図表4 出生数、死亡数、自然増減の推移

単位：人



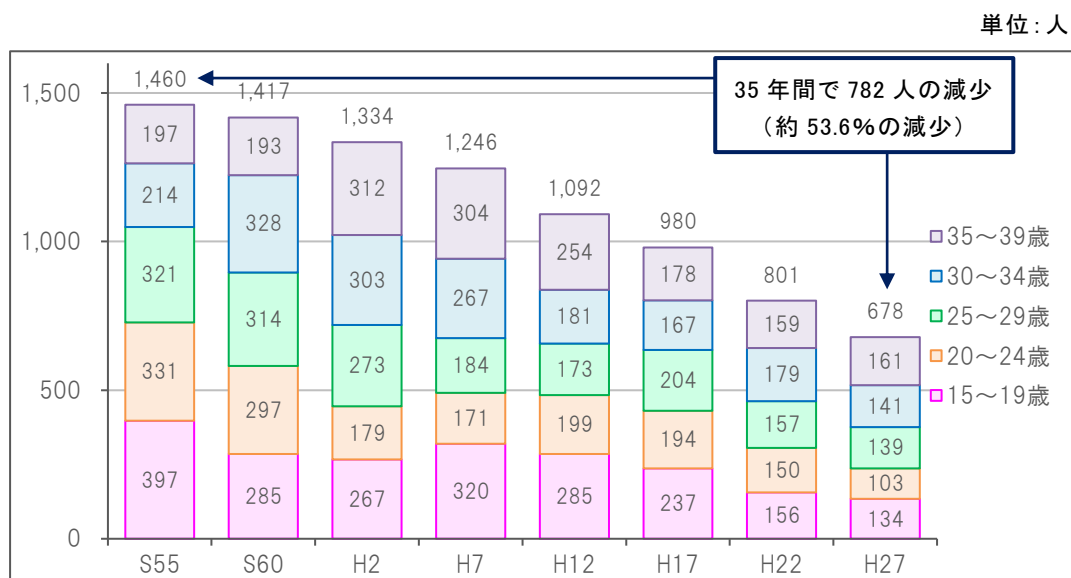
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年3月31日時点）

② 15～39 歳女性人口の推移

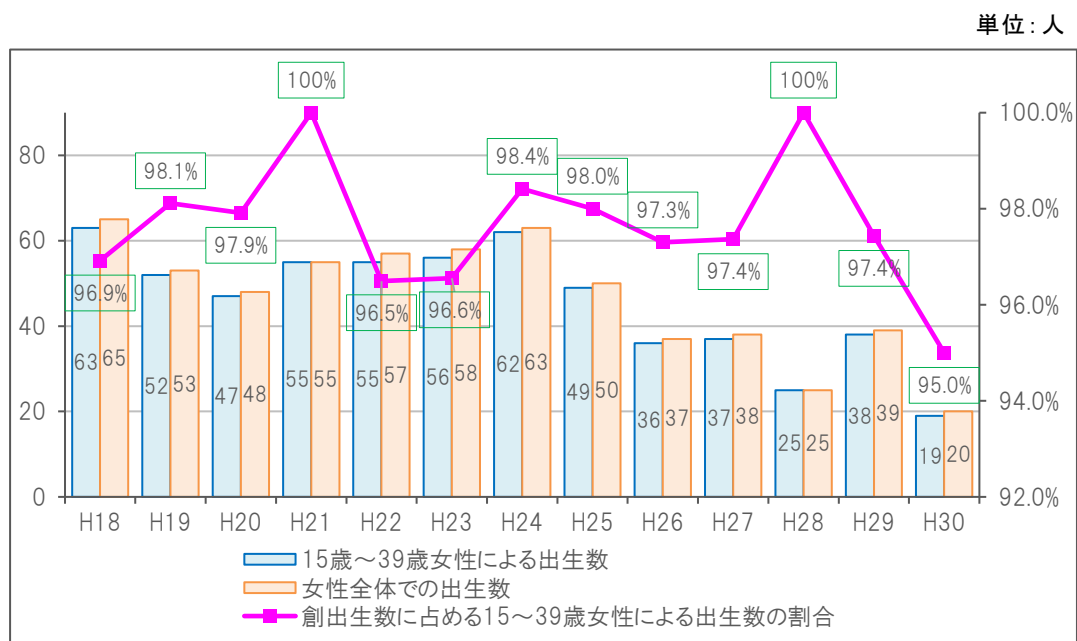
15 歳から 39 歳までの女性の人口をみると、昭和 60（1985）年には 1,417 人で、その後も一貫して減少を続けています。平成 17（2005）年には 1,000 人を切り、平成 27（2015）年には 678 人まで減少しています。減少幅が次第に拡大しており、30 年間で 739 人（約 52.1%）もの減少となっています。

この年代の女性の人口の減少は、出生数の減少に大きく関わってきます。そのため、15～39 歳女性の人口は、将来の人口を考える上でも非常に重要な要素となります。

図表5 15～39 歳女性人口の推移



図表6 15～39 歳女性による出生数



③ 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移

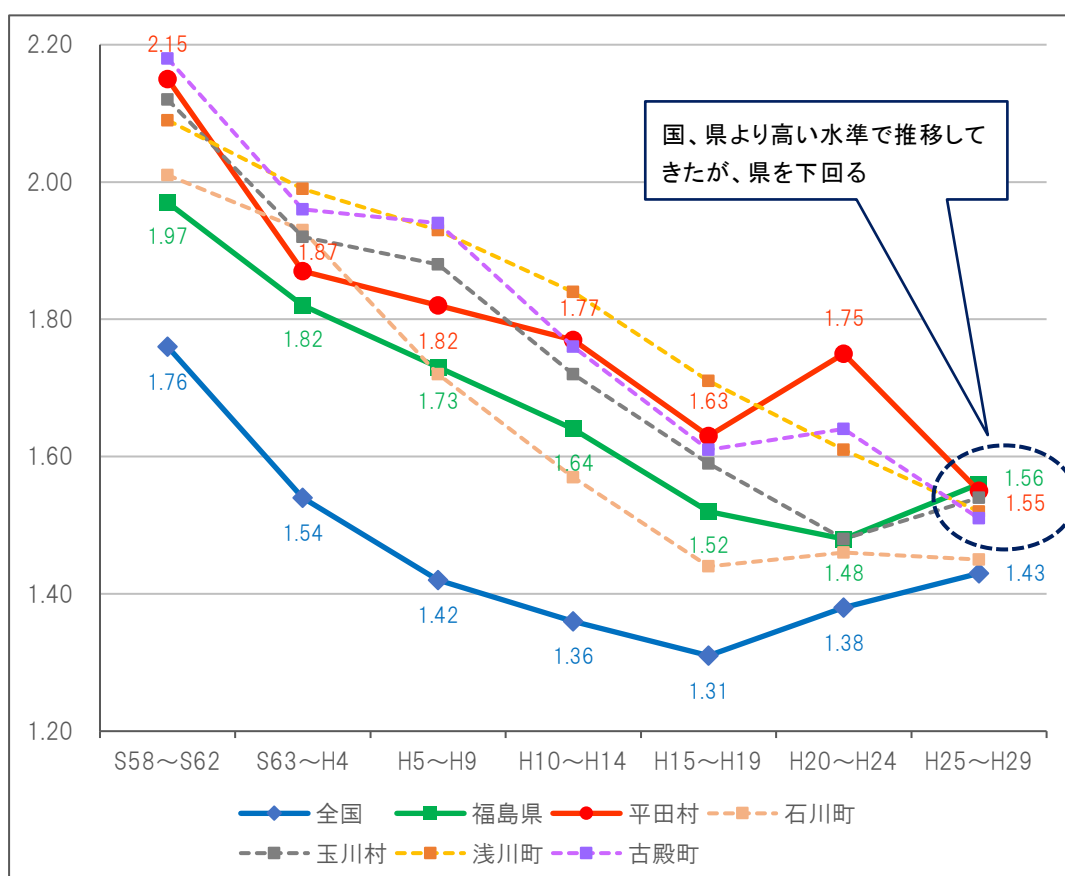
15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1 人の女性が一生の間に産む子どもの人数とされています。

本村の合計特殊出生率（ベイズ推定値※）は、全国平均や県平均より一貫して高い水準で推移してきました。「平成 20 年～平成 24 年」には 1.75 と県平均（1.48）を大きく上回っていたものの、「平成 25 年～平成 29 年」には 1.55 まで低下したため、上昇傾向を示した県平均（1.56）を下回りました。

石川郡内の町村と比べても、高い数値で推移してきた経過がありますが、直近では本村が下降したことで、5 町村がほぼ同率で並ぶ形になっています。また、人口を維持するために必要とされている値（2.07）とはかなりの差がある状態です。

なお、出生率を算出する際に母数となる「15～49 歳女性人口」の減少を勘案すると、今後はますます出生数が減少することが予想されます。

図表7 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

※ ベイズ推定値は、当該市区町村を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生数等の観測データとを総合化して当該市区町村の合計特殊出生率を推定した値。

(3) 人口の社会増減

① 社会増減（転入・転出）の推移

本村の転入数はほぼ一定で推移しているようにみえますが、平成 17（2005）年以降は全体的に減少している傾向にあります。

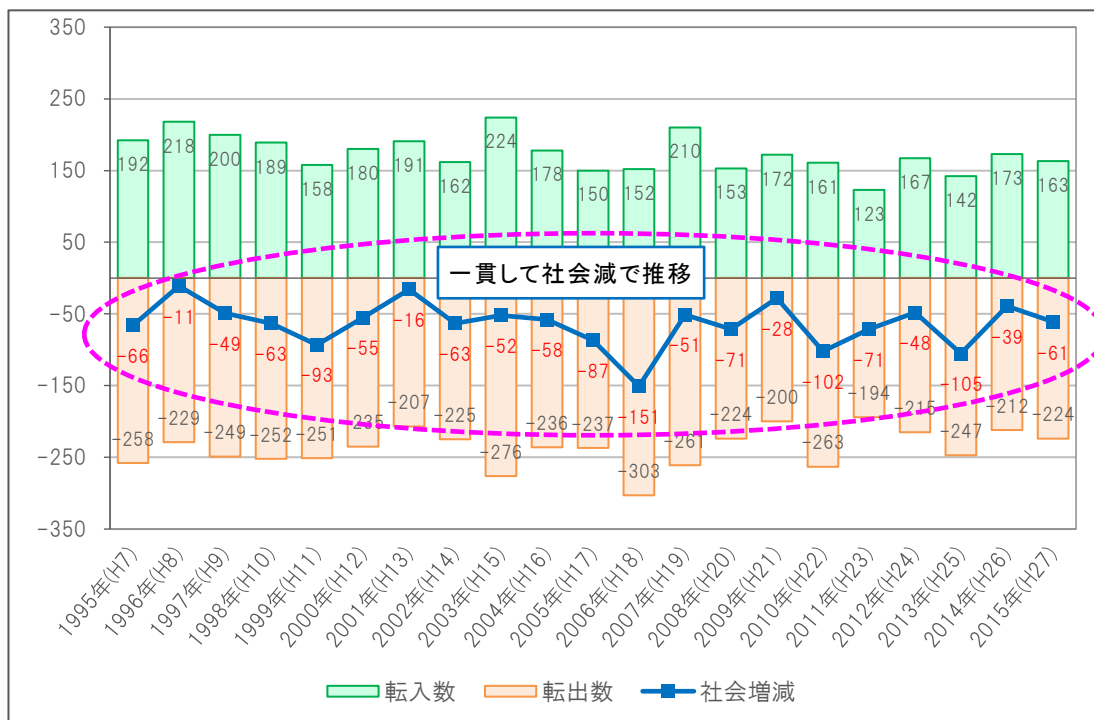
転出数はほぼ一定で推移しています。平成 18（2006）年には 303 人となっていますが、そのほかの年においては 200～250 人程度となっており、平成 27（2015）年においてもほぼ変化はありません。転出の主たる要因である進学、就職にあたる世代（若年人口）が本村には多くいないためだと考えられます。

社会増減（転入数－転出数）は、平成 7（1995）年以降、すべての調査年で社会減となっています。調査年によって多少の変動があるものの、ほぼ一定の値で社会減が発生しており、社会減を防ぐことができていない状況です。

なお、福島県の社会動態をみると、平成 8（1996）年以降社会減で推移しています。平成 23（2011）年には東日本大震災及びそれに伴う福島第一原発事故の影響により、転出者が大幅に増加しており、大幅な社会減となっています。その後も社会減は継続しており、福島県全体で他県への人口流出が進んでいる状態です。

図表8 転入数、転出数、社会増減の推移

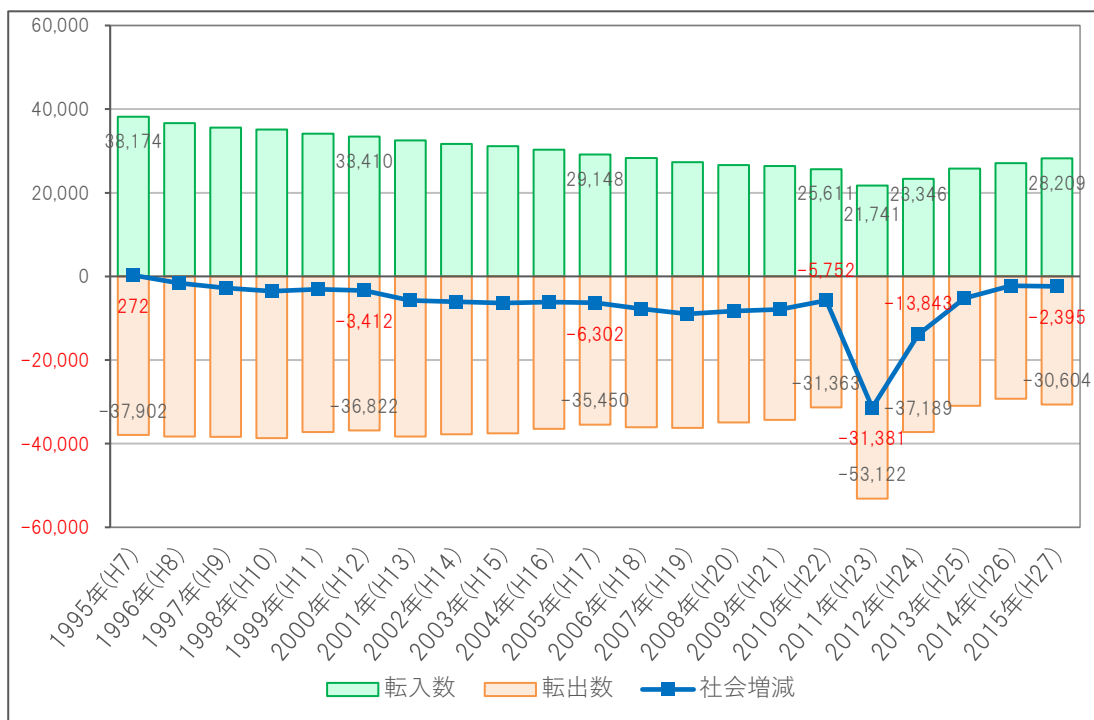
単位：人



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年 3 月 31 日時点）

図表9 転入数、転出数、社会増減の推移（福島県）

単位：人



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年 3 月 31 日時点）

(イ) 年齢階級別、男女別の人口移動(転入元)

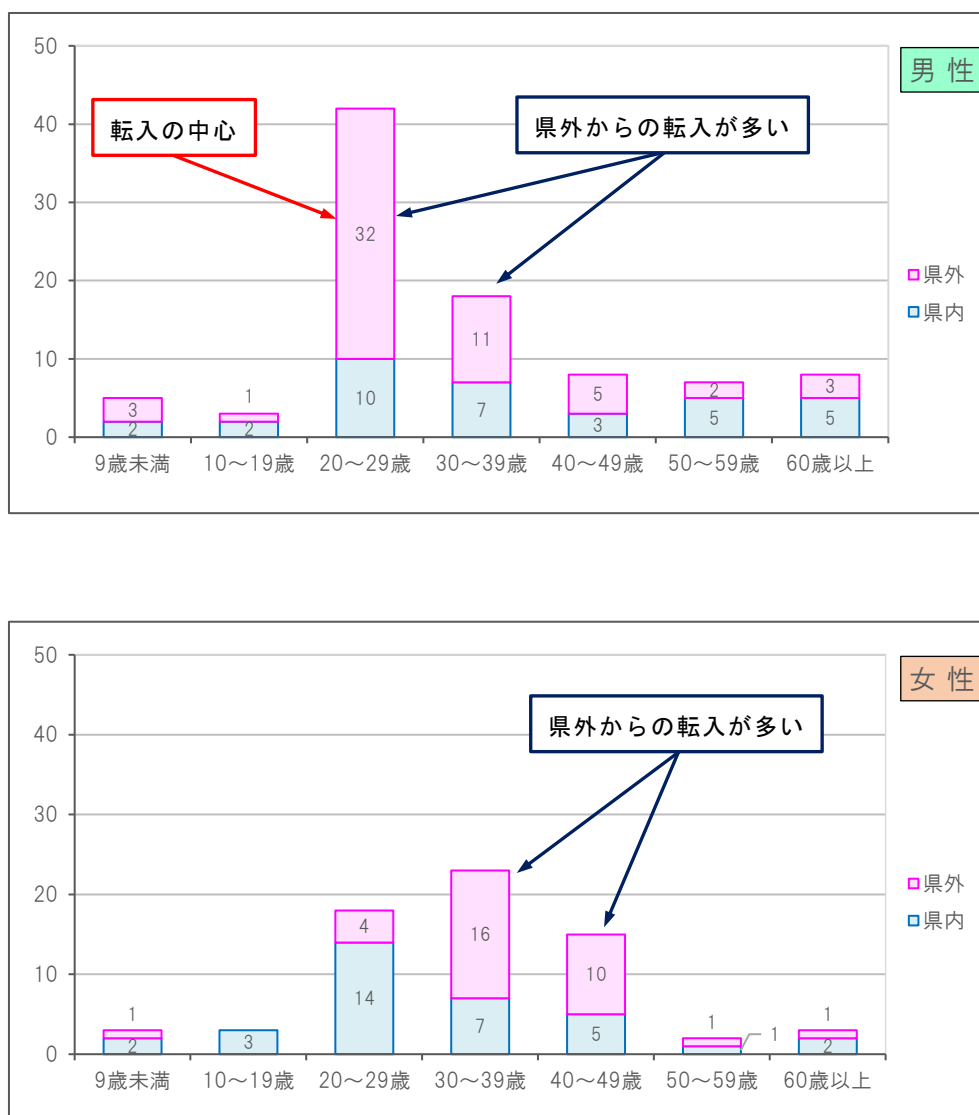
平成 30 (2018) 年の人口移動の転入をみると、男女ともに 20 歳～30 歳代が多く、就職、転勤等の就労に伴う転入が多いことが考えられます。

転入元を地区別にみると、県外からの転入が目立っています。20 歳～30 歳代男性のその多くは三進金属工業の寮への転入であり、20 歳代女性は県内から、30 歳代女性は国外からの転入割合が高くなっています。

また、男女ともに 9 歳未満の転入がみられることから、家族世帯の転入があることがわかります。

図表 10 年齢階級別の転入元

単位: 人



資料: 平成 30 年住民基本台帳人口移動報告

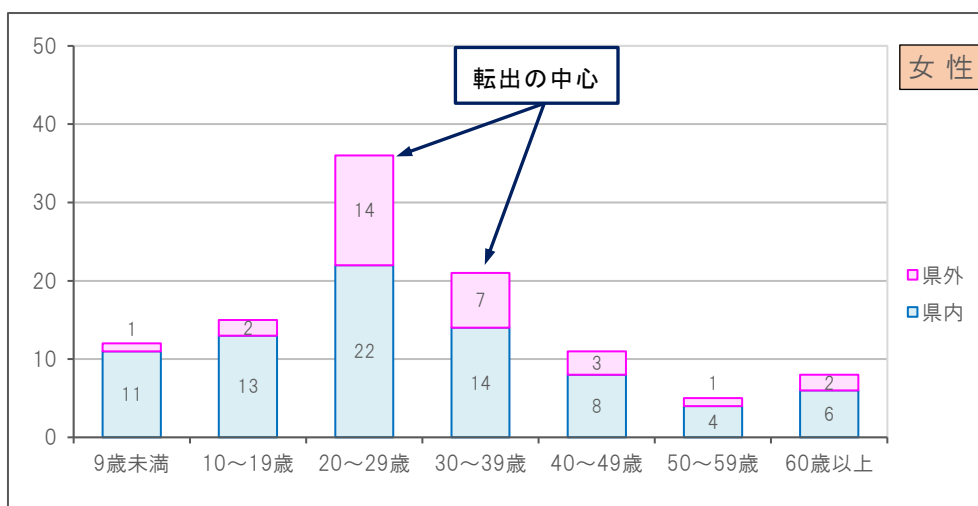
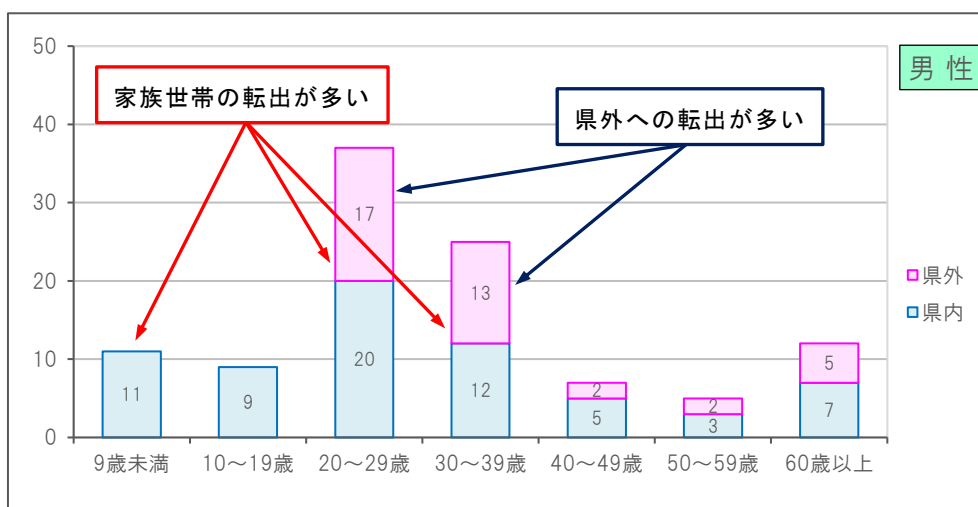
③ 年齢階級別、男女別の人口移動（転出先）

平成 30（2018）年の人口移動について転出をみると、男女ともに 20 歳代が多く、就学、就職等による転出が多いことが考えられます。

転出先を地区別にみると、県内への転出が半数以上を占めています。全国的には地方から都市部への流出が多い傾向にありますが、本村においては県内の市部へ転出する傾向にあるようです。

図表 11 年齢階級別の転出先

単位：人



資料：平成 30 年住民基本台帳人口移動報告

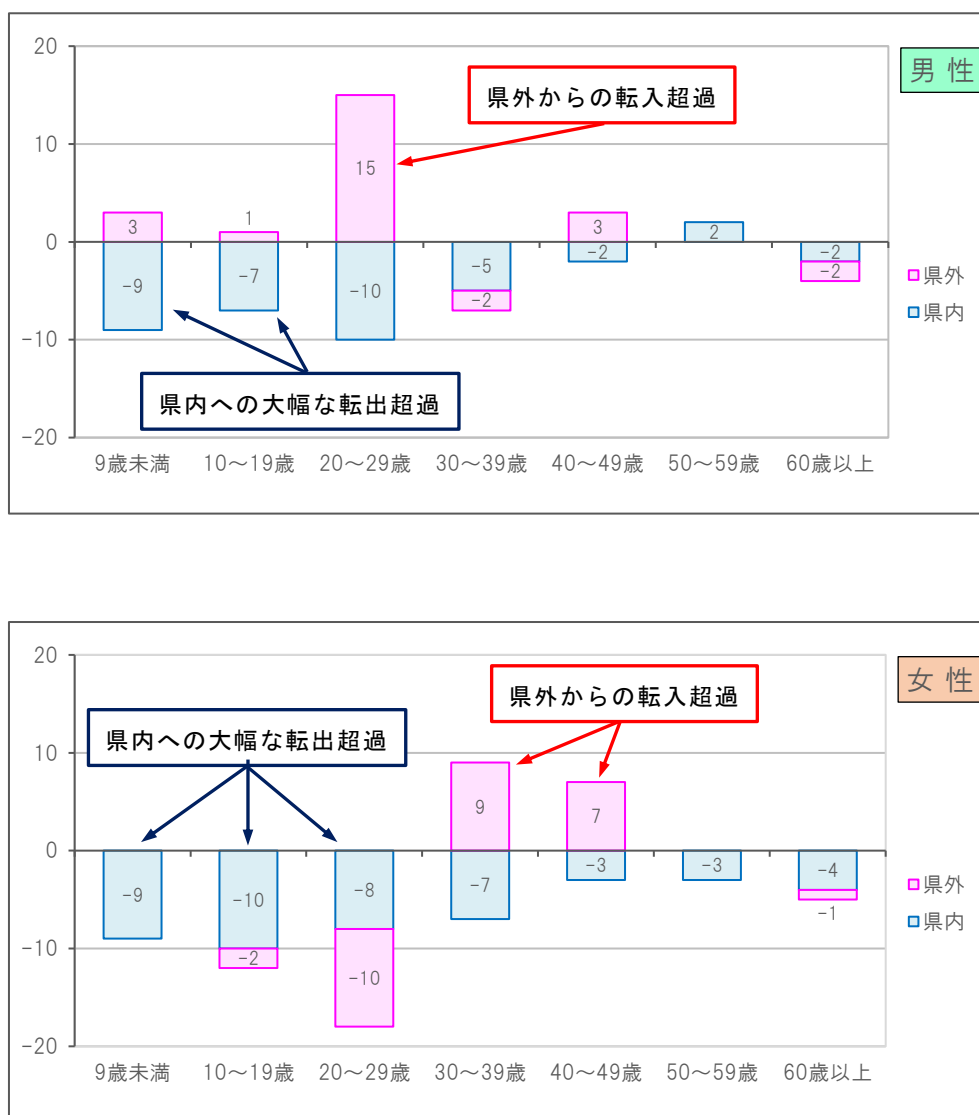
④ 年齢階級別、男女別の人口移動（純移動数）

平成 30（2018）年の人口移動について純移動数（転入数－転出数）をみると、男女ともに各世代で県内への転出がみられます。

男女別にみると、男性では、県内への大幅な転出がみられるのは、30 歳代以下となっています。20 歳代では県外からの転入が多くあり、人口減少を抑制につながっています。女性では 20 歳代以下の世代での転出が目立っています。

図表 12 年齢階級別の純移動数

単位：人



資料：平成 30 年住民基本台帳人口移動報告

⑤ 男女別の転入元及び転出先の詳細

平成30年の人口移動に関する転入元及び転出先の詳細は図表13～14のとおりです。

転入元の割合は、県内が約43.0%、東京都が5.0%、その他の県が36.0%、国外が15.8%となっています。転出先の割合は、県内が約67.8%、東京都が5.6%、その他の県が19.6%、国外が7.0%となっています。

県外の移動については、転入転出ともに東京都以外の県や国外での流動が多く、村内での働き口の影響が大きいと判断できます。

また、県内の移動をみると、転入については、小野町からの移動が最も多くなっており、次いで郡山市となっています。転出については、郡山市が特に多くなっています。

図表13 本村への転入者の転入元

単位:人

転道府県・市町村名	総 数		男 性		女 性	
総 数	158	100.0%	91	100.0%	67	100.0%
福 島 県	68	43.0%	34	37.4%	34	50.7%
郡 山 市	10	6.3%	6	6.6%	4	6.0%
いわき市	6	3.8%	—	—%	6	9.0%
須賀川市	8	5.1%	3	3.3%	5	7.5%
小 野 町	19	12.0%	11	12.1%	8	11.9%
その他の市町村	25	15.8%	14	15.4%	11	16.4%
東 京 都	8	5.1%	5	5.5%	3	4.5%
大 阪 府	22	13.9%	22	24.2%	—	—%
その他の県	35	22.2%	22	24.2%	13	19.4%
国 外	25	15.8%	8	8.8%	17	25.4%

資料:平成30年住民基本台帳人口移動報告

図表14 本村からの転出者の転出先

単位:人

転道府県・市町村名	総 数		男 性		女 性	
総 数	214	100.0%	106	100.0%	108	100.0%
福 島 県	145	67.8%	67	63.2%	78	72.2%
福 島 市	12	5.6%	7	6.6%	5	4.6%
郡 山 市	45	21.0%	18	17.0%	27	25.0%
いわき市	13	6.1%	7	6.6%	6	5.6%
須賀川市	8	3.7%	2	1.9%	6	5.6%
小 野 町	8	3.7%	4	3.8%	4	3.7%
玉 川 村	8	3.7%	4	3.8%	4	3.7%
その他の市町村	51	23.8%	25	23.6%	26	24.1%
東 京 都	12	5.6%	7	6.6%	5	4.6%
埼 玉 県	6	2.8%	3	2.8%	3	2.8%
その他の県	36	16.8%	25	23.6%	11	10.2%
国 外	15	7.0%	4	3.8%	11	10.2%

資料:平成30年住民基本台帳人口移動報告

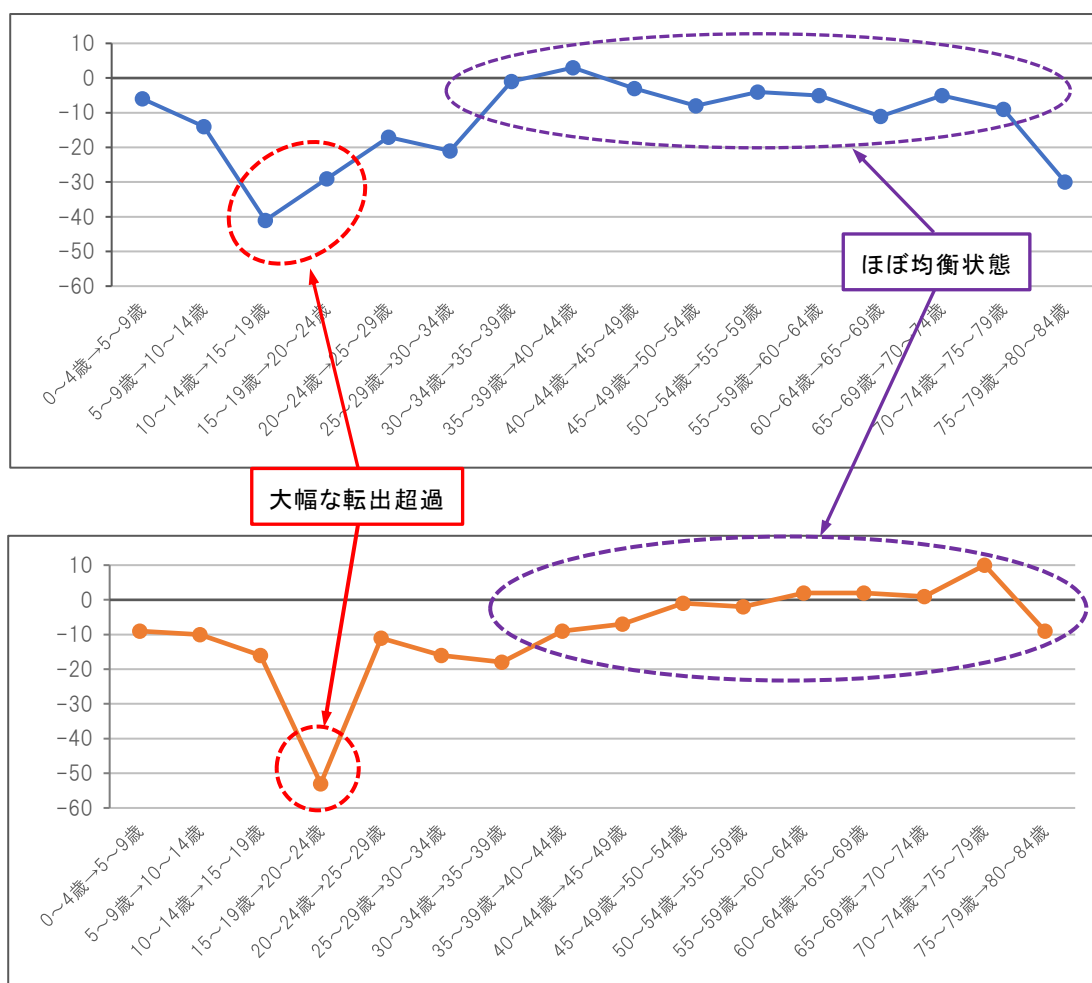
⑥ 性別・年齢階級別人口移動の長期的動向

国勢調査の結果を用いて、平成 22（2010）年から平成 27（2015）年までの純移動数を推計し、年齢別、男女別の長期的動向を比較してみると、男女ともに 10～20 歳代で大幅な転出超過となっており、進学、就職等によるものと考えられます。また、30 歳代以降ではほぼ均衡状態となっており、若年人口の転出が進んでいる状態です。

男性、女性ともに「30～34 歳→35～39 歳」以降はほぼ均衡状態となっており、人口の大きな移動は高齢になるほど、ほとんどみられなくなることがわかります。

図表 15 年齢階級別人口移動の推移

単位：人



資料：国勢調査、厚生労働省生命表

※ 純移動数は、国勢調査の人口と各期間の生残率を用いて推定した値。例えば「2010 年→2015 年」の「0～4 歳→5～9 歳」の純移動数は、下記のように推定される。

「2010 年→2015 年」の「0～4 歳→5～9 歳」の純移動数

= ① (2015 年の 5-9 歳人口) - ② (2010 年の 0-4 歳人口 × 「2010 年→2015 年」の「0-4 歳→5-9 歳」の生残率)

人口を表しており、実際の人口 (①) から②を差し引くことによって純移動数が推定される。

(4) 産業別就業者の状況

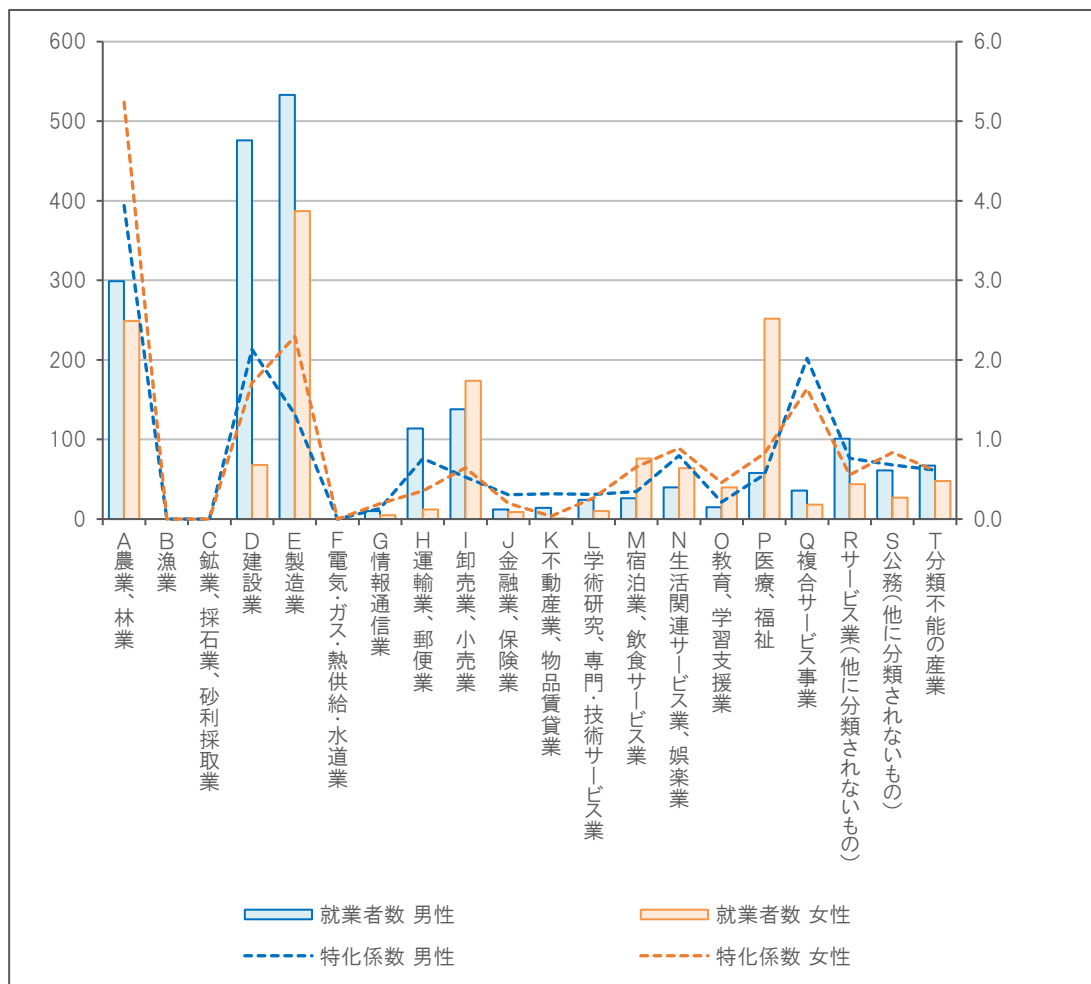
① 男女別産業大分類別就業者数と産業別特化係数

産業大分類別就業者数を男女別にみると、男女ともに「製造業」が最も多くなっています。第2位以降は、男性では「建設業」、「農業、林業」、「卸売業、小売業」となっており、女性では「農業、林業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」となっています。

産業別特化係数（全国平均と比べてその産業に従事する就業者の相対的な多さの指標）をみると、男女ともに「農業、林業」が他と大きく差をつけて第1位となっています。第2位以降は、男性では「建設業」、「複合サービス事業」、女性では、「製造業」、「建設業」などになっています。

図表 16 男女別産業大分類別就業者数と産業別特化係数

単位：人



資料：平成 27 年国勢調査

単位: 人

産 業 大 分 類	就業者数		特化係数	
	男性	女性	男性	女性
A 農業、林業	299	249	3.94	5.24
B 漁業	0	0	0	0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0
D 建設業	476	68	2.13	1.71
E 製造業	533	387	1.32	2.29
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0
G 情報通信業	10	5	0.13	0.19
H 運輸業、郵便業	114	12	0.76	0.35
I 卸売業、小売業	138	174	0.53	0.64
J 金融業、保険業	12	9	0.31	0.20
K 不動産業、物品賃貸業	14	1	0.32	0.04
L 学術研究、専門・技術サービス業	24	10	0.31	0.27
M 宿泊業、飲食サービス業	26	76	0.35	0.65
N 生活関連サービス業、娯楽業	40	64	0.80	0.89
O 教育、学習支援業	15	40	0.21	0.46
P 医療、福祉	58	252	0.56	0.82
Q 複合サービス事業	36	18	2.02	1.64
R サービス業（他に分類されないもの）	101	44	0.76	0.56
S 公務（他に分類されないもの）	61	27	0.68	0.84
T 分類不能の産業	67	48	0.61	0.61

資料: 平成 27 年国勢調査

※上位3項目を強調している。

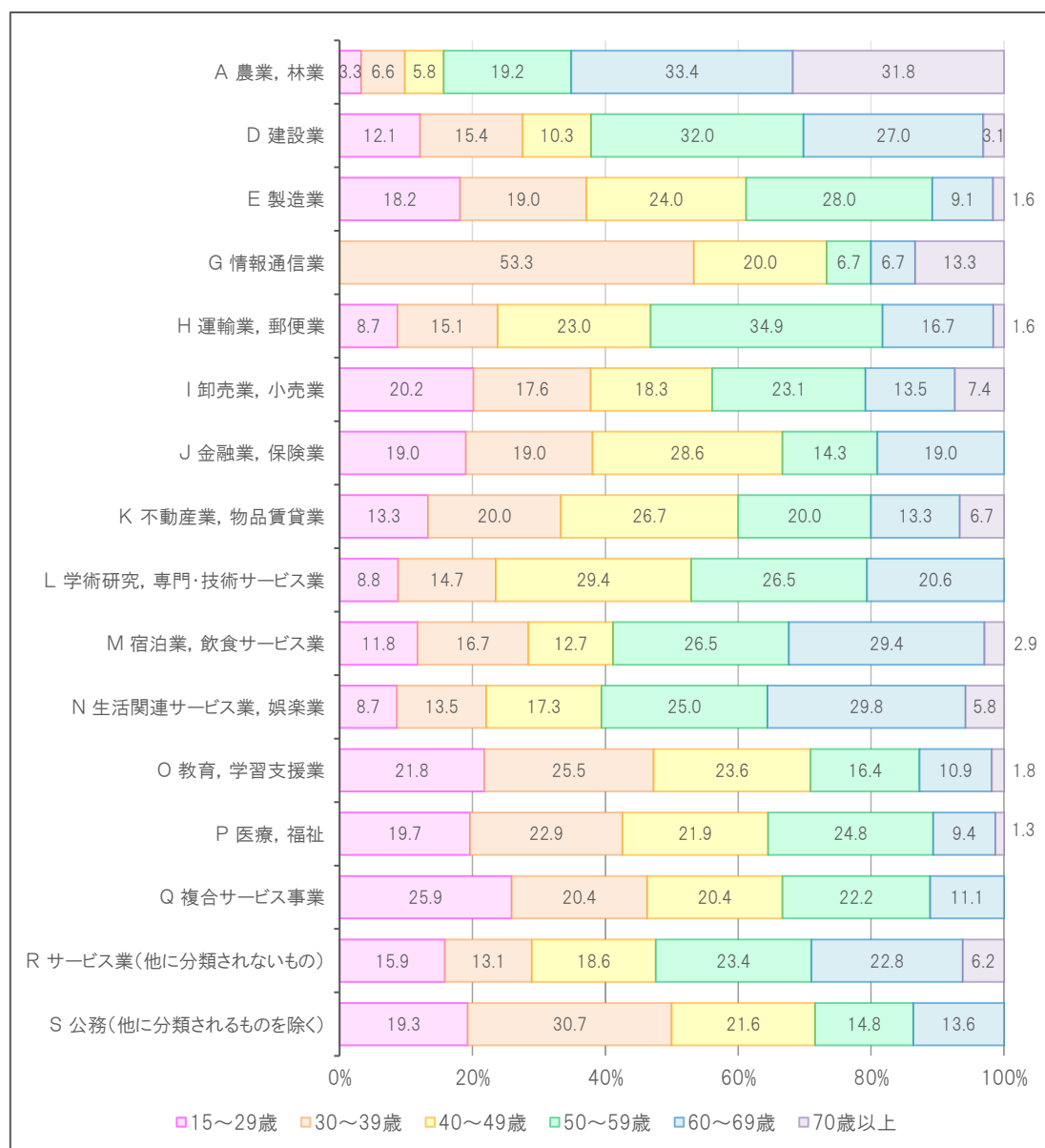
② 年齢階級別産業大分類別就業者の割合

本村の主な産業について、就業者数を年齢階級別にみると、「農業、林業」では60歳以上が65.2%を占めており、村内の産業の中でも高齢化が進んでいることがわかります。

また、最も従業者数が多い製造業は、年齢構成のバランスが比較的良いといえます。幅広い年齢層の雇用の受け皿が確保されていることがわかります。

図表 17 主な年齢階級別産業大分類別就業者の割合

単位：％



資料：平成27年国勢調査

2. 将来人口推計

(1) 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計

参考として、社人研による人口推計及び2とおりのシミュレーションを掲載します。

- ①社人研推計：全国の移動率が、今後一定程度縮小すると仮定した推計
- ②シミュレーション1：社人研推計＋出生率が上昇した場合を想定
- ③シミュレーション2：シミュレーション1＋移動均衡（移動がゼロ）の場合を想定

シミュレーション1、シミュレーション2は、合計特殊出生率の仮定値について、令和2年（2020）年1.73、令和7年（2025）年1.91、令和12年（2030）年以降2.10と仮定（ただし、直近の実績ベースの数値がこれらより高い場合には、実績ベースの数値を使用）した推計としています。なお、合計特殊出生率の仮定値を、全国の合計特殊出生率と子ども女性比との関係から導いた一定の換算式により、子ども女性比に変換して推計が行われるものとなっています。

なお、基準年となる平成27（2015）年の人口は、年齢不詳の人口を各5歳階級別コーホートに按分したものであり、必ずしも総人口とは一致しません。

社人研推計によれば、令和27（2045）年の本村の人口は、4,238人という推計結果が出ています。また、シミュレーション1では4,546人、シミュレーション2では5,157人と想定されています。

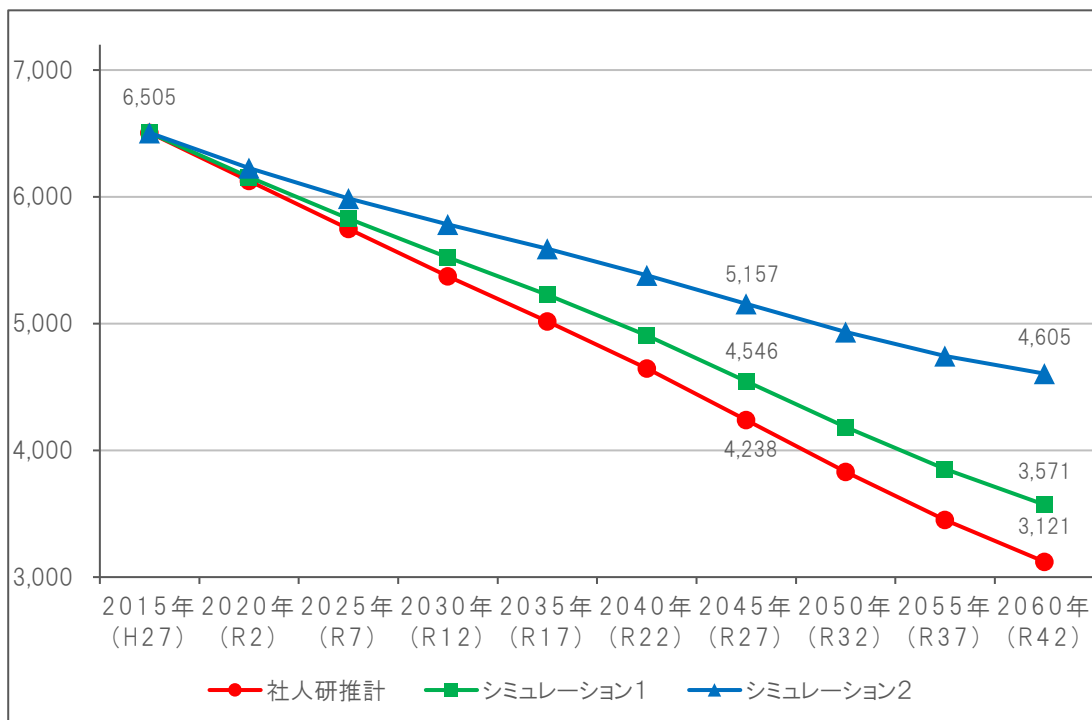
なお、社人研推計による令和42（2060）年の本村の人口の推計は3,121人、シミュレーション1では3,571人、シミュレーション2では4,605人となっています。

【合計特殊出生率の仮定値】

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年以降
社人研推計	1.48189	1.46683	1.47207	1.47886	1.48539	1.48539
シミュレーション1	1.73000	1.91000	2.10000	2.10000	2.10000	2.10000
シミュレーション2	1.73000	1.91000	2.10000	2.10000	2.10000	2.10000

図表 18 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計

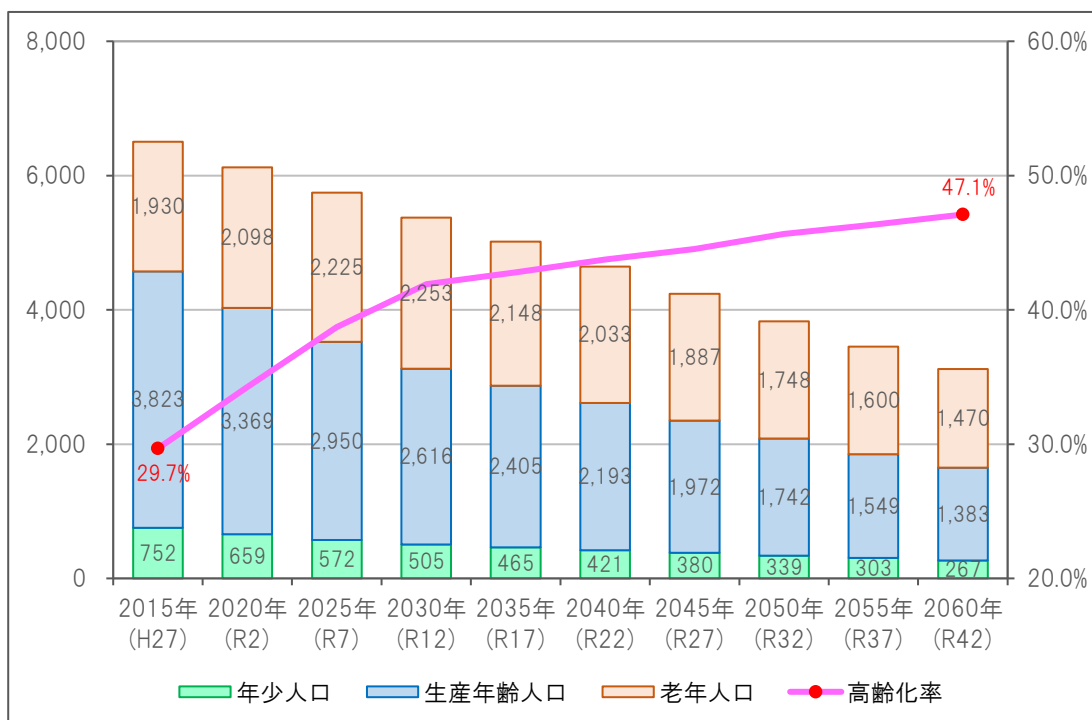
単位：人



資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートにより作成。

図表 19 国立社会保障・人口問題研究所の推計による高齢化率の推移

単位：人



資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートにより作成。

(2) 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度

人口の変動は、死亡を除くと出生と移動（転入・転出）によって定められます。推計を行ったシミュレーション同士を比較することで、将来人口に及ぼす出生（自然増減）と移動（社会増減）の影響度を知ることができます。

シミュレーション1は、人口移動に関する仮定を社人研推計と同値にして、出生に関する仮定のみを変化させています。そのため、シミュレーション1による令和27（2045）年の総人口を、社人研推計による令和27（2045）年の総人口で除して得られる数値は、仮に出生率が人口置換水準まで上昇したとした場合に30年後の人口がどの程度増加（または減少）したものになるかを意味しており、その値が大きいほど、出生の影響度が大きい（現在の出生率が低い）ことを意味します。

また、シミュレーション2は出生率の仮定をシミュレーション1と同値にして、人口移動に関する仮定のみを変化させています。そのため、シミュレーション2による令和27（2045）年の総人口をシミュレーション1による令和27（2045）年の総人口で除して得られる数値は、仮に人口移動が均衡（転入数＝転出数）とした場合に、30年後の人口がどの程度増加（または減少）したものになるかを示し、その値が大きいほど人口移動の影響度が大きい（現在の転出超過が大きい）ことを意味します。

社人研推計とシミュレーション1の比較、シミュレーション1とシミュレーション2の比較により、本村の将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度を分析すると、自然増減の影響度が「3（107.9%）」、社会増減の影響度が「4（122.6%）」となっています。これは、出生率の上昇につながる施策を進めることで5%～10%程度、また、人口の社会増をもたらず施策に適切に取り組むことで20%～25%程度、将来の総人口が社人研推計よりもそれぞれ多くなる効果があると考えられます。

図表 20 自然増減・社会増減の影響度

分 類	計 算 方 法	影 響 度
自然増減の 影響度	【シミュレーション1の令和27(2045)年の総人口÷社人研推計の令和27(2045)年の総人口】の数値に応じて、影響度を以下の5段階に整理。	3
	「1」=100%未満、「2」=100～105%、「3」=105～110%、「4」=110～115%、「5」=115%以上の増加	
	4,546 人(シミュレーション1)÷4,238 人(社人研推計) = 107.3%	
社会増減の 影響度	【シミュレーション2の令和27(2045)年の総人口÷シミュレーション1の令和27(2045)年の総人口】の数値に応じて、影響度を以下の5段階に整理。	4
	「1」=100%未満、「2」=100～110%、「3」=110～120%、「4」=120～130%、「5」=130%以上の増加	
	5,157 人(シミュレーション2)÷4,238 人(シミュレーション1) = 121.7%	

※令和27(2045)年の人口は、まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートにより作成。

3. 人口の将来展望

(1) 現状と課題の整理

①人口減少の状況

本村の人口は、昭和 55（1980）年以降、減少傾向にあります。人口減少のペースは徐々に加速しており、将来人口推計においても、さらなる減少が避けられない状況にあります。

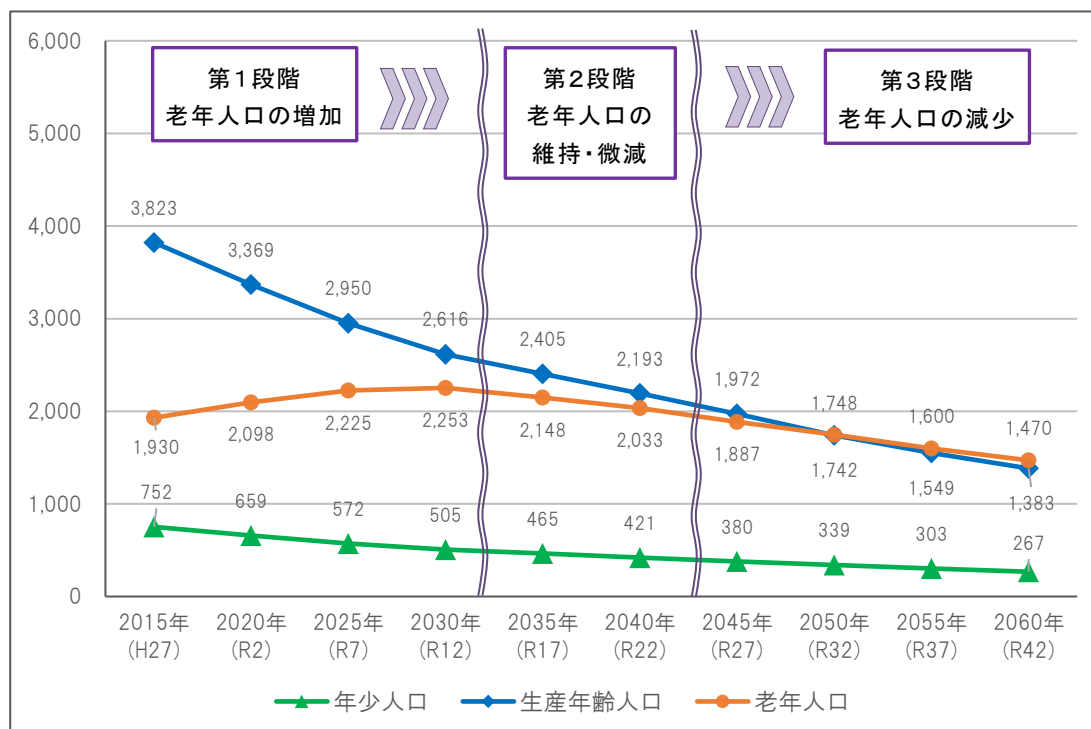
人口減少は、一般的に「第 1 段階：若年人口の減少、老年人口の増加」、「第 2 段階：若年人口の減少の加速、老年人口の維持・微減」、「第 3 段階：老年人口の減少」の 3 つの段階を経て進行するとされていますが、本村の年齢 3 区分別人口をみると、生産年齢人口が急減するとともに、老年人口の増加の速度がやや鈍りつつあり、本村は「第 1 段階」から「第 2 段階」へと移行しつつある時期にあると考えられます。

前述の社人研推計を用いた平成 27（2015）年から令和 27（2045）年の年齢 3 区分別人口の推移をみると、令和 22（2040）年以降、年少人口、生産年齢人口、老年人口すべての世代で減少が加速し始めており、その時期を境に「第 2 段階」から「第 3 段階」への移行が始まるものと考えられます。

また、その後老年人口が生産年齢人口を上回ると予想されており、現役世代に過大な負担が掛かり、地域を維持していくことが非常に困難になる可能性が高いということです。

図表 21 社人研推計による年齢 3 区分別人口の推計

単位：人



資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートにより作成。

②自然増減の状況

本村では自然減の状態が続いています。近年では、出生数の減少に加え、死亡数の増加により、徐々に自然減が加速する状態にあります。

合計特殊出生率の推移をみると、全国及び県値より高い水準で推移してきましたが、2013年～2017年には1.55と県を下回っています。また、人口を維持していくために必要とされる人口置換水準（2.07）とはかなりの差がある状態です。仮に合計特殊出生率が上昇し、人口置換水準まで到達したとしても、母親として想定される15～49歳（特に15～39歳）の女性人口が減少しているため、急激な出生数の回復は見込めません。さらに、男女の平均初婚年齢及び第1子出生時の母親年齢が全国的に上昇している傾向にあり、本村でも晩婚化に伴う出産の高齢化、出生数の低下が生じているものと考えられます。

③社会増減の状況

本村では、社会減が長らく続いています。転出数は変動が少ないものの、転入数が減少しており、今後も転出超過の傾向は継続するものとみられます。

社会移動について、地域別、男女別にみると、転出のほとんどが県内の他市町村への移動となっています。20歳代男性の県外からの転入が多くあったことで、生産年齢人口の確保は多少できていたものの、転出超過は30歳代以下の若年層を中心に生じており、本村の少子高齢化をさらに加速させる要因となっています。さらに、9歳未満でも転出がみられることから、家族世帯での転出も想定されます。

人口減少は本村の将来に大きな影響を与えます。その影響は多岐にわたり、本村に暮らす村民の暮らしを大きく変化させることとなります。

生産年齢人口の減少による就業者数の減少は、地域経済の縮小を招き、人口減少と地域経済の縮小を繰り返す悪循環に陥ることとなります。高齢化と生産年齢人口の減少により、現役世代の負担がさらに増大することとなり、村民の負担はさらに増すこととなります。さらに、過疎化の進行により、これまで提供できていた公共サービスをはじめとした生活基盤の維持が困難となります。地域を支えるコミュニティ活動も困難となり、地域の活力・文化の喪失につながります。

また、後継者の不在などにより地域産業の衰退も進み、地域で培われてきた技術が喪失することになり、地域の産品が失われていくこととなります。本村に所在する企業の減少により、財政規模の維持が困難となり、公共サービスの縮小、廃止へとつながります。

こうした悪循環からの脱却に向けて、一刻も早く人口減少問題に取り組んで行く必要があります。

(2) 目指すべき将来の方向

自然減と社会減が同時に進行する本村の人口減少問題は、地域経済や地域社会に大きな影響を与える極めて深刻な問題です。この問題は行政だけで解決できるものではなく、すべての村民と村内の企業や団体が協力していく必要があります。

本村の現状と課題、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、県の「ふくしま創生総合戦略」を踏まえ、これからの人口問題に対応していくためには、「しごと」と「ひと」の好循環をつくるとともに、この好循環を支える「まち」の活性化が必要です。この2つを同時並行的に推進していくことで、人口減少に歯止めをかけ、将来に向かって安定的に人口を維持していくことができる社会を展望するとともに、地域の活性化を実現します。

本村では、人口減少対策を目的とする「平田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を見直し、次の4項目を基本目標に掲げて事業推進に努めていきます。

基本目標1 安心して働けるむらづくり (人材確保・育成、雇用の創出)

基幹産業である「農業」をはじめとした各産業の持続的発展が可能となる対策を講じ、地域資源を活用した競争力の高い「ブランド」構築を図ります。また、事業継承、新たな雇用の創出に向けた、創業支援や企業誘致に取り組みます。

基本目標2 ひとが賑わうむらづくり (人の流れをつくる)

ジュピアランドひらた、道の駅ひらたを観光・交流の重要拠点とし、山鶏滝などを含めた周遊観光地への誘客、スポーツイベントなどを通じた交流人口の拡大と地域の活性化を図り、将来的な定住・移住へとつないでいきます。

基本目標3 結婚・出産・子育てに優しい村づくり

出会いから結婚、出産、子育て、教育までの支援を充実させ、子育てを支える地域づくりを推進し、「子育ての負担感」が軽減できる取組を進めます。本人口ビジョンでは、若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえることにより、本村の希望出生率(2.01)を令和22(2040)年に実現することを展望します。

基本目標4 未来へつなぐむらづくり (心やすらぐ安全安心なむらづくり)

暮らしの中で豊かな自然の恵みや四季の変化が感じられるよう、自然保全や廃校・耕作放棄地などの有効利用を図りながら、やすらぎのあるむらづくりを目指します。また、近隣自治体との共通する行政課題解決のため、広域的連携・協力体制の強化を図ります。

「しごと」と「ひと」の好循環の創出
好循環を支える「まち」の活性化

人口目標：5,000人の達成(2045年)

※国の算出式に準拠して算出。なお、有配偶者割合及び独身者割合は平成22年国勢調査に基づき、15歳から39歳女性の値を用いている。

◇平田村希望出生率＝(有配偶者割合×夫婦の予定子ども数＋独身者割合×独身者結婚希望者割合×独身者理想子ども人数)×離死別等影響＝
(44.57%×2.17人＋55.43%×88.24%×2.40人)×0.938 ≒ 2.01

(3) 人口の将来展望

社人研推計に準拠した前述の将来推計人口によると、令和 22（2040）年には 5,000 人を下回り、その後も減少は続き、令和 42（2060）年には 3,121 人まで減少するとされています。これに対し、「目指すべき将来の方向」に沿って適切に対策を進めることを前提に、次の仮定のもと本村の将来人口の規模を展望します。

◇自然増減に関する仮定

合計特殊出生率が令和 12（2030）年以降、国民希望出生率である 1.8 を達成し、令和 22（2040）年に平田村希望出生率である 2.01 を達成すると仮定します。

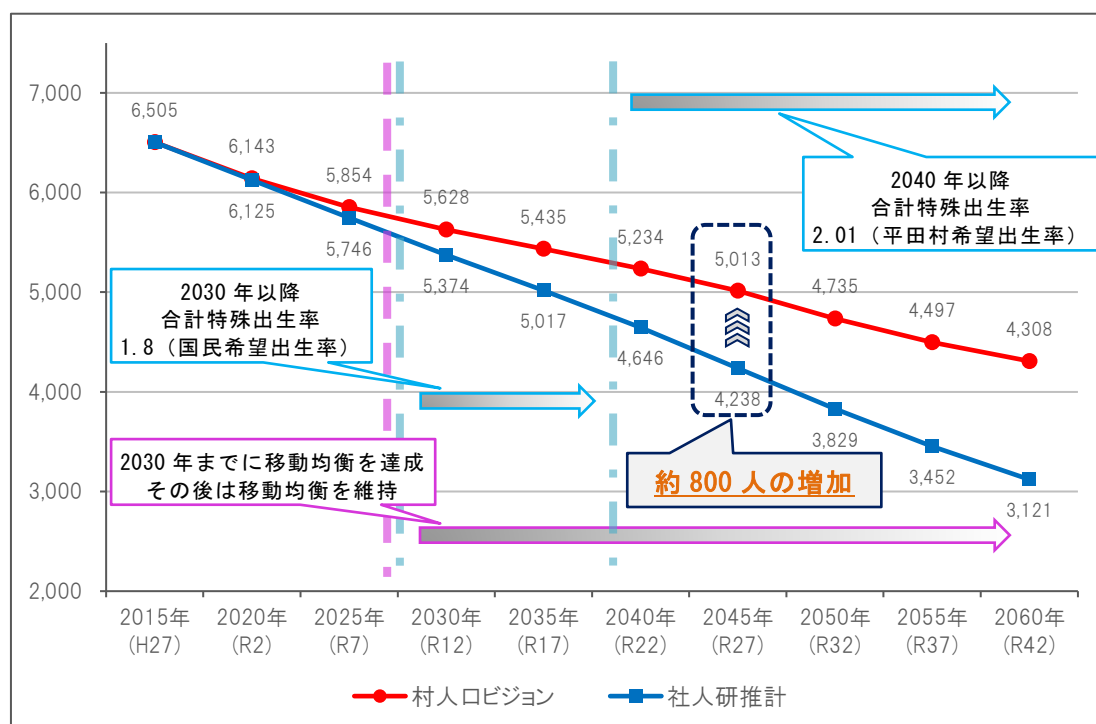
◇社会増減に関する仮定

令和 12（2030）年までに移動均衡を達成し、その後も移動均衡は継続するものと仮定します。さらに、宅地や住宅の整備により、令和 27（2045）年にかけて、年間 4 世帯（夫婦＋子ども 1 人）の転入があると仮定します。

これによって、令和 27（2045）年の人口は 5,013 人を確保することができ、社人研推計と比較して、約 800 人増の効果が見込まれます。また、長期的に見ても、令和 42（2060）年に 4,308 人を維持することになり、社人研推計を約 1,200 人上回ることになります。

図表 22 人口の将来展望

単位：人



資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートにより作成。

次に、人口の将来展望を年齢3区分別にみていきます。

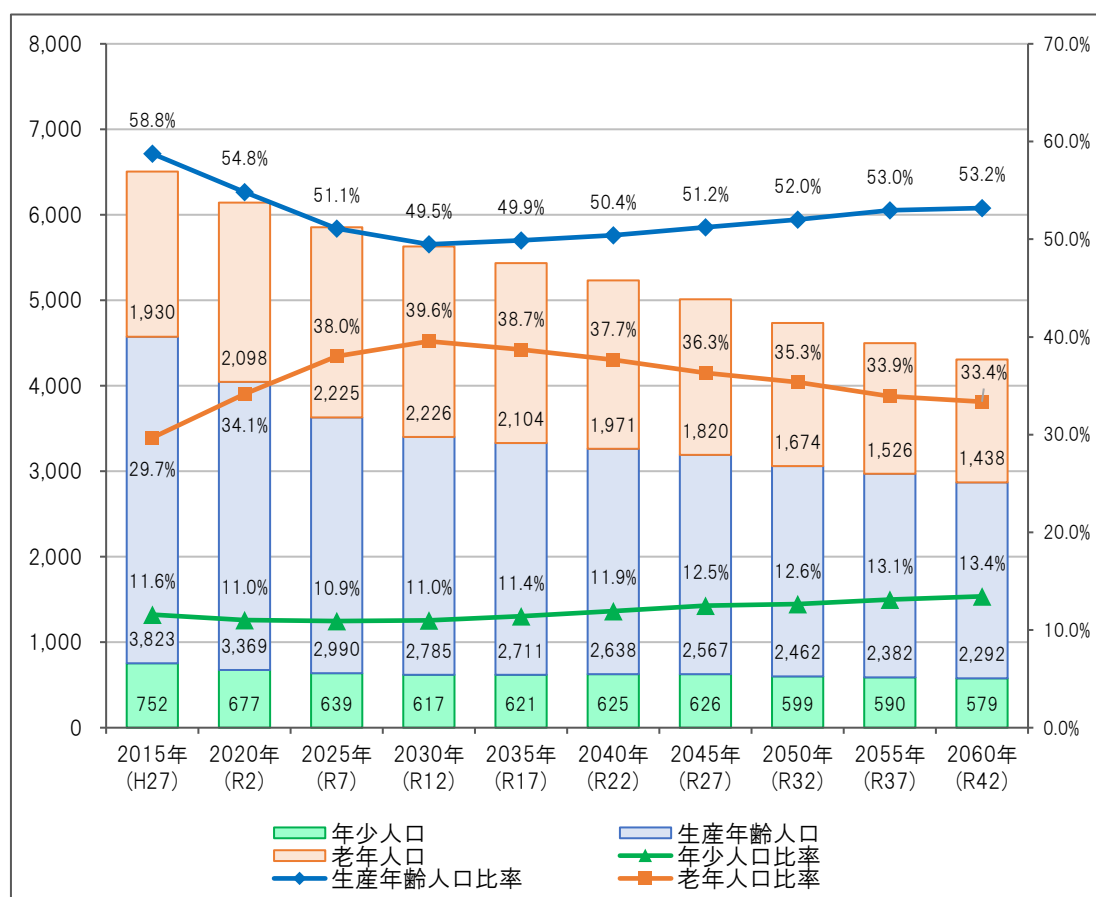
年少人口（0～14歳）は、合計特殊出生率の上昇と社会移動の改善により、令和12（2030）年以降は減少幅が縮小される傾向を示し、600人程度で安定すると見込まれます。構成比率は、令和7（2025）年に10.9%まで低下しますが、その後は回復傾向を示し、令和27（2045）年には12.5%まで回復します。

生産年齢人口（15～64歳）は、年少人口より遅れて合計特殊出生率の上昇効果が表れます。令和27（2045）年まで減少傾向は継続するものの、徐々に減少幅は縮小していくものと見込まれます。構成比率は令和12（2030）年までは低下しますが、その後は老年人口が減少傾向を示すため、50%程度で推移します。

老年人口（65歳以上）は、令和12（2030）年まで増加を続けます。構成比率は年少人口、生産年齢人口が比較的安定して推移するまでは上昇を継続します。老年人口が最も多くなる令和12（2030）年には39.6%まで構成比率が上昇しますが、その後は徐々に低下していく見込みです。

図表 22 人口の将来展望（年齢3区分別人口）

単位：人



資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートにより作成。

※推計値は小数点を含むため、年齢3区分別人口の合計が総人口と一致しない場合がある。

V. 総合戦略

1. 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

日本の総人口は、平成 20 年をピークに減少局面に入っています。この人口減少問題は、地域経済の縮小・地域活力の低下、税収等の減少による行政サービスの低下などに繋がり、それらの影響でさらに人口が減少するという負のスパイラルに陥る危険性が高まります。

国は、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口集中を抑制し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的として「地方創生」を掲げ、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」を施行しました。

本村においても、平成 28 年 3 月に「平田村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」を策定し、まち・ひと・しごとの創生にかかる施策を重点化して戦略的に進め、「地方創生」に向けた諸施策に取り組んできました。

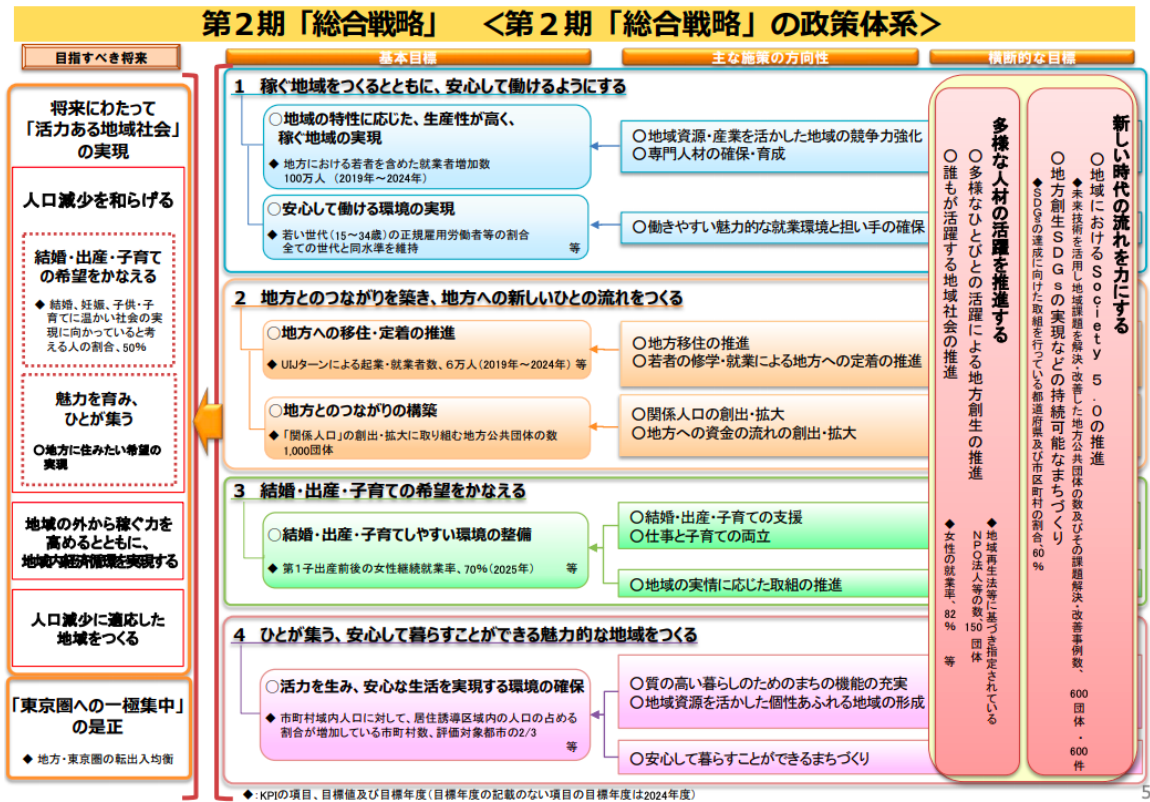
少子化や人口減少への取組は、一時的な取組で成果を求めることが難しい長期にわたる取組が必要であり、これまで本村が取り組んできた第 1 期総合戦略の枠組みを維持しつつ、第 5 次平田村総合計画（後期基本計画）の改定に併せて、国が示す新たな視点での施策も組み込み、国や県、近隣市町村をはじめ、企業や住民とともに、地域の魅力をさらに高め、誰もが誇りと希望が持てる、持続可能な村づくりのための取組指針として第 2 期総合戦略を策定します。

(2) 総合戦略の位置づけ

第 2 期総合戦略は、本村の最上位計画である総合計画で掲げる将来像「自然に囲まれ健康でおだやかな暮らしのできるむら」の実現に向け、その分野別計画である基本計画の各種施策から、地方創生にかかる施策を抽出し、人口減少の抑制と持続可能な村づくりに向け、具体的な目標や施策・事業を位置づけます。

なお、総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国・県が策定する総合戦略を踏まえるほか、平田村人口ビジョンを基礎資料に、総合計画との整合も図るものとしします。

◆国の第2期総合戦略の政策体系



(3) 計画期間

第2期総合戦略の計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。ただし、必要に応じて計画期間途中における見直しや計画期間の延長を行います。

(4) 効果検証等を踏まえた取組の充実・強化

第2期総合戦略では、基本目標などの大きな枠組みは第1期総合戦略の内容を概ね踏襲することとしますが、第1期総合戦略策定時からの社会変化やこれまでの取組の効果検証を踏まえて、地方創生の一層の充実・強化を図り、切れ目ない取組を進めるため必要な事業の見直しを図ります。

(5) SDGs を踏まえた地方創生の推進

第2期総合戦略においては、「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念を踏まえて、地方創生を推進します。

※SDGs(持続可能な開発目標)とは

2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。日本においても、国を挙げて推進しており、官民による取組が全国で拡大しています。

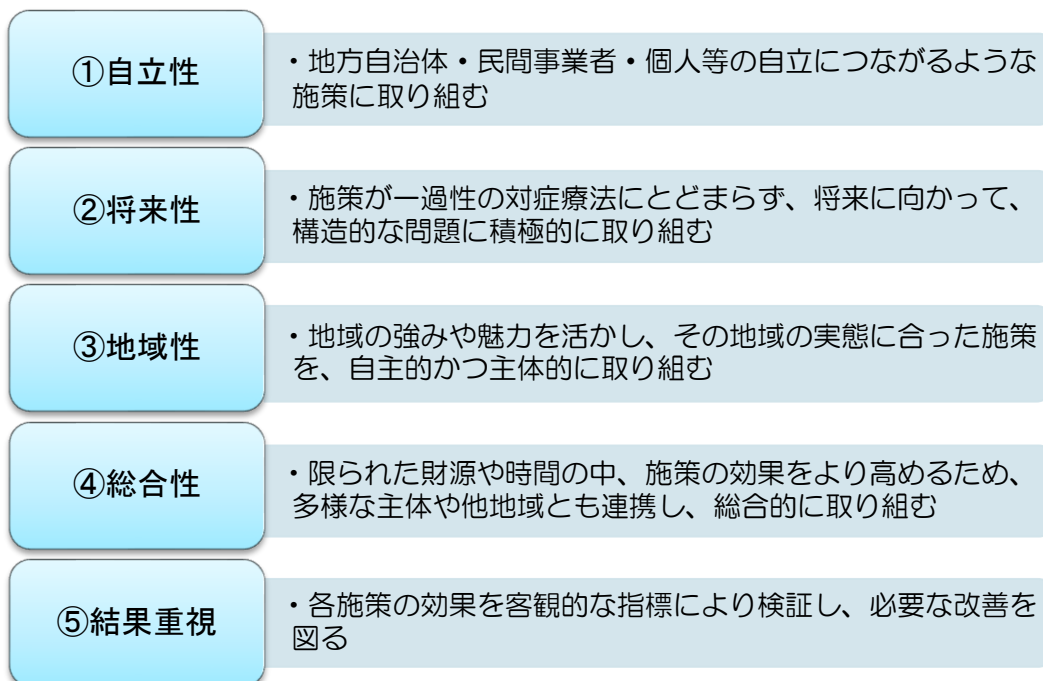


- ① 貧困をなくそう
- ② 飢餓をゼロに
- ③ すべての人に健康と福祉を
- ④ 質の高い教育をみんなに
- ⑤ ジェンダー平等を実現しよう
- ⑥ 安全な水とトイレを世界中に
- ⑦ エネルギーをみんなにそしてクリーン
- ⑧ 働きがいも経済成長も
- ⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう
- ⑩ 人や国の不平等をなくそう
- ⑪ 住み続けられるまちづくりを
- ⑫ つくる責任 つかう責任
- ⑬ 気候変動に具体的な対策を
- ⑭ 海の豊かさを守ろう
- ⑮ 陸の豊かさも守ろう
- ⑯ 平和と公正をすべての人に
- ⑰ パートナーシップで目標を達成しよう

2. 総合戦略の効果的推進

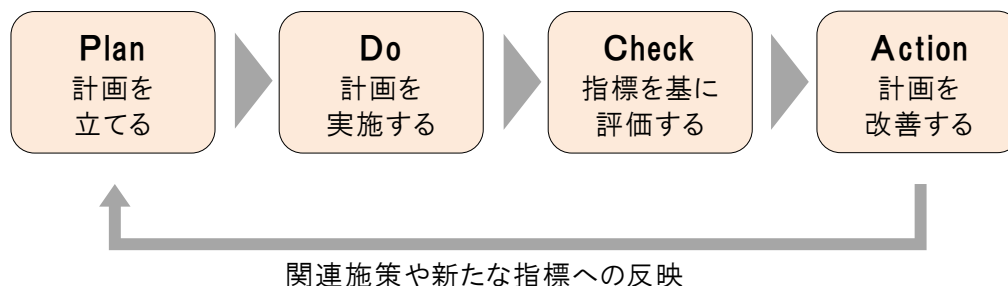
(1) 政策5原則を踏まえた施策の推進

第2期総合戦略では、人口減少の克服、まち・ひと・しごとの創生に向けて、国の第2期総合戦略に掲げられている「まち・ひと・しごと創生」政策5原則に基づき、関連する施策を展開します。



(2) 総合戦略の推進体制

第2期総合戦略の推進にあたっては、ふるさとづくり推進プロジェクト会議を中心とした庁内組織のほか、住民の代表者や有識者による平田村まち・ひと・しごと創生総合戦略進行管理委員会により、基本目標ごとに設定した数値目標や、各施策について設定した重要業績評価指標（KPI）に基づいて、PDCAサイクルによる評価や見直しを行い計画の実効性向上を図ります。



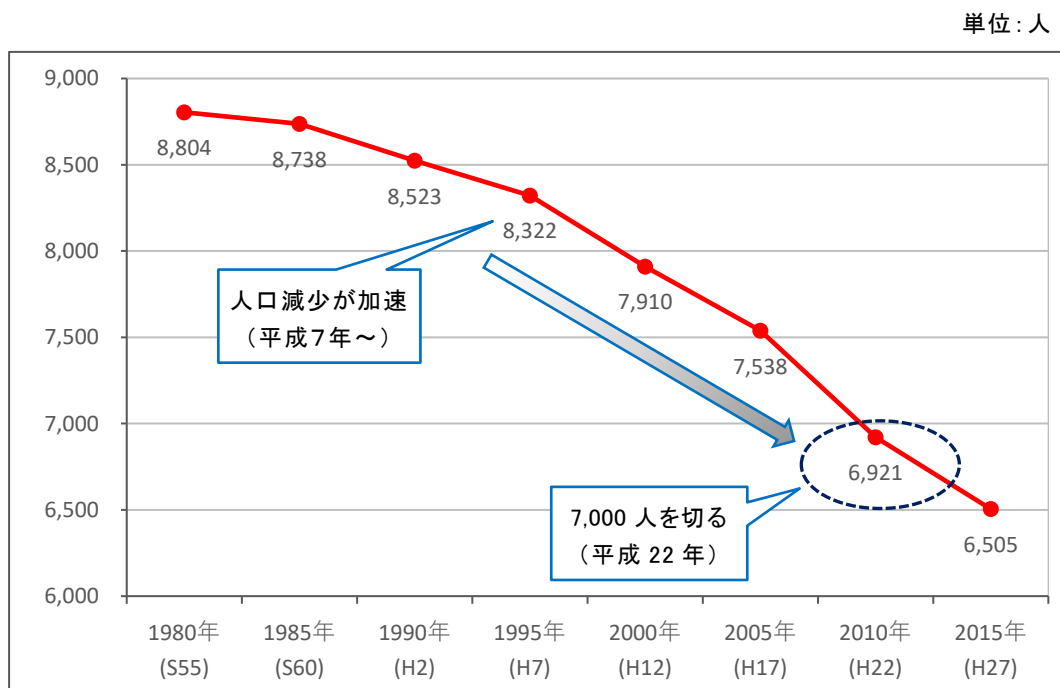
3. 本村の現状と課題

(1) 人口

① 人口動態

本村の人口の推移をみると、昭和 55 年には既に人口減少段階に入っています。昭和 60 年までは微減で推移していたものの、平成 7 年から人口減少が一気に加速し、平成 22 年には 7,000 人を割り込みました。

平成 27 年には 6,505 人と、この 30 年間で 2,300 人減少したことになり、昭和 60 年と比較すると減少率は△25.5%となっています。

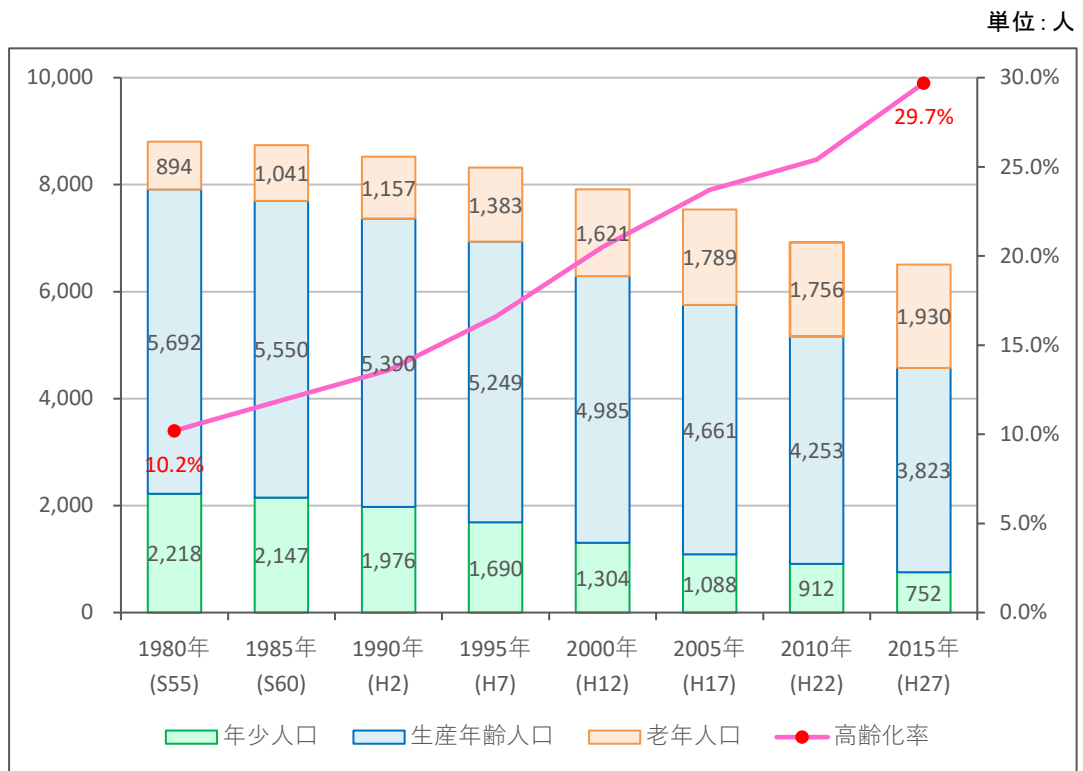


資料：国勢調査

さらに、本村の年齢 3 区分別人口をみると、生産年齢人口（15～64 歳）は昭和 55 年以降一貫して減少傾向にあります。昭和 60 年には 5,550 人でしたが、平成 27 年には 3,823 人となり、昭和 60 年から 30 年間で約 31.1%の減少となりました。年少人口（0～14 歳）は、さらに大幅な減少が続いており、昭和 60 年の 2,147 人から平成 27 年の 752 人となっており、30 年間で約 64.9%の減少となっています。

年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口が年々減少する一方で、老年人口（65 歳以上）は増加しています。平成 12 年には老年人口が年少人口を上回り、平成 27 年には、老年人口が年少人口の約 2.56 倍となっています。

また、高齢化率も年々上昇し、平成 27 年には 29.7%となっています。これは、生産年齢人口約 2 人で 1 人の老年人口を支えるという計算になります。



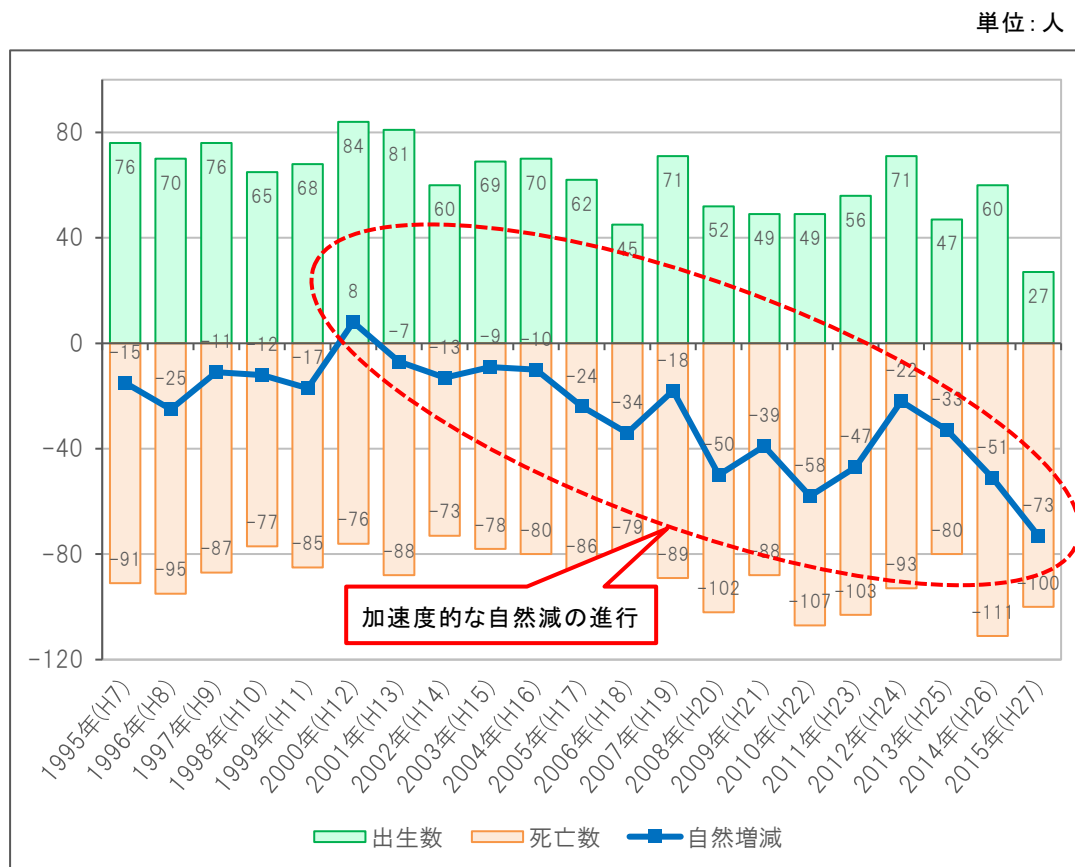
	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
年少人口	2,218	2,147	1,976	1,690	1,304	1,088	912	752
生産年齢人口	5,692	5,550	5,390	5,249	4,985	4,661	4,253	3,823
老年人口	894	1,041	1,157	1,383	1,621	1,789	1,756	1,930
高齢化率	10.2%	11.9%	13.6%	16.6%	20.5%	23.7%	25.4%	29.7%

資料：国勢調査

※ 年齢「不詳」は除く。そのため、年齢別3階級の合計は、総人口と一致しない。また、高齢化率は、年齢「不詳」を除いた総人口を分母とする。

② 自然減の要因

自然増減（出生数－死亡数）の推移をみると、平成 12 年以外、すべて自然減となっています。平成 7 年から平成 16 年までは、△15 人程度で推移していましたが、平成 17 年以降は加速度的に自然減が進行しています。近年は死亡数が一定で推移しているものの、死亡数が出生数を上回る状態となっており、老年人口も増加の一途にあることから、今後も高齢化と少子化による加速度的な自然減が進行すると考えられます。



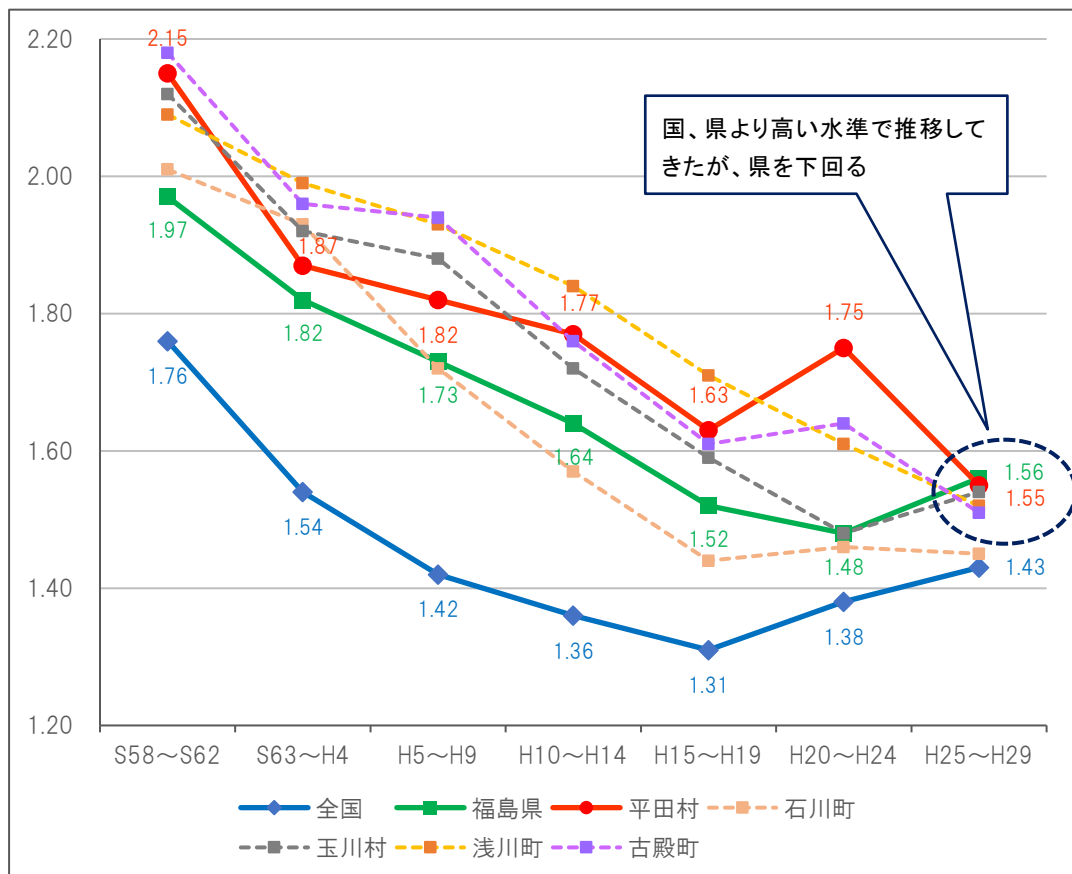
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年 3 月 31 日時点）

また、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率（ベイズ推定値※）は、1 人の女性が一生に産む子どもの人数とされています。

本村の合計特殊出生率は、これまで全国平均や県平均より一貫して高い水準で推移してきました。「平成 20 年～平成 24 年」には 1.75 と県平均（1.48）を大きく上回っていたものの、「平成 25 年～平成 29 年」には 1.55 まで低下したため、同期間で上昇を示した県平均（1.56）を下回りました。

石川郡内の町村と比べても、高い数値で推移してきた経過がありますが、最新のデータでは本村が大きく下降したため、石川郡内 5 町村がほぼ同率で並ぶ形になっています。また、人口を維持するために必要とされている値（2.07）とはかなりの差がある状態です。

なお、出生率を算出する際に母数となる「15～49 歳女性人口」の減少を勘案すると、今後はますます出生数が減少することが予想されます。



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

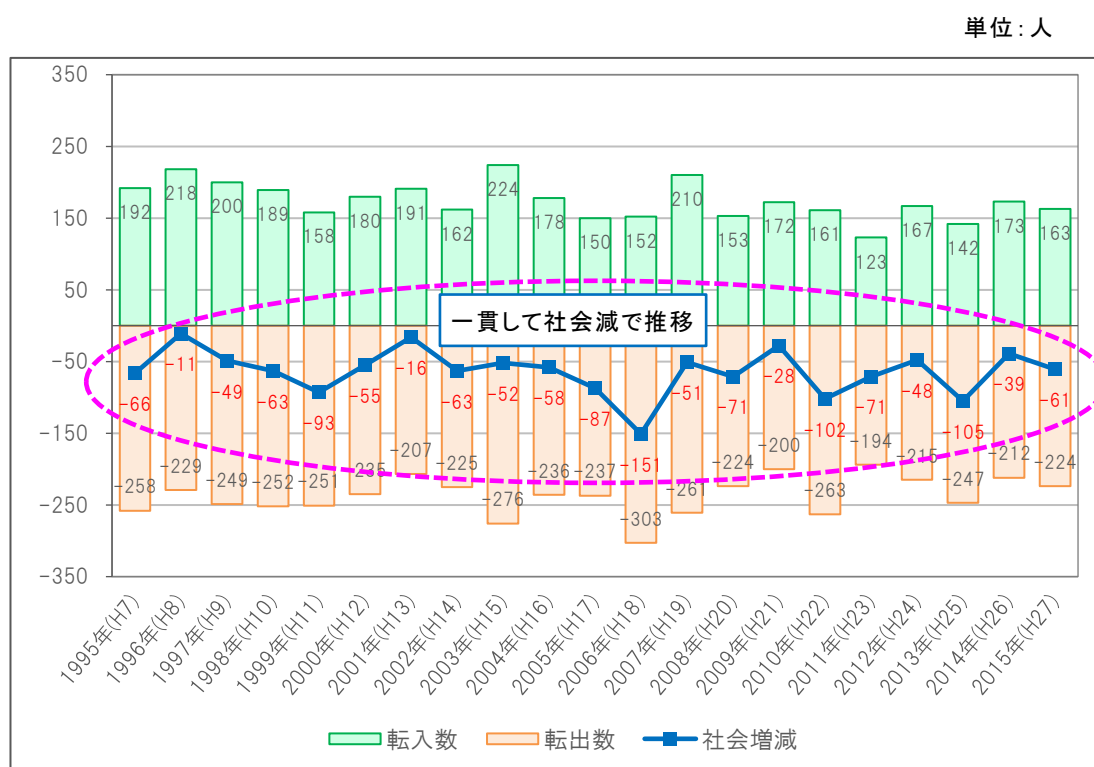
※ ベイズ推定値は、当該市区町村を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生数等の観測データとを総合化して当該市区町村の合計特殊出生率を推定した値。

③ 社会減の要因

本村の転入数はほぼ一定で推移しているようにみえますが、平成 17 年以降は全体的に減少している傾向にあります。

転出数はほぼ一定で推移しています。平成 18 年には 303 人となっていますが、そのほかの年においては 200～250 人程度となっており、平成 27 年においてもほぼ変化はありません。転出の主たる要因である進学、就職にあたる世代（若年人口）が本村には多くいないためだと考えられます。

社会増減（転入数－転出数）は、平成 7 年以降、すべての調査年で社会減となっています。調査年によって多少の変動があるものの、ほぼ一定の値で社会減が発生しており、社会減を防ぐことができていない状況です。



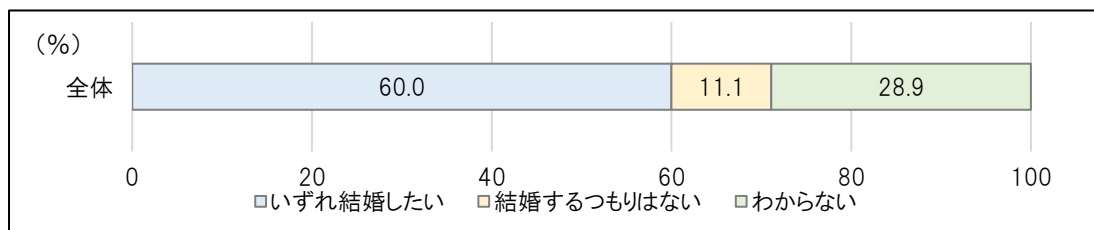
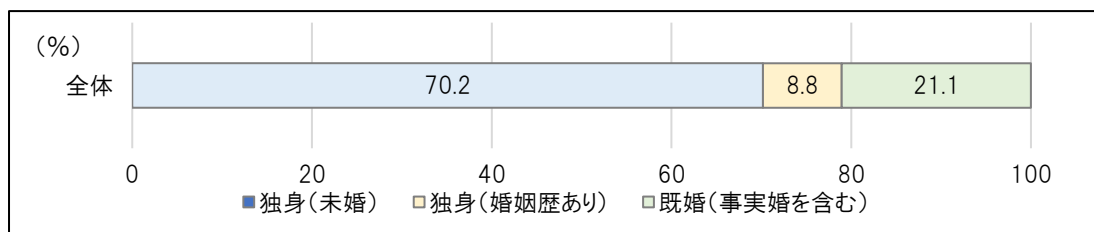
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年 3 月 31 日時点）

(2) 村民アンケート結果

本村では、令和2年7月に実施した「第5次平田村総合計画（後期基本計画）策定のための村民アンケート調査」にあわせて、無作為に抽出した18歳以上40歳未満の村民には、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する設問にも回答いただき、57人から有効回答を得ました。

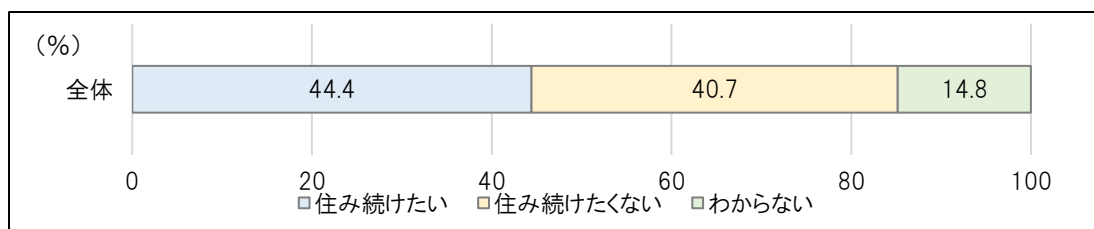
① 婚姻の状況と結婚希望

現在の婚姻状況については、独身者は全体の79.0%を占めています。既婚者は21.1%となっています。独身者のうち、今後の結婚に関する希望を尋ねたところ、60.0%が「いずれ結婚したい」と回答しています。

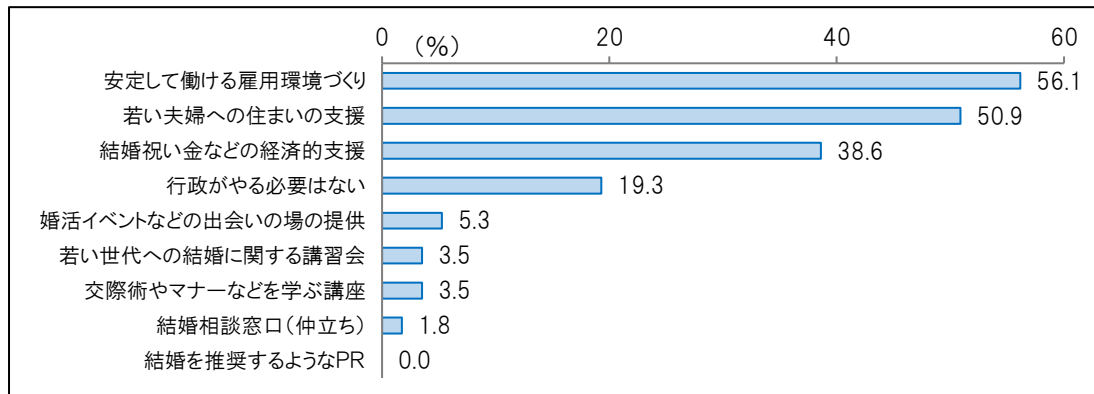


② 結婚後の定住意向と求める結婚支援事業

独身者の方に、結婚後も村内に住み続けたいか尋ねたところ、「住み続けたい」と回答したのは44.4%、「住み続けたくない」と回答したのは40.7%でした。

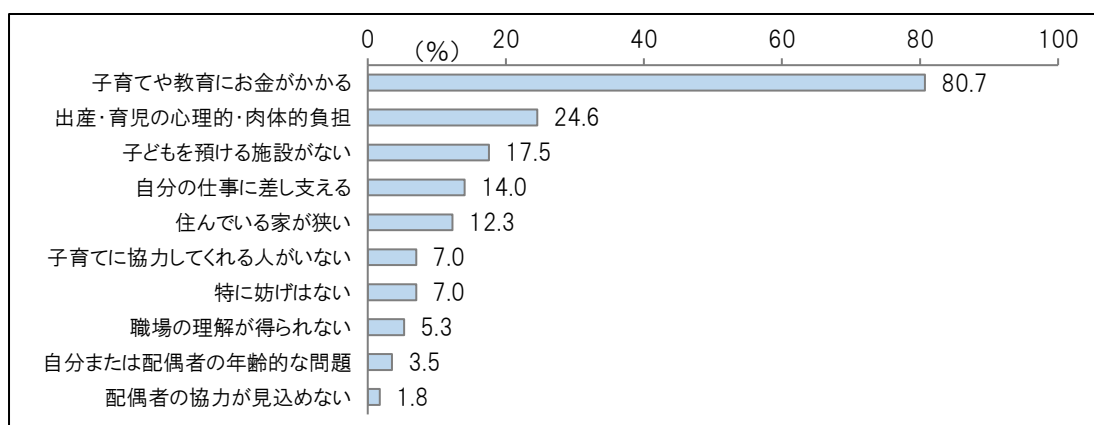
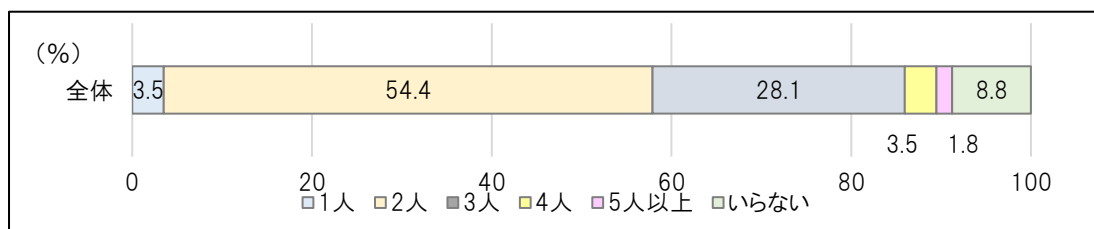


また、全ての方を対象に、本村が重点的に取り組むべき結婚支援事業について尋ねたところ、「安定して働ける雇用環境づくり」が56.1%で第1位、次いで「若い夫婦への住まいの支援」が50.9%でした。



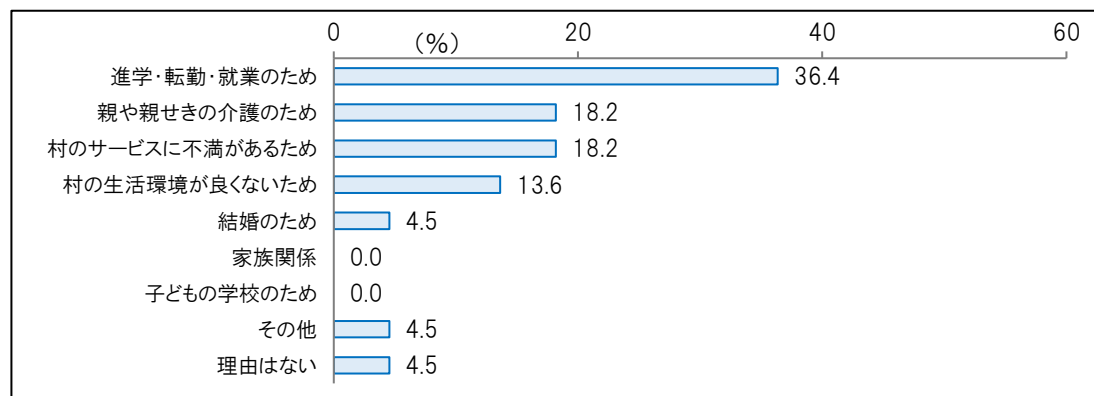
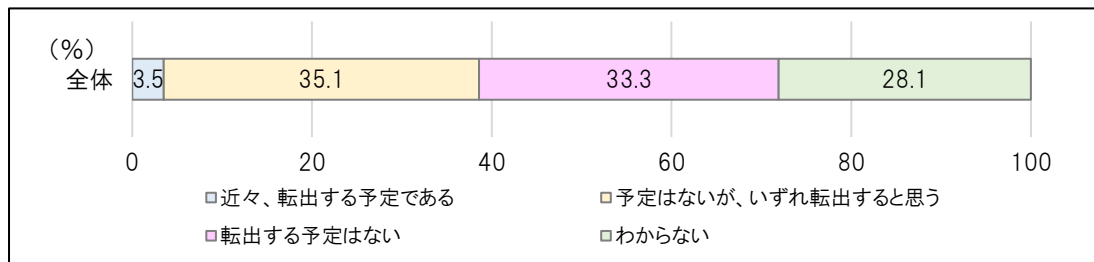
③ 理想の子ども的人数と実現するための障壁

理想の子ども的人数については、「2人」が54.4%で最も多く、次いで「3人」が28.1%となっていますが、それを実現するための障壁としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が80.7%で、圧倒的に第1位でした。



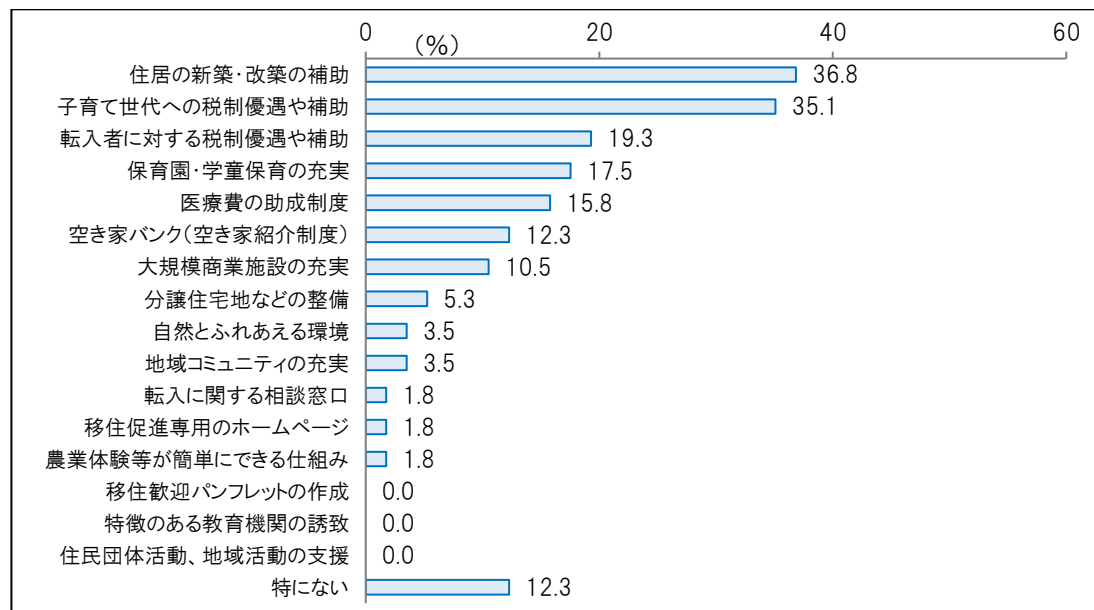
④ 引越しの予定とその理由

将来的に引っ越す予定があるかを尋ねたところ、「近々、転出する予定である」は3.5%、「予定はないがいずれ転出すると思う」が35.1%と、合わせて38.6%が“引っ越す可能性がある”と回答しています。“引っ越す可能性がある”人に理由を尋ねたところ、「進学・転勤・就業のため」が36.4%で他を大きく引き離して第1位の回答でした。



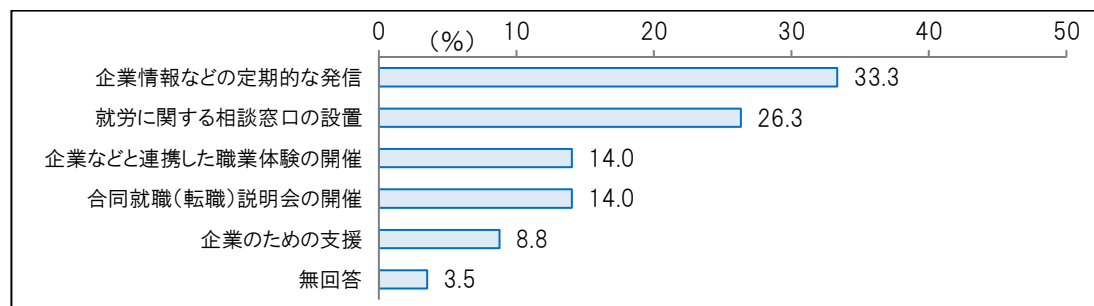
⑤ 居住地決定や住宅購入のきっかけとなる行政サービス

居住地域や住宅購入の際に、きっかけとなる行政サービスについて尋ねたところ、「住居の新築・改築の補助」が36.8%で最も多く、次いで「子育て世代への税制優遇や補助金」が35.1%、「転入者に対する税制優遇や補助」19.3%などの順でした。



⑥ 村内での就労のために必要な行政サービス

村内在住者に、村内での就労のために必要な行政サービスを尋ねたところ、「企業情報などの情報発信」が33.3%、「就労に関する相談窓口の設置」が26.3%で上位2位を占めました。

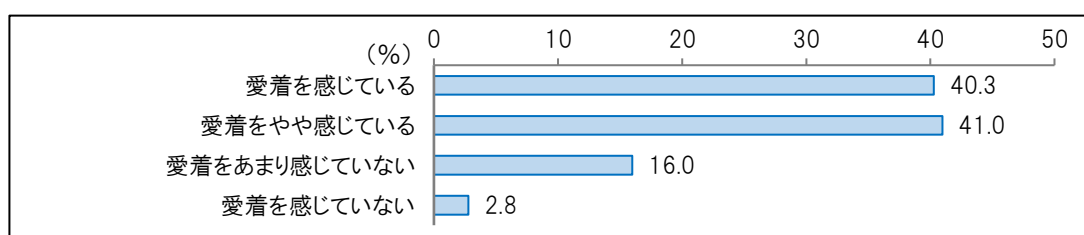


(3) 中学生アンケート結果

本村では、令和2年8月に実施した「第5次平田村総合計画（後期基本計画）策定のための中学生アンケート調査」に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する設問を含めたアンケート調査を実施し、144人から有効回答を得ました。

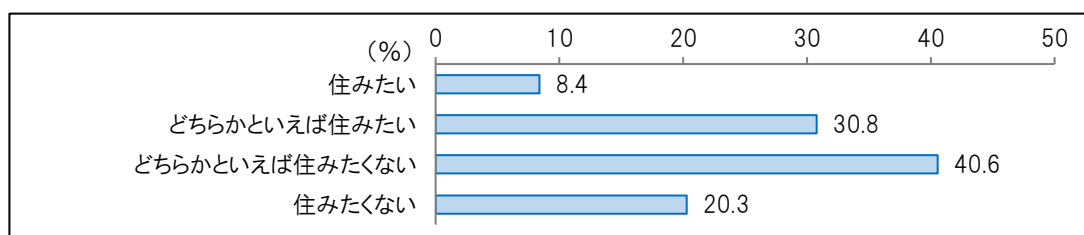
① 村への愛着度

平田村にどの程度愛着を感じているか尋ねたところ、「愛着を感じている」(40.3%)、「愛着をやや感じている」(41.0%)と、全体の80%以上を占めており、中学生の村への愛着度は高いといえます。

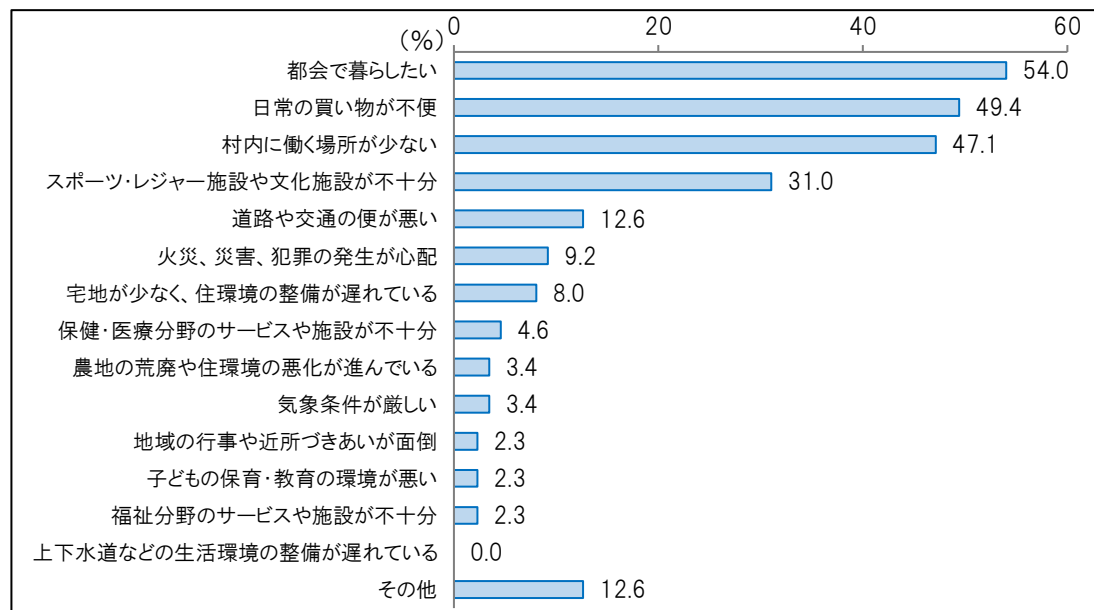


② 将来の定住意向

中学生に将来も平田村に住みたいか尋ねたところ、「どちらかといえば住みたくない」(40.6%)、「住みたくない」(20.3%)と、全体の60%以上が「住みたくない」と回答しており、愛着度はあるものの定住意向は低い傾向にあります。

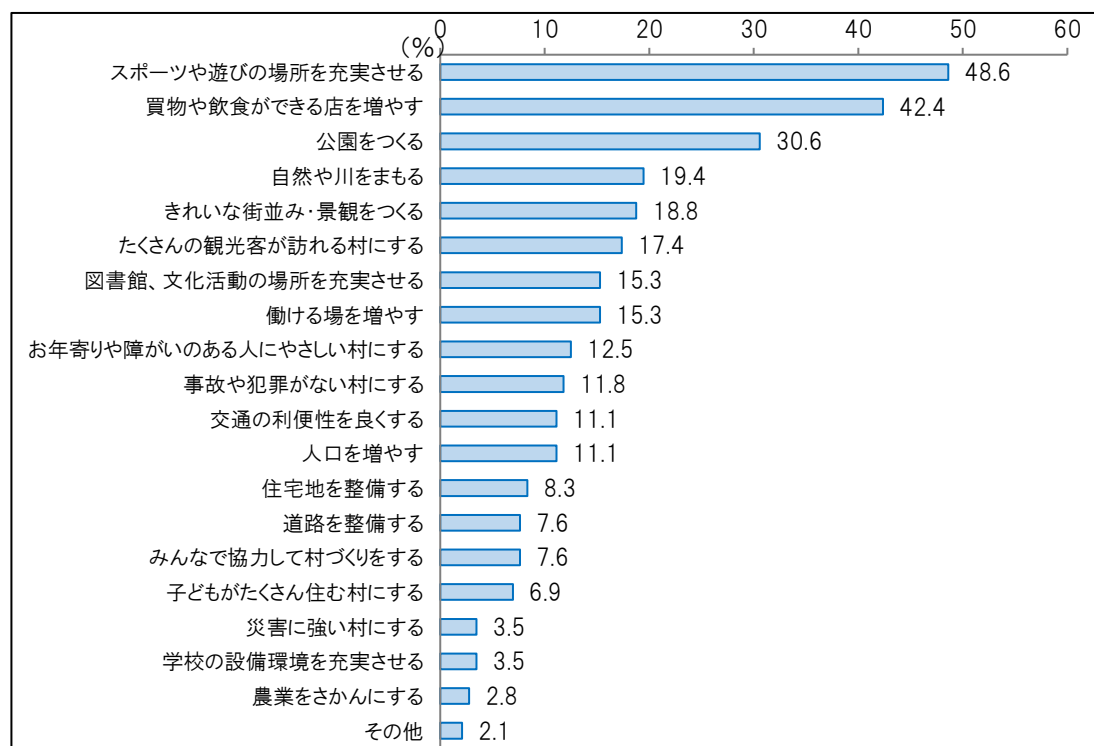


また、「どちらかといえば住みたくない」、「住みたくない」と回答した生徒に、その理由を尋ねたところ、「都会で暮らしたい」が54.0%で第1位、「日常の買い物が不便」が49.4%で第2位、「村内に働く場所が少ない」が47.1%で第3位であった。次いで、「スポーツ・レジャー施設や文化施設が不十分」(31.0%)、「道路や交通の便が悪い」(4.0%)などの順となっている。



② 今後の村づくりの要望

中学生に今後の村への要望を尋ねたところ、「スポーツや遊びの場所を充実させる」が 48.6% で第 1 位となっている。次いで、「買物や飲食ができる店を増やす」が 42.4% で第 2 位、「公園をつくる」が 30.6% で第 3 位、以下、「自然や川を守る」(19.4%)、「きれいな街並み・景観をつくる」(18.8%)、「たくさんの観光客が訪れる村にする」(17.4%)、「図書館、文化活動の場所を充実させる」・「働ける場所を増やす」(同率 15.3%) などとなっている。



(4) 人口減少対策を実施する上での課題

人口ビジョンで示すとおり、本村では、社会動態の減少（特に高校・大学卒業時点における人口の流出）、自然動態の減少（出生率の低下）のほか、生産年齢人口の減少、晩婚化・未婚化の進行等の影響による人口減少が明らかとなっており、これらに加え、働く場、雇用の場が少ないことや少子高齢化等による地域経済の停滞、子育て世代の経済的負担感の増大、空き家・空き店舗・空き地の増加など人口減少対策を実施する上での課題が浮き彫りとなっています。

4. 基本目標と重点事業

第2期総合戦略では、次の4つを基本目標に掲げ、具体的な施策・事業を展開することで、人口減少の抑制に歯止めをかけ、2045年に5,000人の人口目標達成を目指します。

基本目標① 安心して働けるむらづくり（人材確保・育成、雇用の創出）

- (1) 道の駅ひらた笑顔のむらづくり事業
- (2) 農業生産力の強化
- (3) 農業従事者の確保・育成
- (4) 新たな企業の誘致
- (5) 事業承継、創業、経営改善等の中小企業支援
- (6) 若者、女性の活躍推進
- (7) 高校生道弁プロジェクト
- (8) 広域連携事業（創業支援体制の整備事業）
- (9) 地元高校との連携

基本目標② ひとが賑わうむらづくり（人の流れをつくる）

- (1) 道の駅ひらた笑顔のむらづくり事業
- (2) 「いきつけの田舎」創生事業
- (3) ひらたコンシェルジュ育成事業
- (4) 空き家対策事業
- (5) PPP／PFI住宅整備事業（定住促進住宅新規開発事業）
- (6) 観光交流等拠点開発整備事業
- (7) スポーツクラブ運営事業
- (8) 観光PR事業
- (9) 3世代同居支援（孫ターン支援事業）
- (10) 空き家・空き地バンク事業
- (11) 住宅取得支援事業
- (12) 移住者住宅取得支援事業
- (13) 移住支援金給付事業
- (14) 若者向け分譲住宅地整備事業
- (15) 移住希望者への情報発信

基本目標③ 結婚・出産・子育てに優しいむらづくり

- (1) 0歳児保育（就労支援事業）
- (2) こども園利用者負担額、給食費軽減事業
- (3) 放課後児童クラブ運営事業
- (4) ファミリーサポート事業
- (5) 健康保持、増進事業（子ども医療の充実）
- (6) 子育て支援補助事業
- (7) 婚活事業
- (8) 結婚新生活支援事業
- (9) 教育資金に係る借入金の利子補給制度の創設

基本目標④ 未来へつなぐむらづくり（心やすらぐ安全安心なむらづくり）

- (1) 「ふるさと納税」に出身者向け特別メニューを用意
- (2) 高齢者食材宅配&見守り事業
- (3) 高齢者生きがいづくりと社会参加体制整備
- (4) 廃校利活用事業
- (5) 小さな拠点構想
- (6) 域学連携促進事業
- (7) 中央公民館の開放
- (8) 人に優しい案内表示板設置事業
- (9) 広域連携事業（連携中枢都市圏事業含）
- (10) お試し移住体験事業

基本目標① 安心して働けるむらづくり (人材確保・育成、雇用の創出)



【現況と課題】

- ・人口減少と少子高齢化の影響により、本村でも基幹産業である農業をはじめとする各産業を取り巻く経済情勢は厳しい状況にあり、本村の雇用環境に対しての住民の満足度も低い状況にあります。
- ・本村の基幹産業である農業は、後継者の減少等により衰退傾向にあり、今後も持続できる村づくりを進めるため、再活性化のための取組が求められています。また、農地保全による美しい自然・景観の維持、防災対策としても重要となります。
- ・多くの住民が就労先を村外に求めている状況にあることから、村内での雇用の場の確保のため、本村の地域資源や道路交通アクセスの優位性を活かして、既存産業の維持と新たな産業の創出に努めていく必要があります。
- ・人口減少によって、生産年齢人口の減少や需要の減少による地域経済の縮小、企業の撤退や既存産業の衰退などにつながるものが危惧されており、後継者を含めた人材の確保対策が課題となっています。

【基本方針】

- ・地方創生においては、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼ぶといった好循環を確立することが重要な取組であり、特に若い世代が安心して働くことができる環境づくりを目指します。
- ・基幹産業である「農林業」の維持と発展につながる施策を講じるとともに、優良な農地を活用した6次化産業の取組を推進し、競争力の高い「ブランド」構築と新たな販路の確立を目指します。
- ・村内事業所の事業継続や生産性向上等の取組に対する支援策による地域産業の活力の維持を図るとともに、本村の道路交通の優位性を活かした企業誘致や起業支援によって新たな産業の確保を目指します。
- ・本村の産業経済を維持していくためには、働き手の確保が重要であることから、将来この地域を担う若者等の人材育成と確保のための取組を推進します。

【数値目標】

評価指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
製造品出荷額等 ※工業統計調査	百万円	14,308 (R1年度)	16,000
農産物販売額	百万円	677	700

【重点事業】

(1) 道の駅ひらた笑顔のむらづくり事業

道の駅ひらたの集客・販売体制の強化、直売所機能の活性化を図ることで、農業経営の好循環を生み出し、農家の生産意欲の向上と所得向上につなげ、基幹産業である農業の振興を目指します。

(2) 農業生産力の強化

本村の地域資源である優良な農地を維持するため、資源循環型農業による付加価値の高い農作物の栽培やブランド化のほか、多品目出荷や野菜の周年出荷に向けた取り組みを支援し、農業経営の安定化を目指します。

(3) 農業従事者の確保・育成

新規就農者や都市部からのＵＩターン希望者に対する支援策を拡充し、農業従事者の確保に努めるとともに、新規耕作・生産拡大を希望する農家への支援策により、農業生産の維持拡大と耕作放棄地の有効活用を図ります。

(4) 新たな企業の誘致

既存工業団地の空き工場・未分譲地、廃校施設の情報発信を行い、本社機能の移転、新增設を行う事業者に対しての支援や、村の工場等誘致奨励金を活用した企業誘致に努めます。

(5) 事業承継、創業、経営改善等の中小企業支援

地域経済を支える村内中小企業の持続的発展のため、村が指定する融資制度で資金を借り受けた中小企業者に対し利子の一部を助成することにより、経営基盤の安定及び商工業の振興を図ります。

(6) 若者、女性の活躍推進

介護・医療・福祉資格の取得に係る助成を行い、不足する介護福祉職員等の人材確保と育成に努めます。

(7) 高校生道弁プロジェクト

地域で生まれ育った高校生に、地域食材を使った道の駅弁当を考案してもらい、優秀作は道の駅等で販売するなど、地元農産物の消費拡大につなげます。

(8) 広域連携事業（創業支援体制の整備）

こおりやま広域圏や地元金融機関、日本政策金融公庫等の連携により、意欲のある創業希望者に対する支援策の充実を図り、地域における産業の活性化につなげます。

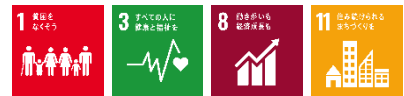
(9) 地元高校との連携

高校及び村内事業所・企業の協力により、村内及び近隣町村の高校生を対象とした企業説明会や見学会を開催することで、卒業後も地元で活躍する人材の育成につなげる。

【重要業績評価指標（KPI）】

評価指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
誘致企業数（操業中の企業）	件	9	10
従業者数 ※工業統計調査	人	533 (R1年)	600
創業・起業者数	件	1	3
販売農家数 ※農林業センサス	人	626 (H27年)	650
道の駅ひらた売上額	万円	25,200 (R1年度)	30,000

基本目標② ひとが賑わうむらづくり (人の流れをつくる)



【現況と課題】

- ・本村では、少子高齢化が一層進行していくことが予測されており、この状況が今後も続くことで、将来本村を担う世代は大きな不安と負担を強いられることとなります。
- ・本村が、将来にわたって持続可能な村としてあり続けるために、少子化の流れに歯止めをかけるとともに、本村の少子高齢化の要因となっている若者の転出抑制につながる取組が重要となっています。
- ・「ひと」の流れづくりが、「しごと」と「ひと」の好循環を確立するために必要であり、イベントやインターネット等を活用して、本村の魅力を広く情報発信し、都市部の潜在的な移住希望者を対象とした移住施策や、進学等で都市部に出た若者の地元雇用の施策などに取り組む必要があります。

【基本方針】

- ・ジュピアランドひらたや道の駅ひらたを観光・交流の重要拠点とし、山鶏滝などを含めた周遊観光地への誘客、スポーツイベントなどを通じた交流人口の拡大と地域の活性化を図り、将来的な定住・移住へとつないでいきます。
- ・良好な住環境の確保は、移住定住を促進するための重要な条件であることから、空き家・空き地の有効活用による住宅または住宅地の確保のほか、住宅新築のための誘導施策を展開します。
- ・本村への移住を促進するため、県や関係機関と連携した積極的なイベントの実施等による認知度の向上や地域住民との連携による取組やサポートを行い、関係人口の創出・拡大を目指します。

【数値目標】

評価指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
転出超過の抑制(転入－転出)	人	△61 (R1年)	10
滞在人口率(5月・昼間人口)	倍	1.01 (R1年)	1.10

【重点事業】

(1) 道の駅ひらた笑顔のむらづくり事業

道の駅ひらたの敷地を拡張し、駐車スペースの増加や施設設備の機能強化を図ることとで、施設の利便性向上と本村のイメージアップにつなげ、県内外からの来場者の増加を目指します。

(2) 「いきつけの田舎」創生事業

行きつけの場所を訪れるような感覚で、ひとときの癒しの時間を過ごせる様な受入施設（農家民宿）を整備し、体験活動などを取り入れ、一過性ではない関係人口の増加を目指します。

(3) ひらたコンシェルジュ育成事業

地域おこし協力隊や新たな人材を確保し「平田村コンシェルジュ」の育成を図り、来訪者に本村の魅力や観光スポットのPRや情報発信の活動を展開します。

(4) 空き家対策事業

定期的に村内の空き家の所在把握、実態調査により台帳の整備を行い、空き家貸付助成事業や空き家バンク制度の活性化により、空き家の有効活用と移住定住施策の推進を図ります。

(5) PPP／PFI住宅整備事業（定住促進住宅新規開発事業）

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間資金やノウハウを活用し効率的に公共サービスを提供します。

(6) 観光交流等拠点開発整備事業

地域資源の活用推進と活力ある地域形成のため、観光地における交通拠点等の基盤整備を含めた総合的な取組を行い、将来的には、地域産業等の物流拠点整備も視野に入れた検討を行います。

(7) スポーツクラブ運営事業

スポーツに親しむ機会の提供や、健康・体力づくりの促進、団体の育成や指導者の確保等の支援体制を整え、村内スポーツ活動の推進と運動能力の向上を図る。

(8) 観光PR事業

村内観光地等を印刷したハガキを作成し、村外に広く発信して本村を知るきっかけづくりを行います。

(9) 3世代同居支援（孫ターン支援事業）

村外在住の子育て世帯と村内在住の親世帯が同居・近居するために持家を取得する費用の一部に対し助成し定住支援策の推進を図ります。

(10) 空き家・空き地バンク事業

村のホームページを活用し、村内にある空き家や空き地の情報提供を行うことで、空き家等の有効活用につなげるとともに、定住促進による地域の活性化を図ります。

(11) 住宅取得支援事業

本村への定住を推進するため、本村に居住する若者世帯が村内に住宅を新築（建売住宅取得または中古住宅取得を含む）した際に、その費用の一部を支援します。

(12) 移住者住宅取得支援事業

村外からの移住を推進するため、本村に転入した若者世帯が住宅を新築（建売住宅取得または中古住宅取得を含む）した際に、その費用の一部を支援します。

(13) 移住支援金給付事業（Fターン）

移住定住の促進及び中小企業等の人手不足の解消につなげるため、県の求人マッチングサイト（Fターン）を通して、東京圏から本村に移住し、就業または起業した世帯を支援します。

(14) 若者向け分譲住宅地整備事業

小中学校の廃校等で未利用となっている村有地の有効活用を図るため、分譲住宅地への利用転換の可能性について調査検討します。

(15) 移住希望者への情報発信

本村に住む魅力伝える移住者向けPRパンフレットの作成とあわせ、ふるさと回帰支援センター等を活用した首都圏におけるPR事業を展開し、本村の関係人口の創出と移住者の獲得を目指します。

【重要業績評価指標（KPI）】

評価指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
観光客入込数（ジュピアランドひらた）	人	104,000 (R1年度)	120,000
道の駅ひらた来場者数（レジ通過者）	人	179,000	200,000
空き家バンク延べ登録数	棟	3	13
移住支援事業による転入世帯数（累計）	世帯	0	20
地域おこし協力隊配置延べ人数	人	4	10
体育施設利用者数	人	24,232 (R1年度)	25,000

基本目標③ 結婚・出産・子育てに優しいむらづくり



【現況と課題】

- ・結婚適齢期人口の減少、未婚率・初婚年齢の上昇、子育ての経済的負担や仕事との両立の難しさなど様々な要因により、婚姻数の減少と出生数が減少し、少子化が進行しています。
- ・持続可能な村であり続けるためには、バランスの取れた人口構成を維持する必要があります。そのため、少子化対策を進めることは、本村の最重要課題となっています。そのため、時代の変化に柔軟に対応し、希望する人が「結婚」「出産」し、「子育て」のしやすい環境づくりに取り組む必要があります。
- ・出会いから結婚、出産、子育て、教育までの切れ目のない相談・支援体制を充実させるとともに、子育てを支える地域づくりを推進し、「子育ての負担感」が軽減できる取組を進めます。

【基本方針】

- ・結婚を望む男女の出会いの機会づくりや、若者が希望どおり結婚し、子供が産めるよう、子育て世代の経済的負担を軽減するための支援を図ります。
- ・結婚、出産、子育てに関する情報発信とあわせて、子育て世代の相談・支援体制の充実を図るとともに、時代とともに変化する子育て世代の希望の把握に努めます。
- ・村内の事業所や企業などに対し、育休を取得しやすい職場環境の整備や従業員への育休制度の周知、多様な働き方の普及など、仕事と子育ての両立が図られるよう協力を求めます。

【数値目標】

評価指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
結婚希望率 ※村民アンケート	%	60.0	65.0
合計特殊出生率	%	1.55 (H25~29)	1.72

【重点事業】

(1) 0歳児保育（就労支援事業）

就労を希望するものの、子どもの保育のために就労を断念したり、転出せざるを得なかったりする子育て世帯を支援するため、新築した認定こども園における0歳児保育を実施します。

(2) こども園利用者負担額、給食費軽減事業

子育て世代の経済的負担の軽減のため、こども園利用者負担額（保育料）、こども園及び小中学校の給食費を軽減します。

(3) 放課後児童クラブ運営事業

放課後児童クラブを運営し、保護者が就労等による昼間不在の児童に対し、適切な遊び、生活の場を提供して児童の健全育成を推進します。

(4) ファミリーサポート事業

子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助希望者と援助実施者との相互援助活動に関する連絡調整を行います。

(5) 健康保持、増進事業（子ども医療の充実）

本村に住む子どもの健やかな成長に資するため体力向上の取組や乳幼児健診、子ども医療の充実を図ります。

(6) 子育て支援補助事業

次世代を担う子ども達の健全育成を図るため、出産から切れ目のない保護者支援策として、赤ちゃん誕生祝金や入学祝い金、高校等通学支援金の支給を行います。

(7) 婚活事業

未婚化、晩婚化の進行に歯止めをかけることを目的に、結婚を望む独身男女の出会いの機会を創出するため、他市町村との連携による婚活事業を実施します。

(8) 結婚新生活支援事業

経済的な理由で結婚に踏みきれない新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（新居の家賃、引越費用等）を支援します。

(9) 教育資金に係る借入金の利子補給制度の創設

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、「国の教育ローン」等の教育資金に係る借入利用者に対する利子（保証料）の一部または全部に相当する金額の給付制度の創設を目指します。

【重要業績評価指標（KPI）】

評価指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
0歳児保育受入施設数	箇所	0	1
放課後児童クラブ利用者数（9月末現在）	人	87	100
婚活イベント「石川コン」参加者数（累計）	人	306	370

基本目標④ 未来へつなぐむらづくり

(心やすらぐ安全安心なむらづくり)



【現況と課題】

- ・ 今後も少子高齢化が進行していくことを視野に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域で見守り・支え合える体制の構築が必要です。
- ・ 安心して生活を送ることができる村づくりを進めるため、高齢者や障害者、外国人などを含め、本村に暮らす誰もがＱＯＬ（生活の質）を向上させる必要があります。

【基本方針】

- ・ 暮らしの中で豊かな自然の恵みや四季の変化が感じられるよう、自然保全や廃校・耕作放棄地などの有効利用を図りながら、安らぎのある村づくりを目指します。また、近隣市町村との共通する行政課題解決のため、広域的連携・協力体制の強化を図ります。
- ・ 「しごと」と「ひと」の好循環を支えるため、老後も住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活関連サービスや地域活動の場を集めた小さな拠点の形成について検討を進めます。
- ・ Society5.0（超スマート社会）に変革していく転換期を迎え、さらに、感染症リスクによる新たな生活様式に対応するためにも、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）を推進していきます。

【数値目標】

評価指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
平田村への愛着度 ※村民アンケート	%	75.7	80.0

【重点事業】

(1) 「ふるさと納税」に出身者向け特別メニューを用意

寄附金を原資に、出身者の「ふるさと維持のための“しごと”」を支援・代行する。支援・代行が必要な“しごと”がなければ、特産品開発の“モニター”として貢献するメニューを用意する。

(2) 高齢者食材宅配&見守り事業

要望に応じて食料品や生活用品の受注・配達を行い、同時に安否確認を行うことで、「高齢になっても住みやすい平田村」の実現を目指す。

(3) 高齢者生きがいづくりと社会参加体制整備

高齢者の社会参加状況とニーズを把握し、既存コミュニティに加え新たなコミュニティを創設する。生きがいづくり事業を展開し、生涯現役で社会参加ができる体制を整える。

(4) 廃校利活用事業

CCRC構想、シェアハウス、複合施設、インキュベーション施設などの検討から廃校の再生、利活用を行う。

(5) 小さな拠点構想

一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持するための検討を行う。

(6) 域学連携促進事業

客観的立場（地域外）でむらづくりを見てもらい、助言や提言を基に課題解決を図り、協働した地域活性化やむらづくりを進める。

(7) 中央公民館の開放

生涯学習の振興を図るため、学校教育や部活動に支障のない範囲で、身近な文化・スポーツ活動などの場として開放する。

(8) 人に優しい案内表示板設置事業

多くの人が行き交う施設を対象に、3カ国語表記の案内板を設置する。

(9) 広域連携事業（連携中枢都市圏事業含）

広域で共有する課題解決と目指すべき方向性について検討し、共通する行政課題解決に向けた体制強化を図る。

(10) お試し移住体験事業

空き家や空き公共施設等を利用して宿泊可能な施設に整備し、本村に移住を考えている方に貸し出し、本村の魅力や住み心地を直接体験してもらい移住者の増加につなげる。

【重要業績評価指標（KPI）】

評価指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
耕作放棄地率	%	19.08	18.00
廃校利活用	箇所	1	2
公民館利用者数	人	12,013 (R1年度)	12,500

VI. 附属資料

1. 計画策定の経過

【令和2年度】

- 6月 平田村振興計画策定委員会
 - ・後期基本計画の策定方針について
 - ・平田村振興計画策定幹事の選任
- 7月 平田村振興計画策定幹事会（ふるさとづくり推進プロジェクト会議）
 - ・後期基本計画の策定方針について
 - ・計画の構成及び施策体系について
 - ・人口推計結果及び目標人口について
 - ・村民アンケート調査内容の検討
- 7月 村民アンケート実施（～8月）
 - ・村内に居住する18歳以上の男女から無作為に500人を抽出中学生アンケート実施（～8月）
 - ・ひらた清風中学校の全生徒対象
- 8月 後期基本計画マネジメントシートの作成依頼（～9月）
（村振興計画策定幹事）
- 10月 平田村総合開発審議会
 - ・後期基本計画の策定方針について
 - ・計画の構成及び施策体系について
 - ・アンケート調査結果について
- 12月 平田村議会常任委員会
 - ・後期基本計画策定に向けた状況について
 - ・人口推計結果（人口ビジョン）について
- 12月 後期基本計画素案の確認依頼（～1月）
（村振興計画策定幹事）
- 3月 平田村総合開発審議会
 - ・後期基本計画案の諮問
- 3月 平田村議会常任委員会
 - ・後期基本計画案について
- 3月 平田村振興計画策定幹事会（ふるさとづくり推進プロジェクト会議）
 - ・後期基本計画案の修正について
- 3月 平田村総合開発審議会
 - ・後期基本計画の答申

2平総第648号

令和3年3月1日

平田村総合開発審議会
会長 阿部 浩之 様

平田村長 澤村 和明

第5次平田村総合計画後期基本計画について（諮問）

第5次平田村総合計画の基本構想に基づく後期基本計画を別紙のように策定することについて、貴審議会の意見を求めます。

令和3年3月26日

平田村長 澤村和明 様

平田村総合開発審議会会長 阿部浩之

第5次平田村総合計画後期基本計画について（答申）

令和3年3月1日付け2平総第648号をもって意見を求められた第5次平田村総合計画の基本構想に基づく後期基本計画について、審議の結果適当と認め、この旨答申します。

なお、この基本計画の実現にあたっては、特に下記の点に配慮されるよう要望します。

記

- 1 本計画を「村民のための」計画であるという視点に立って村民の満足度向上に努めるとともに、多くの村民の参画を得て、村民によるむらづくり、村民との協働によるむらづくりを進めること。
- 2 村の厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革の徹底による効率的な村政 執行と財源の確保に留意しながら、計画の実現に努めること。
- 3 本計画に統合された総合戦略に掲げる各施策は、本村の人口減少に歯止めをかけ、持続可能な村づくりに資する重要な施策として位置付けられることから、各課横断的な連携により積極的に事業推進を図ること。

2. 平田村総合開発審議会

【令和2年4月～令和4年3月】

会 長 : 阿部 浩之

副会長 : 村上 英子

委 員 : 遠藤 友一、大竹 愛子、太田 忠男、久保木 進、佐藤 仁、
三本松和美、永瀬 成元、太田 清実

3. 平田村振興計画策定委員会

【令和2年4月～令和3年3月】

会 長 : 上遠野今朝光

副会長 : 三本松利政

委 員 : 熊谷 洋子、横田 博子、鈴木 保子、大方 憲一、眞弓 裕人、
吉田 政吉、木村 伸、吉田 大吉、渡邊 敏男

4. 平田村振興計画策定幹事会（ふるさとづくり推進プロジェクト会議）

【令和2年4月～令和3年3月】

会 長 : 三本松利政

幹 事 : 塩田 洸、吉田恵美子、降矢 敏之、遠藤 淳一、宗像 哲也、
渡邊 幸男、太田ひろみ、吉田 隆、森 勝貴

事務局 : 総務課政策情報係

第 5 次平田村総合計画 後期基本計画

令和 3 年度～令和 7 年度

編集発行
平田村総務課

〒963-8292

福島県石川郡平田村大字永田字切田 116

Tel.0247-55-3111 Fax.0247-55-3199

<https://www.vill.hirata.fukushima.jp>
